

# 令和2年度

# コース履修の手引

- ・教職コース
- ・司書教諭コース
- ・学芸員コース

日本大学通信教育部

# 各種コースを履修する皆さんへ

日本大学通信教育部

この『手引』は、本学の教職コース・司書教諭コース・学芸員コースを履修し、免許や資格の取得をめざす方に、本学におけるコース履修の概要や方法について説明したものです。

教職・司書教諭・学芸員のいずれのコースも、この手引きに記された内容に基づいて、必要な単位を修得する必要があります。コース科目のなかには、幅広い知識をもって採用試験などに臨んでもらいたいという観点から、法定科目以外に本学が独自で設定したものもあります。皆さんは各コースで取得できる免許や資格、専門職の社会的意義について十分に理解し、はっきりとした目的意識を持ち、綿密に練られた計画を立てた上で、履修してください。

近年、教育職員や、学芸員の採用は大変厳しい状況におかれています。免許や資格を持ったことで、すぐに専門職に就けるわけではありません。学校教育では教科指導以外の社会問題が年々大きくなり、博物館では教育・研究機能の一層の充実が求められています。社会経験を持った人材が教員として採用されるケースも見られ、学芸員では採用の際に実務経験が重視されるケースも目立つてきました。教員や学芸員の募集が増えたとしても、数少ない採用枠に対して全国から応募者が集まることから、「狭き門」であることに変わりはありません。しかし、採用がなくなったわけではありません。コース履修に対する真摯な姿勢、人一倍の努力をもって学修し、是非、この厳しい状況を突破してください。

コース科目を履修するなかで、専門職に就くための適性をしっかりと見極め、常に高い意識を持ちながら学修に臨むこと、それが何よりも大切な心がけです。

入学した年度により、修得すべき科目や単位数が変更になっています。

必ず入学した年度のコース履修の手引を参照してください。

## 【関係法令について】

この『手引』における各コースの説明は、主に以下の法令に基づいています。

法令名		概要
教職 コース	教育職員免許法	「教育職員免許法」は、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とし、教育職員免許状に関する基本となるものを定めていく法律です。
	教育職員免許法施行規則	「教育職員免許法施行規則」は、教育職員免許法の規定に基づいて、教員免許状の授与に際して取得しなければならない内容や必要な単位数等についての具体的な詳細を定めている法律です。
司書教諭 コース	学校図書館法	「学校図書館法」は、学校図書館の設置、運営及び専門的職務を掌る司書教諭設置の義務について定めている法律です。
	学校図書館司書教諭講習規程	「学校図書館司書教諭講習規程」は、学校図書館法第5条に規定する司書教諭の講習及び履修すべき科目について定めている法律です。
学芸員 コース	博物館法	「博物館法」は、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、また博物館において専門的な職務にあたる学芸員の資格について定めている法律です。
	博物館法施行規則	「博物館法施行規則」は、博物館法第5条に規定する博物館に関する科目及び学芸員の資格認定について定めている法律です。

## 【『手引』における用語の略記について】

この『手引』では、下表左欄に掲げる用語を右欄の略記で表記しています。

No	用語	略記	No	用語	略記
①	教育職員免許状	免許状	⑥	専修学校専門課程	専門学校
②	教育職員免許法	免許法	⑦	教育職員免許法 第5条別表第1	別表第1
③	教育職員免許法施行規則	教免規則	⑧	教育職員免許法 第6条別表第4	別表第4
④	中学校2種・中学校1種・ 高等学校1種	中2種・中1種・ 高1種	⑨	教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	66条の6
⑤	出身大学・出身短期大学	出身大学等	⑩	介護等の体験	介護等体験

!学修を始める前に!

## 【コース登録届の提出について】

「教職コース」、「学芸員コース」及び「司書教諭コース」を希望する方は事前に希望するコースを登録する必要があります。各コースの履修を希望する場合は、卷末の「コース登録届」を提出してください。過去にコース登録を提出している方は提出の必要はありません。

### 【注意事項】

- ① 「コース登録届」提出後、約1週間程度でポータルサイトに反映される予定です。
- ② 教職生は必ず登録してください。

# 目 次

## 【教職コース】

### I 教職コース履修にあたってのガイド

### II 教職コースについて

- 1 本学で取得できる免許の種類（課程認定） ..... 6
- 2 教職コースにおける根拠法令について ..... 7
- 3 所要資格について ..... 8
  - ①基礎資格について
  - ②2学年修了条件
  - ③法定最低修得単位の修得条件について

#### 【新法適用者】

### III-1 教員免許状取得における所要資格について

- 1 初めての免許状取得の場合【別表第1】 ..... 12
- 2 他教科の免許状取得の場合【別表第4】 ..... 13
  - ①基礎資格
  - ②法定最低修得単位と本学通信教育部での必要単位

### IV-1 必要修得科目の確認について

- 1 免許状取得の不足単位の確認ガイド ..... 16
- 2 「学力に関する証明書」について ..... 18
  - (1) 教免規則第66条の6に定める科目【66条の6】
  - (2) 教科及び教科の指導法に関する科目
  - (3) 教育の基礎的理解に関する科目等
  - (4) 大学が独自に設定する科目
  - (5) その他注意事項
- 3 法定最低修得単位数と必要単位数の計算方法 ..... 21

### V-1 単位修得について

- 1 教職コース科目の確認の流れ ..... 23
- 2 表の見方 ..... 24
- 3 教免規則第66条の6に定める科目 ..... 25
- 4 教育の基礎的理解に関する科目等 ..... 26
  - 各教科の指導法 修得科目組み合わせ一覧
- 5 教科及び教科の指導法に関する科目 ..... 30

#### 【旧法適用者】

### III-2 教員免許状取得における所要資格について

- 1 初めての免許状取得の場合【別表第1】 ..... 46
- 2 他教科の免許状取得の場合【別表第4】 ..... 47
  - ①基礎資格
  - ②法定最低修得単位と本学通信教育部での必要単位

### IV-2 必要修得科目の確認について

- 1 免許状取得の不足単位の確認ガイド ..... 50
- 2 「学力に関する証明書」について ..... 52
  - (1) 教免規則第66条の6に定める科目【66条の6】
  - (2) 教科に関する科目
  - (3) 教職に関する科目
  - (4) 教科又は教職に関する科目
  - (5) その他注意事項
- 3 法定最低修得単位数と必要単位数の計算方法 ..... 55

### V-2 単位修得について

- 1 教職コース科目の確認の流れ ..... 56
- 2 表の見方 ..... 57
- 3 教免規則第66条の6に定める科目 ..... 58
- 4 教職に関する科目 ..... 60
  - 各教科の指導法 修得科目組み合わせ一覧
- 5 教科に関する科目 ..... 64

### VI 介護等の体験について

- 1 介護等の体験とは ..... 82
  - ①介護等体験受け入れ先
  - ②介護等体験期間及び具体的な内容
- 2 受講要件等について ..... 83
  - ①受講対象者
  - ②免除者
  - ③体験に係る学籍について
- 3 受講手続について ..... 84
  - ①受講手続
  - ②手続書類
  - ③介護等体験の費用
  - ④一覧表の見方
  - ⑤各都道府県別「介護等体験」申込時期一覧（参考）
- 4 事前指導について ..... 88
- 5 介護等体験の受講について ..... 88
  - ①体験に際しての注意事項（必読）
  - ②介護等体験の受講への心構え
  - ③介護等体験の内容（1日のスケジュール例）
  - ④介護等体験期間の変更・辞退
  - ⑤介護等体験の再受講について
- 6 介護等体験の受講後について ..... 90
  - ①介護等体験証明書について
  - ②大学への手続き

## VII 教育実習について

1 教育実習とは	91
2 教育実習の心構え	91
3 教育実習受講の流れ	91
4 教育実習【概略図】	92
5 教育実習受入校（実習校）の選定及び内諾について	94
①教育実習の時期・期間	
②実習校の確保について	
③教育実習を行うことができない場合	
④実習校の種類	
(1)一般校 (2)東京都公立校 (3)指定校	
⑤教育実習校への受入依頼	
6 教育実習受講資格要件等	98
①受講資格	
②受講資格の充足時期	
7 受講手続	100
8 教育実習 事前指導・事後指導	101
9 教育実習費	101
10 教育実習	101
①教育実習事前準備	
②教育実習生の1日の流れ	
③実習生の勤務について	
④実習生の教育実習評価について	
11 教育実習結果発表	102

## VIII 教職実践演習について

1 教職実践演習とは	103
2 受講要件について	103
①受講対象者	
②受講不要な者	
3 受講手続について	104
①開講時期	
②受講手続方法	
③教職実践演習②受講資格の充足時期	
④開講場所	
⑤受講料	
⑥授業方法	
4 履修カルテについて	106

## IX 必要単位修得後の手続きについて

1 修得単位の確認	109
2 免許状の申請について	109
3 【個人申請】修得単位を合わせて免許状申請する場合の注意事項	110
①「出身大学等での修得単位」と「本学での修得単位」の場合	
②本学通信教育部に複数の学籍（正科生・科目履修生）所持者の場合	
4 教員採用決定後の手続きについて	110

## 【 司書教諭 コース 】

### I 司書教諭コースについて

1 「司書教諭」とは	111
2 司書教諭資格の所要資格	111
3 司書教諭コース受講対象者	111

### II 司書教諭講習修了証書の申請について

1 司書教諭講習修了証書とは	112
2 一括申請対象者	112
3 「司書教諭講習修了証書」一括申請の流れ	112
4 一括申請を希望する場合の単位修得充足時期	112

## 【 学芸員 コース 】

### I 学芸員コースについて

1 学芸員とは	114
2 入学形態について	114
①履修できるのは正科生のみ	
②入学する学部・学科（専攻）について	
3 学芸員資格取得の要件	114
①「学士」の学位について	
②必要な科目的単位修得について	
③学芸員資格証明書について	

### II 学芸員資格取得に必要な科目

1 必修科目（11科目20単位）	115
2 選択必修科目（4科目16単位）	115

## III 博物館実習について

1 博物館実習の内容	116
2 博物館実習の開講時期と実習費用について	116
3 博物館実習の受講資格と充足時期	117
4 博物館実習Ⅲについて	117
①館務実習先は、各自で確保する	
②館務実習先として認められる博物館とは	
③実習先の受け入れについて	
④博物館実習Ⅲの単位認定時期について	
5 事前指導・事後指導	119
6 受講手続	119

## IV 学芸員資格取得までの流れ

学芸員コース履修モデル	120
-------------	-----

## 【 卷 末 資 料 】

・ コース登録届	123
・ 履修カルテ配布願	125
・ 教員採用情報（採用先）の届出	127

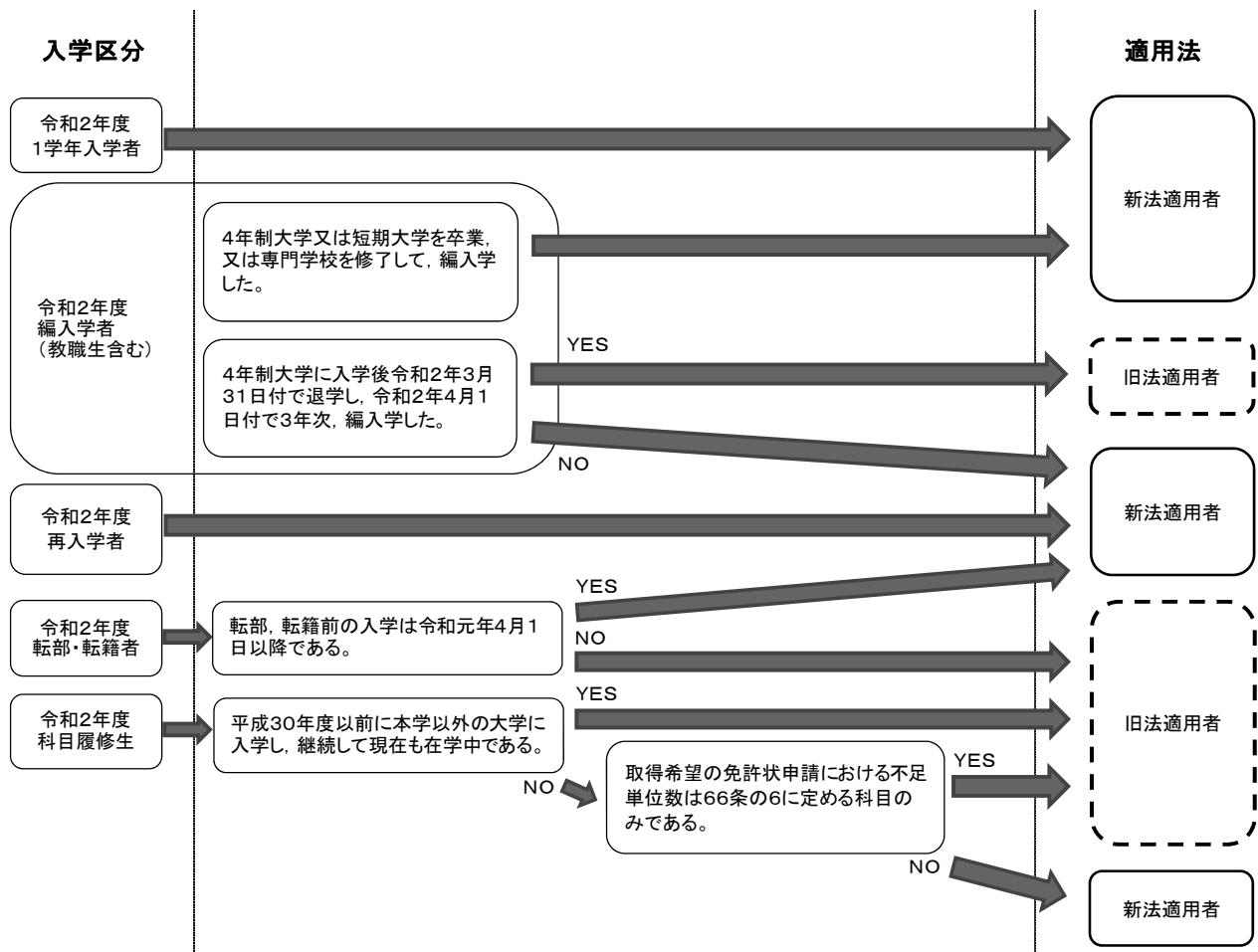
# 教職コース

平成 29 年 11 月 17 日に公布された「教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 41 号）」により、平成 31 年 4 月 1 日から教育職員免許法及び同施行規則が改正されました。（以下、これを「新法」、前免許法及び施行規則を「旧法」と呼ぶ）。

これに伴い、令和元年度以降に入学した学生は、免許状取得にあたり、新法に基づく所要資格を満たす必要があります。

ただし、一部学生は改正に伴う経過措置を受け、旧法での所要資格充足を目指すこととなります。下記の表を参考に、自身が新法、旧法どちらの適用になるか確認のうえ、履修するようにしてください。

※下記表は、免許申請の根拠法令を免許法第 5 条別表第 1 により申請する場合に限ります。第 6 条別表第 4 により申請する場合は、入学区分に関わらず一律新法による所要資格充足が求められます。自身の申請根拠法令が分からぬ場合は、P. 7 「免許申請の根拠法令の確認」を確認してください。



# I

## 教職コース履修にあたってのガイド

教職コースの履修にあたり下記ガイドに従い、各章の記載内容を確認してください。

### II) 教職コースについて

(6ページ~)



- ・通信教育部で取得できる免許の種類
- ・免許申請の根拠法令
- ・所要資格について

### III) 教員免許状取得における所要資格について

(新法適用者は12ページ~, 旧法適用者は46ページ~)



- ・初めての免許状取得の場合 (別表第1)
- ・他教科の免許状取得の場合 (別表第4)

### IV) 必要修得科目の確認について

(新法適用者は16ページ~, 旧法適用者は50ページ~)



- ・免許状取得の不足単位確認ガイド (初めての免許状取得, 他教科の免許状取得)
- ・確認するための「学力に関する証明書」とは

### V) 単位修得について

(新法適用者は23ページ~, 旧法適用者は56ページ~)



- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 「新法適用者」             | 「旧法適用者」             |
| ・教免規則第66条の6に定める科目一覧 | ・教免規則第66条の6に定める科目一覧 |
| ・教育の基礎的理解に関する科目等一覧  | ・教職に関する科目一覧         |
| ・教科及び教科の指導法に関する科目一覧 | ・教科に関する科目一覧         |

### VI) 介護等の体験について

(中学校免許状取得希望者のみ)

(82ページ~)



- ・介護等体験の内容
- ・受講手続について
- ・介護等体験事前指導
- ・体験にあたっての心構え

### VII) 教育実習について

(91ページ~)



- ・教育実習とは
- ・実習校への受入依頼
- ・受講手続
- ・教育実習にあたっての事前準備, 心構え

### VIII) 教職実践演習について

(103ページ~)



- ・教職実践演習とは
- ・実践演習の受講要件
- ・受講手続
- ・履修カルテとは

### IX) 必要単位修得後の手続きについて

(109ページ~)

- ・一括申請と個人申請

※離籍後に不足単位が発覚する等のトラブルがないよう、必ず当該項目を確認してください。

## 教職コースについて (はじめにお読みください。)

ここでは、教職コース履修者から、特に質問が多い事項を共通事項としてまとめていますので、目的とする取得免許の種類・内容に関わらず、学修を始める前に必ず確認してください。また、巻末資料も併せて参照してください。

### 1 本学で取得できる免許の種類（課程認定）

大学・短期大学では、学科・専攻ごとに免許状取得にあたっての教科・科目を事前に文部科学省に申請して、認可されています。このように文部科学省から受けた認可を課程認定といいます。

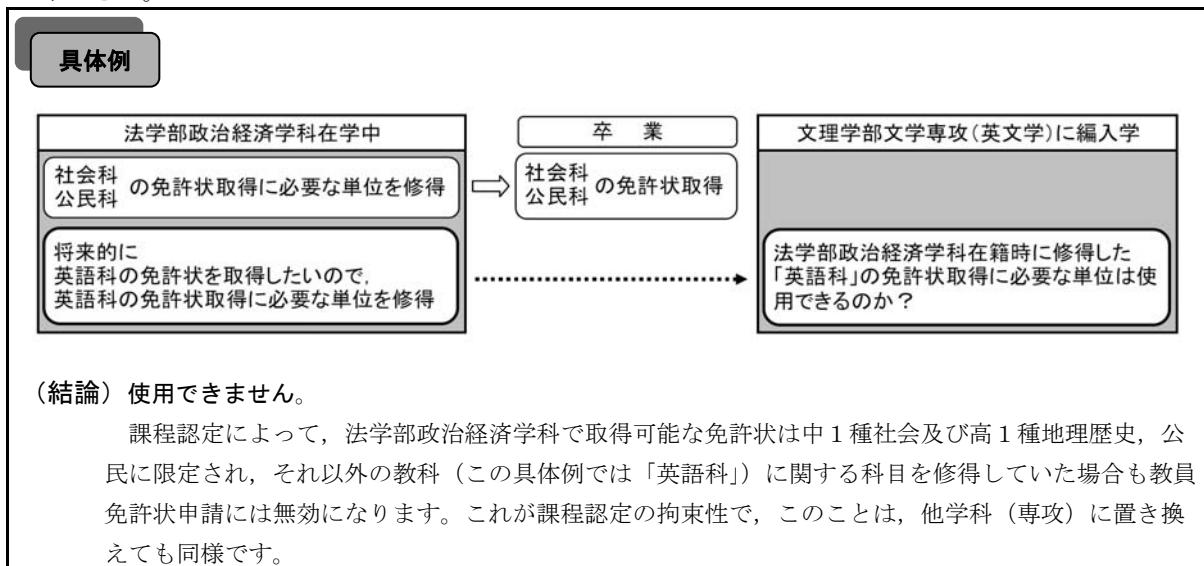
本学通信教育部の各学部・学科（専攻）で取得できる免許状は、普通免許状の中2種、中1種、高1種です。詳細は下表で確認してください。

学部	学科・専攻	中2種	中1種	高1種	
法学部	法律学科	社会	社会	地理歴史	公民
	政治経済学科	社会	社会	地理歴史	公民
文理学部	文学専攻 (国文学)	国語	国語	国語	
	文学専攻 (英文学)	英語	英語	英語	
	哲学専攻	社会	社会	公民	
	史学専攻	社会	社会	地理歴史	
経済学部	経済学科	社会	社会	地理歴史	公民
商学部	商業学科	—	—	商業	
商学部	商業学科	社会	社会	公民	商業

※新法適用者→  
※旧法適用者→

#### 〈課程認定についての注意事項〉

文部科学省の課程認定では、各学科（専攻）で取得可能な免許状の教科が限定されるという拘束性を有します。所属する学科（専攻）により、取得できる免許状が限られますので、次のような場合は注意してください。



## 2 教職コースにおける根拠法令について

### ① 免許申請の根拠法令の確認

この『手引』は、免許状を取得する方法を以下の2つに大別して説明しています。

根拠法令	概要
免許法第5条別表第1	初めて中学校2種・中学校1種・高等学校1種免許状を取得する場合 新法適用者はP.12～、旧法適用者はP.46～を参照して下さい。
免許法第6条別表第4	既に中学校2種・中学校1種・高等学校1種免許状を所持していて、 所持する免許状と同じ学校種で、かつ他教科の免許状を取得する場合 新法適用者はP.13～、旧法適用者はP.47～を参照して下さい。

### ② 上記法令によらない免許状申請のケース

次の方法で免許状を取得する場合には、上記以外の根拠法令となりますので、留意してください。

なお、免許状の申請先は、原則として、住民票がある都道府県の教育委員会となります。  
ただし、現職教員の方は、勤務先がある都道府県教育委員会が申請先となります。

#### (1) 免許法施行規則第10条の3による申請

2種免許状及び学士の学位を有する方が、免許法第5条別表第1により、1種免許状の授与を受けようとするときは、1種免許状に係る単位数のうち2種免許状に係る単位数を既に修得したものとみなされ、免許状申請に不足する単位数を修得することで1種免許状を申請することができます。

この根拠法令で申請する場合には、修得が必要な区分及び単位数等の確認を申請する予定の教育委員会で指導を受けてください。

#### (2) 免許法第6条別表第3による申請

教員として所定の期間を勤務した証明を有する方が、免許状申請の必要単位を修得することで所持する免許状の上級免許状を申請することができます。勤務年数により必要単位（単位数とその内訳等）が異なりますので、勤務地の教育委員会で指導を受けてください。

#### (3) 免許法第6条別表第8による申請

教員として所定の期間を勤務した証明を有する方が、免許状申請の必要単位を修得することで隣接する学校種の2種免許状（高等学校の場合は1種）を申請することができます。必要単位（単位数とその内訳等）や勤務年数等については、勤務地の教育委員会で指導を受けてください。

### 3 所要資格について

#### ① 基礎資格について

ここでは、学歴別に基礎資格を説明します。

##### (1) 高等学校卒業者・専門学校修了者

取得希望の免許状の種類	基礎資格
中1種・高1種	本学通信教育部を卒業して「学士」の学位を取得する。
中2種	①本学通信教育部を卒業して「学士」の学位を取得する。 ②本学通信教育部で定める短期大学卒業資格と同等の資格である2学年修了条件を充足する。(後掲②参照)

##### (2) 短期大学卒業者

取得希望の免許状の種類	基礎資格
中1種・高1種	本学通信教育部を卒業して「学士」の学位を取得する。
中2種	すでに基礎資格を有しています。 本学通信教育部を卒業する必要はありません。

##### (3) 大学卒業者

取得希望の免許状の種類	基礎資格
中1種・高1種	すでに基礎資格を有しています。
中2種	本学通信教育部を卒業する必要はありません。

##### (4) 海外大学卒業者

教員免許状取得には原則「国内大学の卒業」が必要ですが、卒業した海外の大学によつては、修得した学位（大学卒業資格）や単位が有効となり国内大学の卒業が免除されることがありますので、教員免許状を申請する予定の教育委員会（住民票がある都道府県の教育委員会）に確認してください。

なお、当該事項の確認には、時間を要する場合があります。

#### ② 2学年修了条件

2学年修了条件には、次のとおり所定の在学期間及び最低修得単位が必要です。

在学期間	休学期間を含まずに本学通信教育部に2年以上在学すること。
最低修得単位内訳	総合教育科目：20単位 外国語科目：8単位（文理学部文学専攻（英文学）は英語10単位） 保健体育科目：2単位（「講義」1単位及び「実技」1単位） 専門教育科目：32単位（文理学部文学専攻（英文学）は30単位） 合計：62単位以上を修得すること。 ※外国語科目は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語のいずれかの1か国語で8単位。ただし、文理学部文学専攻（英文学）は英語で10単位。

### ③ 法定最低修得単位の修得条件について

ここでは、学歴別に法定最低修得単位について説明します。

#### (1) 高等学校卒業者・専門学校修了者

取得希望の免許状の種類	法定最低修得単位
中2種 中1種 高1種	<b>【すべて本学通信教育部で修得すること】</b> 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。
	<b>【注意事項】</b> 専門学校修了者のみ 本学編入学時の認定単位は、教員免許状申請には有効な単位となりません。

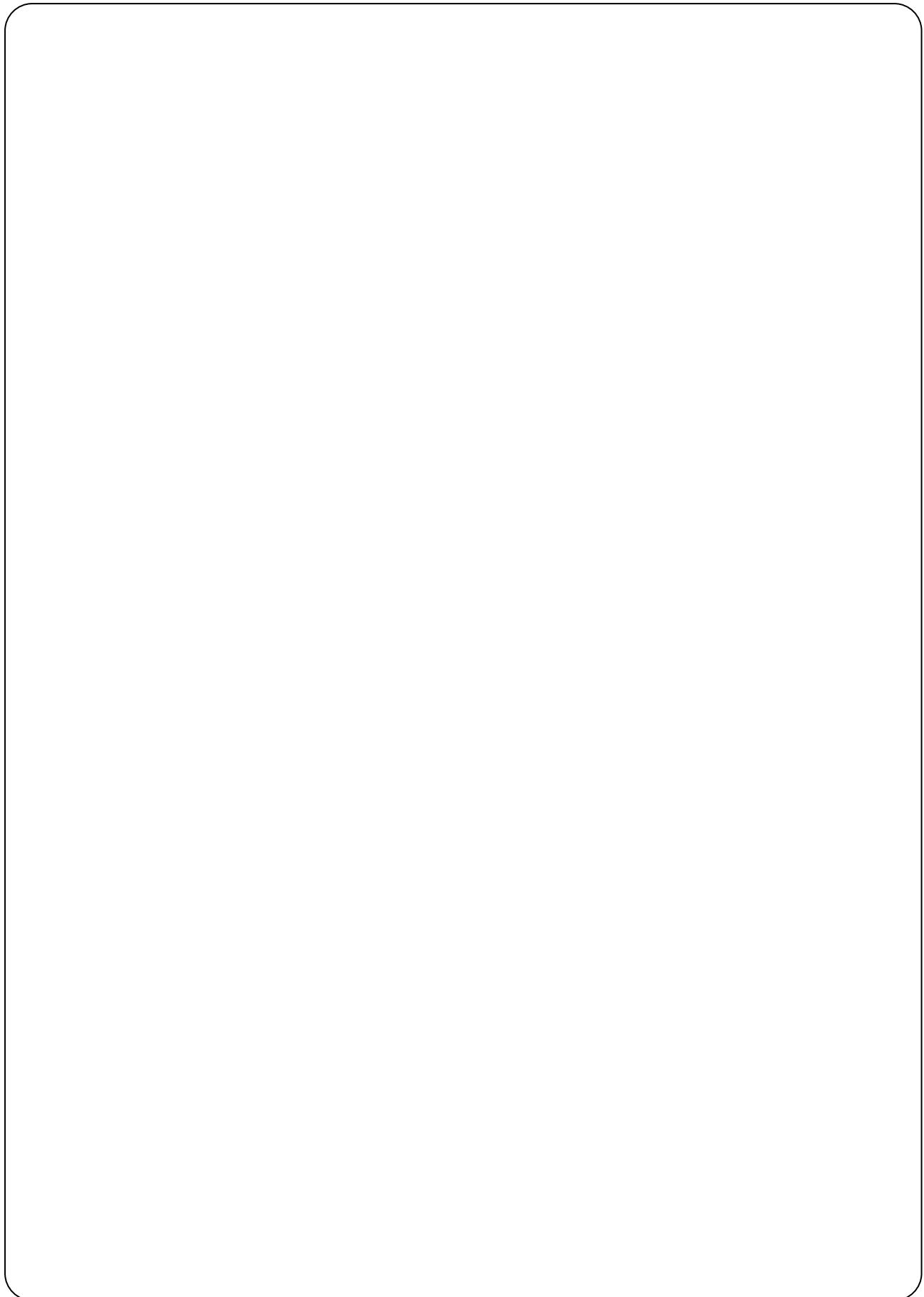
#### (2) 短期大学卒業者

取得希望の免許状の種類	法定最低修得単位
中2種	<b>【すべて本学通信教育部で修得すること】</b> 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。  <b>【注意事項】</b> 《取得希望の免許状に対して、有効な単位を出身短期大学で修得している場合》 本学では当該不足単位分を補えばよいことになります。有効な科目・単位の確認は、出身短期大学へ問い合わせてください。なお、教育実習を本学で受講する場合は、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。
中1種 高1種	<b>【すべて本学通信教育部で修得すること】</b> 取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。  <b>【注意事項】</b> 《下記のケースは所轄の教育委員会で不足科目・単位を各自確認》 ① 中2種の免許状を所持し、同じ教科の中1種の免許状のみを取得する場合 ② 「教免規則66条の6に定める科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」や「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」を出身短期大学で修得している場合

(3) 大学卒業者

取得希望の 免許状の種類	法定最低修得単位
中2種 中1種 高1種	<p><b>【すべて本学通信教育部で修得すること】</b>            ただし、取得希望の免許状に対して、免許状申請に有効な単位を出身大学等で修得している場合には、当該不足単位を修得してください。            取得希望の免許状に応じた科目を確認してください。</p>
	<p><b>【注意事項】</b>            《取得希望の免許状に対して、有効な単位を出身大学で修得している場合》            本学通信教育部では当該不足単位分を補うこと。            有効な科目・単位の確認は、出身大学へ問い合わせてください。            さらに教育実習を本学通信教育部で受講する場合は、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。</p>

*MEMO*



## - 1 教員免許状取得における所要資格について【新法適用者】

## 1 初めての免許状取得の場合【別表第1】

別表第1を根拠として免許状を取得するケースを説明します。

別表第1に定める所要資格は、次の条件1と条件2の両方を充足することにより、別表第1を根拠法令として取得希望の免許状申請が可能となります。

## &lt;別表第1&gt;

所要資格 取得希望の 免許状の学校種	基礎資格 条件1	法定最低修得単位数 条件2									合計
		教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目等	大学が 独自に 設定す る科目	小計	66条の6				合計	
						日本国 憲法	体育	外国語 コミュ ニケー ション	情 報 機器の 操作		
中学校	2種	短期大学卒業資格を 得るか、大学で短期 大学卒業資格と同等 の資格を得る	1 2	1 9	4 (注)	3 5	2	2	2	2	4 3
	1種	大学卒業資格を得る	2 8	2 7	4 (注)	5 9	2	2	2	2	6 7
高等学校	1種	大学卒業資格を得る	2 4	2 3	1 2 (注)	5 9	2	2	2	2	6 7

※条件2の各区分の開設科目は、P.23「V-1 単位修得について（教職コース授業科目一覧）」を参照してください。

**条件2**について： 取得希望の教科によっては、本学通信教育部における開設科目の所定単位の関係から、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

(注) 「大学が独自に設定する科目」は、「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の法定最低修得単位数を超過して修得した単位が充当されます。

## 2 他教科の免許状取得の場合【別表第4】

別表第4を根拠として免許状を取得するケースを説明します。

別表第4に定める所要資格は、次の条件1と条件2の両方を充足することにより、別表第4を根拠法令として取得希望の免許状申請が可能となります。

＜別表第4＞

所要資格 取得希望の免許状の種類		基礎資格 条件1	法定最低修得単位数 条件2		
中学校	2種 1種		教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	合計
	取得希望免許状に対して同等もしくは上級の学校種の免許状をすでに所持している	10 20 20	4 8 4	14 28 24	
高等学校	1種				

※条件2の各区分の開設科目は、P.23「V-1 単位修得について（教職コース授業科目一覧）」を参照してください。

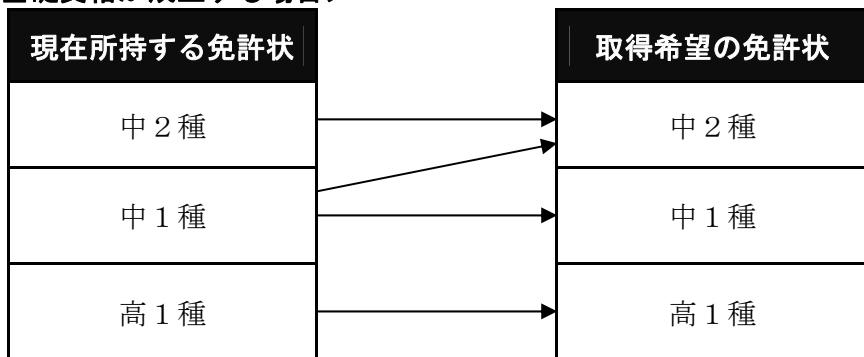
**条件2**について： 取得希望の教科によっては、本学通信教育部における開設科目の所定単位の関係から、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

\*「教科に関する専門的事項」とは、「教科及び教科の指導法に関する科目」から「各教科の指導法」を除いた科目です。

## ① 基礎資格

現在所持する免許状と取得希望の免許状との関係が、下表に示す関係にある場合のみ別表第4を根拠法令とする基礎資格が成立します。

### ＜基礎資格が成立する場合＞



次表に示す関係にある場合は、「別表第4」による他教科の免許状取得はできませんので該当する根拠法令により免許状を取得してください。

### ＜基礎資格が成立しない場合＞

現在所持する免許状	取得希望の免許状	該当する根拠法令
中2種	中1種	各自で所轄の教育委員会に確認
中1種	高1種	免許法第5条別表第1
高1種	中1種	免許法第5条別表第1

## ② 法定最低修得単位と本学通信教育部での必要単位

法定最低修得単位の内訳は、前掲の＜別表第4＞に掲げたとおりです。

### 【免許状の取得にあたり有効な科目・単位を出身大学等で修得している場合】

不足する科目・単位を本学通信教育部で修得すること。有効な科目・単位の確認は、出身大学等へ問い合わせてください。

### 【免許状の取得にあたり有効な科目・単位を出身大学等で修得していない場合】

必要科目・単位をすべて本学通信教育部で修得すること。

本学通信教育部における具体的な授業科目は、後掲の P.23 「V-1 単位修得について」にて確認してください。

また、「各教科の指導法」については、取得希望免許状の教科に該当する「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」の修得が必要となります。本学通信教育部では「教科の指導法」に該当する科目として各教科の「教科教育法」を開設しています。修得が必要な科目・単位は、P.28 「各教科の指導法 修得科目組み合わせ一覧」を確認してください。

## – 1 必要修得科目の確認について【新法適用者】

### 1 免許状取得の不足単位の確認ガイド

ここでは、取得を希望する免許状を決定した方に下記のガイドの確認項目に沿って、**本学で修得が必要な科目及び必要単位を確認していきます。**

#### 初めての免許状取得の場合

※自分が「旧法」又は「新法」のどちらに該当するか、P. 4 の表で確認してください。

確認項目	
条件1 基礎資格を得る	本学への入学形態
	【教職生】 国内大学卒業者
	【1学年入学生】 【2, 3学年編入学生】 専門学校修了者、大学退学者 短期大学卒業者
条件2 法定最低修得単位数を修める	基礎資格を有する 大卒者：学士の資格を有している
	免許状の学校種に応じて学位を取得する 基礎資格については、前掲 P. 8 「① 基础資格について」を参照してください。
	出身大学等で修得単位を確認する 「学力に関する証明書」の発行を依頼 発行の際は、取得を希望する免許状と同一学校種・教科の証明書を依頼（必ず「新法」で証明書の発行を行うこと）。
本学で必要な単位と科目を確認	不足する区分・単位数を確認する 「学力に関する証明書」を元に不足する区分や不足する単位数の指導を所轄の都道府県教育委員会から受ける。
	後掲 P. 23 「単位修得について」を参照し、修得が必要な科目を確認する 学部・学科又は専攻ごとに必要科目及び単位数が異なります。 1 「教免規則第 66 条の 6 に定める科目」 2 「教科及び教科の指導法に関する科目」 3 「教育の基礎的理解に関する科目等」 4 「大学が独自に設定する科目」等に留意して修得する科目を決定する。
履修科目を決定し、単位修得方法等を確認の上、学修計画を検討する ※ 教育実習が必要な学生は、後掲「VII 教育実習について」「VII 教職実践演習について」を参照。 介護等の体験が必要な学生は、後掲「VI 介護等の体験について」参照。	

## 他教科の免許状取得の場合

### 確認項目

条件1  
基礎資格

基礎資格  
を確認

取得希望免許状に対して、同等もしくは上級の学校種の免許状  
をすでに所持している

※前掲 P.8 「① 基礎資格について」を参照。

条件2  
法定最低修得単位数を修める

出身大学  
等での単  
位が活用  
できるか  
を確認

出身大学に取得を希望する教科の  
免許状の課程認定がない場合

出身大学に取得を希望する教科の  
免許状の課程認定がある場合



出身大学等で修得単位を確認する

「学力に関する証明書」の発行を依頼  
発行の際は、取得を希望する免許状と同一学校種・教科の証明書を依頼（必ず「新法」で証明書の発行を行うこと）。

不足する区分・単位数を確認する

「学力に関する証明書」を元に不足する区分や不足する単位数の指導を所轄の都道府県教育委員会から受ける。

本学で必  
要な単位  
と科目を  
確認

後掲 P.23「単位修得について」を参照し、修得が必要な科目を確認する  
学部・学科又は専攻ごとに必要科目及び単位数が異なります。「教科及び教科の指導法に  
関する科目」の内、

- 1 「教科に関する専門的事項」
- 2 「各教科の指導法」等に留意して修得する科目を決定する。

履修科目を決定し、単位修得方法等を確認の上、学修計画を検討する

## 2 「学力に関する証明書」について

「学力に関する証明書」では、免許法上で定められた利用区分等及び各区分の単位数が記載されています。出身大学等が発行した「学力に関する証明書」を参考にして修得単位を確認してください。

( 1 )

### 教免規則第66条の6に定める科目

詳細は後掲（1）を参照。

( 2 )

### 教科及び教科の指導法に関する科目

詳細は後掲（2）を参照。

( 3 )

### 教育の基礎的理解に関する科目等

詳細は後掲（3）を参照。

( 4 )

### 大学が独自に設定する科目

詳細は後掲（4）を参照。

#### 学力に関する証明書（別表第1）【中学校1種 英語科】

学 生 番 号 \*\*\*\*\*  
氏 名 ●● ●●  
生 年 月 日 平成 \*年\*\*月\*\*日生

日本大学通信教育部文理学部 平成\*\*年 \*月 1日 3年 編入学  
文学専攻（英文学） 令和 \*年 \*月\*\*日 在学中

基礎資格等

単位

教科及び教科の指導法に関する科目

教科に関する専門的事項

各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）

計

教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目

道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目

教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に規定する科目名

確認欄

単位数

備考

英語学

英語文学

英語コミュニケーション

異文化理解

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

○

## (1) 教免規則第66条の6に定める科目【66条の6】(P. 25)

学校種や教科に関わらず全ての免許状において、必要となる区分です。

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」4つの区分  
それぞれ2単位以上の単位が必要となりますので、不足単位を確認してください。

### 注意！

#### ＜編入学時に認定された認定単位の取扱いについて＞

編入学生は、入学時に出身大学等で修得した単位を卒業所定単位の一部として認定しています。この認定単位は免許状申請には使用できません。出身大学で修得した単位を免許申請に使用する場合は、出身大学から学力に関する証明書の発行を受けてください。

## (2) 教科及び教科の指導法に関する科目 (P. 30~45)

各科目区分の内容を充足した上で、さらに法定最低修得単位数を充足する必要があります。

#### 【出身大学等において修得単位が、各区分の内容を充足していない場合】

この場合、備考欄又は欄外等に注が記載されている、又は確認欄に○が付されていません。

この様な記載の場合、法定最低修得単位を充足している場合でも免許状が取得できません。

本学通信教育部において区分の内容を充足するための科目を修得する必要があります。区分の内容を充足するための科目は、各区分の「必修科目」及び「選択必修科目」が該当しますので、必ず修得してください。

学部・学科又は専攻によって必要科目が異なりますので、十分に注意してください。

## (3) 教育の基礎的理解に関する科目等 (P. 26, 27)

各科目区分の内容を充足した上で、さらに法定最低修得単位数を充足する必要があります。

出身大学等で「教育の基礎的理解に関する科目等」の一部を修得している場合には、修得した科目がどの区分に該当するかを確認し、不足する区分の科目を修得してください。出身大学等で修得した単位が該当する区分は、「学力に関する証明書」に修得した区分の単位数が記載されますので、不足する単位数及び区分を確認の上、必要単位を修得してください。

## (4) 大学が独自に設定する科目

「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の両方で教員免許状取得に必要な単位数を各区分で充足した上で、さらに修得しなければならない単位です。本学では、「大学が独自に設定する科目」としての科目を開設していませんので、「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎理解に関する科目等」から修得する必要があります。

## (5) その他注意事項

＜現行の「新免許法課程」以前の「旧免許法課程（平成 10 年改正法）・旧々免許法課程（昭和 63 年改正法）」で修得した単位を申請に使用する場合＞

令和 2 年度の本学通信教育部のカリキュラムは、令和元年度からの新免許法課程（平成 29 年改正法）です。

出身大学で発行できる最新法令の学力に関する証明書で不足単位等を確認してください。

### 3 法定最低修得単位数と必要単位数の計算方法

法定最低修得単位数とは、教員免許状取得において最低限必要な単位数です。詳細な内訳は P. 12 を参照してください。

例：法学部法律学科の学生が、中1種社会科（P. 30）と高1種地理歴史科（P. 31）の免許状を別表第1で取得する場合

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目		教育の基礎的理 解に関する科目		大学が独自に設定する科目		本学における必要単位数	
	法定	本学	法定	本学	法定	本学	法定	本学
	中1種 社会科	28	52	27	28	4	解説へ	59
高1種 地理歴史科	24	28	23	24	12	解説へ	59	2

「大学が独自に設定する科目」についての説明は P. 12 の（注）参照

#### 中1種 解説

「教科及び教科の指導法に関する科目」 52単位（本学） - 28単位（法定） = 24単位超過

「教育の基礎的理 解に関する科目」 28単位（本学） - 27単位（法定） = 1単位超過

「大学が独自に設定する科目」 24単位 + 1単位 = 25単位（本学） > 4単位（法定）

52単位 + 28単位 = 80単位… 1 となり、「単位数合計」の法定単位59単位を超過するため、不足単位はありません。

#### 高1種 解説

「教科及び教科の指導法に関する科目」 28単位（本学） - 24単位（法定） = 4単位超過

「教育の基礎的理 解に関する科目」 24単位（本学） - 23単位（法定） = 1単位超過

「大学が独自に設定する科目」 4単位 + 1単位 = 5単位（本学） < 12単位（法定）

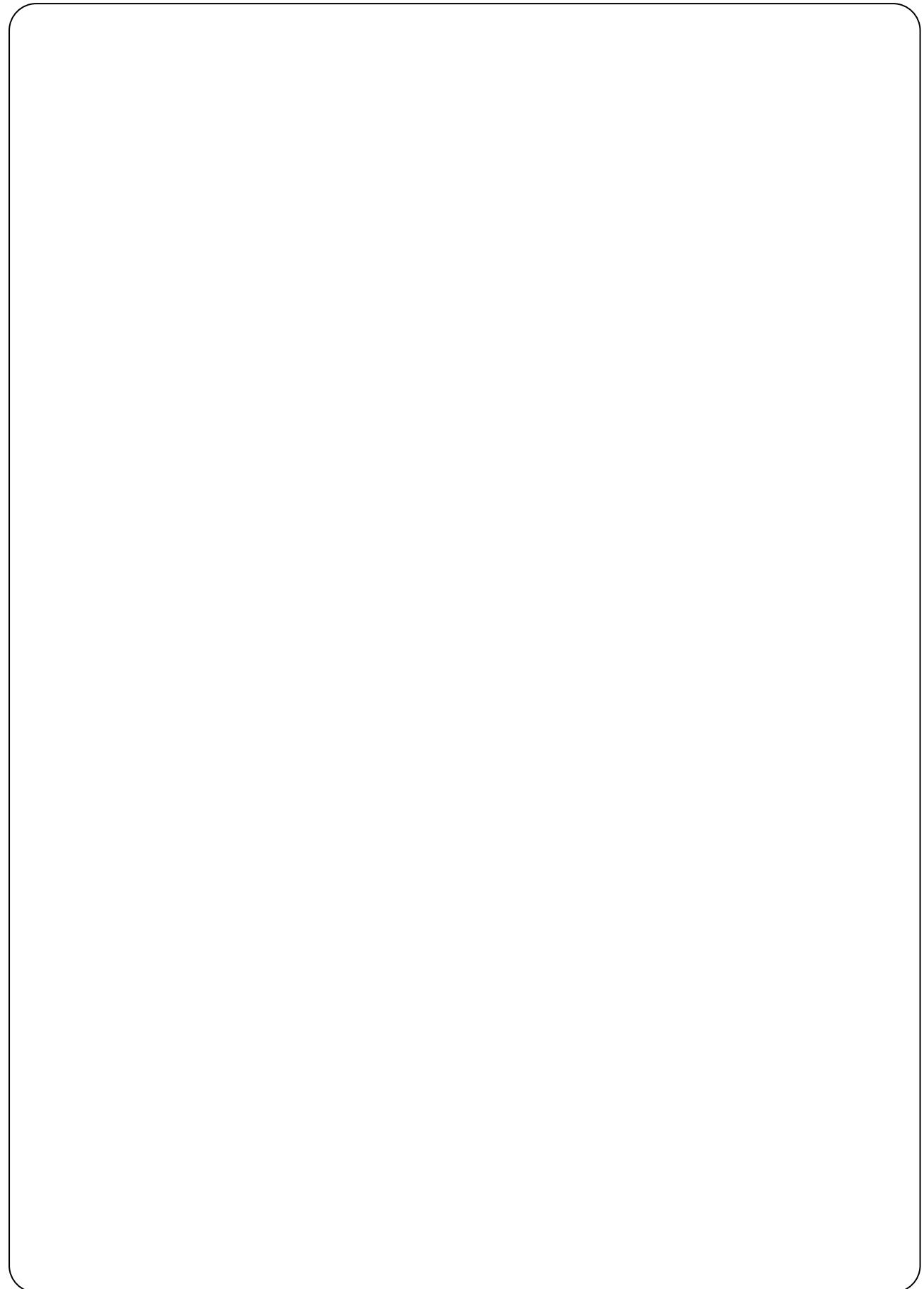
28単位 + 24単位 = 52単位… 2 となり、「単位数合計」の法定単位59単位から7単位不足するため、「大学が独自に設定する科目」を7単位修得する必要があります。

#### 出身大学の単位を使用する場合

出身大学で修得した単位を免許申請に使用する場合も考え方は同様です。上記の表の「本学における必要単位数」に出身大学で修得した単位数を当てはめて、本学で修得が必要な単位数を計算します。

また、単位数だけではなく、「教免規則による区分」の一般的包括的内容を全て含めて単位修得が必要です。本学では一般的包括的内容を含む科目は必修科目又は選択必修科目となっています。出身大学で修得した単位を使用する場合は、修得した単位が一般的包括的内容を含んでいるか、併せて確認が必要です。

*MEMO*



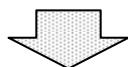
## – 1 単位修得について（教職コース授業科目一覧）【新法適用者】

### 1 教職コース科目の確認の流れ

- ① 初めて教員免許状を取得する場合（別表第1）

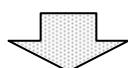
①

教免規則第66条の6に定める科目（後掲3参照）



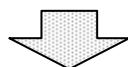
②

教育の基礎的理解に関する科目等（後掲4参照）



③

教科及び教科の指導法に関する科目（後掲5参照）



④

大学が独自に設定する科目

- ② 所持する免許状と同じ学校種で、かつ、他教科の免許状を取得する場合（別表第4）

教科及び教科の指導法に関する科目（後掲5参照）

## 2 表の見方

- ① 後掲の表は、各学部・学科・専攻で取得できる免許状に対応する科目を掲載しています。
  - ② 「試験時間割」は、科目修得試験の時間割を記載しています。例：[1]は1時限目  
※印は、スクリーリング開講時のみ履修できる科目を示しています。
  - ③ 「本学の科目コード・開講科目」で、○印が付された科目は、必修科目です。  
}印は選択必修科目です。
- 「教育の基礎的理義に関する科目等」の下記科目は科目修得試験の実施はなく、履修登録の必要はありません。「教育実習事前・事後指導」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「教職実践演習（中・高）」。
- ④ 「教免規則による区分」の各区分ごとに定められた単位数を修得する必要があります。修得しなければならない単位数は、「本学での必要単位」を参照してください。
  - ⑤ 本学では、「大学が独自に設定する科目」の区分に該当する独立した科目は、高等学校1種免許状を取得する場合にのみ「道徳教育の理論と方法」を開講しており、それ以外は開講しておりません。よって、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理義に関する科目等」の法定最低修得単位数（P. 12, 13）を超過した単位を「大学が独自に設定する科目」の単位に充てています。
  - ⑥ 編入学生・教職生・科目履修生が取得希望教科の一部不足分を修得する場合は、各自の単位修得状況により異なりますので、出身大学等の修得単位と照合して確認の上、履修科目を決定してください。

教免規則において、各区分の内容を満たす科目を修得することが定められており、本学通信教育部では、必修科目や選択必修科目を修得することで各区分を満たすことになります。

したがって、必修科目や選択必修科目で定められた科目の単位修得がない場合、学力に関する証明書において、区分を充足していない旨（「一般的包括的内容を含まず」等）が表記されます。

### 3 教免規則第66条の6に定める科目（全学科共通）

（○印の付された科目は必修科目です。）

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本国憲法	②	○ B11500 法学(日本国憲法2単位を含む)	1年	4		4	不要
体 育	④	H10100 保健体育講義 I	1年	1	2科目 選 択 必 修	2	不要
	②	H10200 保健体育講義 II	1年	1			
	※	J101S0 体育実技 I	1年	1			
	※	J102S0 体育実技 II	1年	1			
外国語コミュニケーション	①	○ C10100 英語 I	1年	2		2	不要
情報機器の操作	③	○ R32300 情報概論	2年	4		4	不要

編入学時に単位認定された科目・単位は、教員免許状申請用の「学力に関する証明書」には記載されません。

なお、教免規則による区分の「日本国憲法」を充足するための科目は、上表のとおり「B11500 法学（日本国憲法2単位を含む）」であり、「K20100 憲法」ではありませんので注意してください。

## 4 教育の基礎的理解に関する科目等

○印の付された科目は必修科目です。選択必修の科目は、「備考」欄に記載しています。

教 免 規 則 による区分		試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での 必 要 単 位
							別表第 1 (初めての 免許状取得)
第三 欄	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	③ OT10200 教育原論	2年	2		2
		・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	① OT10100 現代教職論	2年	2		2
		・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	② T20100 教育の社会学	2年	2	1科目 選択必修	2
			② T20200 教育制度論	2年	2		
		・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	② OT23100 発達と学習	2年	2		2
		・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	③ OT23200 特別支援教育概論	2年	1		1
		・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	④ OT23300 教育課程論	2年	2		2
第四 欄	生徒指導、総合的な学習の時間等に関する科目 及び 指導法	・道徳の理論及び指導法	① T21300 道徳教育の理論と方法	2年	2	中学校のみ必修	2
		・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法	① OT23400 特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2年	2		2
		・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	③ OT21700 教育の方法・技術論	2年	2		2
		・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	④ OT30500 生徒指導・進路指導論	2年	2		2
		・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	④ OT30600 教育相談	2年	2		2

教 免 規 則 による区分		試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目		配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必 要単位		
第五 欄	教育 実 習	科目修得試験実施なし	OT402S0 教育実習事前・事後指導		4年	1		別表第1 (初めての 免許状取得)		
			T403S0 教育実習 I		4年	4	高1種のみを取 得する場合は 「教育実習 II」	4		
			T404S0 教育実習 II		4年	2		2		
			OT405S0 教職実践演習(中・高)		4年	2		2		
	教職実践演習		「教科及び教科の指導法に関する科目」との合計に注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得してください) (P. 12 参照)		計	中2種		28		
						中1種		28		
						高1種		24		

【参考資料】<教育実習受講資格>

科目区分	充足単位数等	1学年入学生	編入学生
総合教育科目	5科目20単位以上	「法学(日本国憲法2単位を含む)」を含めて修得すること。	不要
教科及び教科の指導法に関する科目	6科目以上	必修①:「各教科教育法」(※教科教育法は、実習希望教科の教科教育法を1科目修得すること)  実習希望教科の「教科及び教科の指導法に関する科目(各教科教育法を除く)」を5科目以上単位修得すること。	
教育の基礎的理解に関する科目等	5科目10単位以上	必修②:「現代教職論」、「教育の方法・技術論」、「教育課程論」  上記「必修②」3科目を含めた5科目10単位以上本学通信教育部において単位修得すること。	

※ 本学通信教育部にて教育実習を受講する場合、上表の単位を本学通信教育部で充足する必要があります。

(詳細は後掲 P. 98 「VII 教育実習受講資格要件等」を確認してください。)

## ① 別表第1（初めての免許状取得の場合）

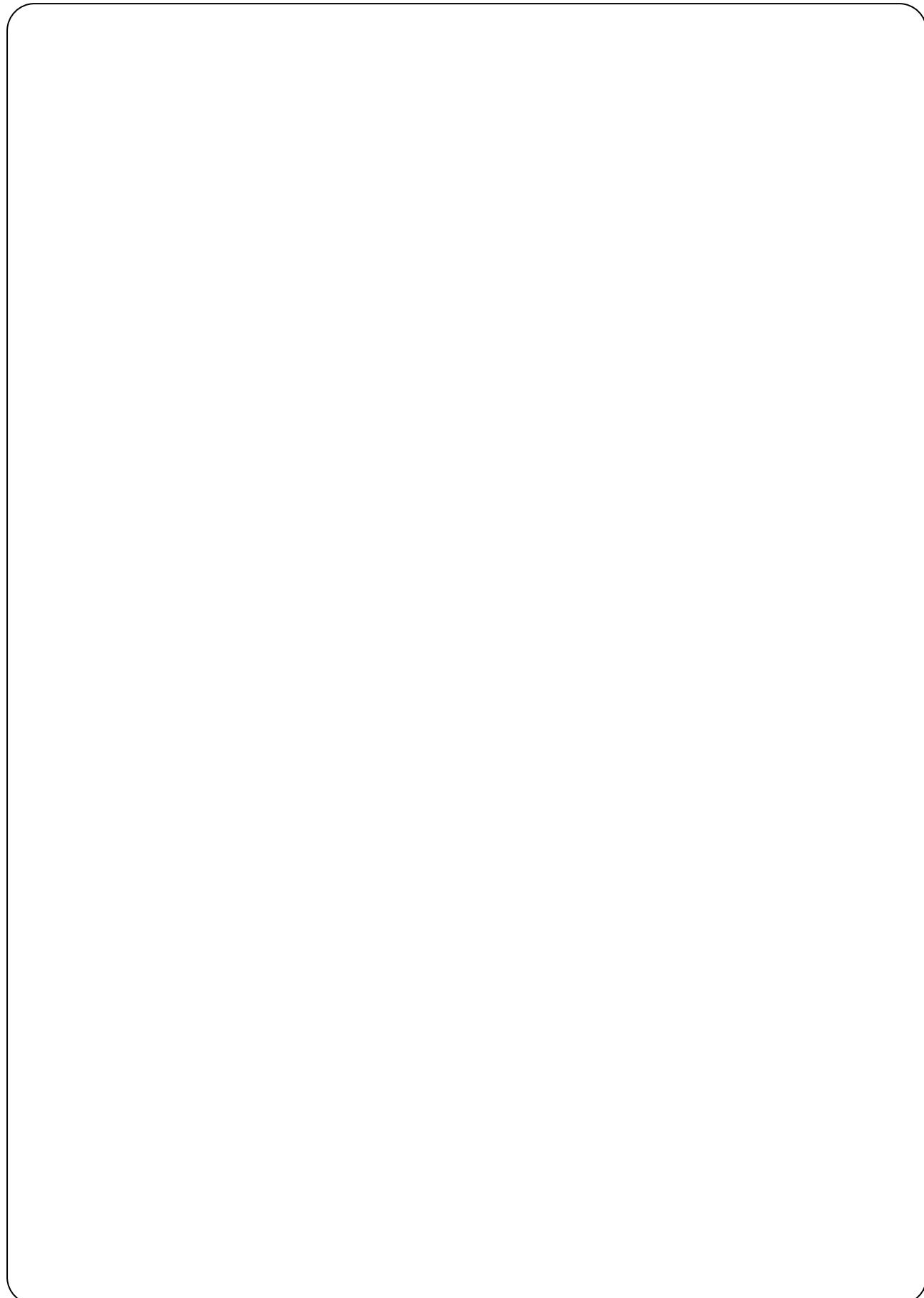
取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目		合計単位数
国語科	中2種	国語科教育法I, 国語科教育法II	4
	中1種	国語科教育法I, 国語科教育法II, 国語科教育法III, 国語科教育法IV	8
	高1種	国語科教育法I, 国語科教育法II	4
英語科	中2種		
	中1種	英語科教育法I, 英語科教育法II, 英語科教育法III, 英語科教育法IV	8
	高1種		
社会科	中2種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II	
	中1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II	8
地理歴史科	高1種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II	4
公民科	高1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II	4
商業科	高1種	商業科教育法I, 商業科教育法II	4

中1種・高1種を同時取得の場合は合計単位数が最も多い教科に合わせて単位修得してください。

## ② 別表第4（他教科の免許状取得の場合）

取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目		合計単位数
国語科	中2種	国語科教育法I, 国語科教育法II	4
	中1種	国語科教育法I, 国語科教育法II, 国語科教育法III, 国語科教育法IV	8
	高1種	国語科教育法I, 国語科教育法II	4
英語科	中2種		
	中1種	英語科教育法I, 英語科教育法II, 英語科教育法III, 英語科教育法IV	8
	高1種		
社会科	中2種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II	
	中1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II	8
地理歴史科	高1種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II	4
公民科	高1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II	4
商業科	高1種	商業科教育法I, 商業科教育法II	4

*MEMO*



〈教科及び教科の指導法に関する科目〉

## 5 教科及び教科の指導法に関する科目

### 【 法学部 法律学科 】 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史・ 外 国 史	①	OK32200 日本史概論	2年	4		1 2	1 2
	④	OK32300 東洋史概論	2年	4			
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	②	K31900 日本法制史	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	④	OT22000 地誌学概論	2年	4		1 2	1 2
	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4			
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	②	OK20100 憲法	1年	4		1 2	1 2
	④	OK20200 民法 I	1年	4			
	④	OK20300 刑法 I	1年	4			
	①	K30100 民法 II	2年	4			
	②	K30200 民法 III	2年	4			
	③	K30300 民法 IV	2年	4			
	①	K30400 民法 V	2年	4			
	③	K30500 商法 I	2年	4			
	②	K30600 商法 II	2年	4			
	④	K30700 商法 III	2年	4			
	①	K30800 刑法 II	2年	4			
	③	K30900 行政法 I	2年	4			
	①	K31000 行政法 II	2年	4			
	④	K31100 国際法	2年	4			
	①	K31200 国際私法	2年	4			
	②	K31300 労働法	2年	4			
	③	K31400 知的財産権法	2年	4			
	④	K31500 税法	2年	4			
	①	K31600 民事訴訟法	2年	4			
	②	K31700 刑事訴訟法	2年	4			
	※	K318S0 法哲学	2年	4			
	①	L20100 政治学原論	2年	4			
	③	L30100 行政学	2年	4			
社 会 学、 經 濟 学	①	OL20200 経済学原論	2年	4		4	4
	④	L31400 財政学	2年	4			
	②	L31500 経済政策	2年	4			
哲 学、倫理 学、宗 教 学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
各教科の指導法 (情報機器及び 教材の活用を含 む。)	④	OT23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2		中2種：8 中1種：8	中2種：8 中1種：8
	①	OT20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
	②	OT23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2			
	③	OT20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に注意！ （「大学が独自に設定する科目」を修得してください）(P. 12 参照)				計	中2種	5 2	5 2
					中1種	5 2	5 2

## 【 法学部 法律学科 】

## 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史	①	OK32200 日本史概論	2年	4		4	4
	②	K31900 日本法制史	2年	4			
	④	L30400 日本政治史	2年	4			
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
外国史	④	OK32300 東洋史概論	2年	4		8	8
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	①	L30500 西洋政治史	2年	4			
	③	L30600 東洋政治史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
人文地理学 ・ 自然地理学	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4		8	8
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
地誌	④	OT22000 地誌学概論	2年	4		4	4
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	④	OT23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2		4	4
	①	OT20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理義に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	高1種	28	28



〈教科及び教科の指導法に関する科目〉

【 法学部 法律学科 】 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)	[4]	OK31100 国際法	2年	4	16	16	
	[2]	OK20100 憲法	1年	4			
	[4]	OK20200 民法Ⅰ	1年	4			
	[4]	OK20300 刑法Ⅰ	1年	4			
	[1]	K30100 民法Ⅱ	2年	4			
	[2]	K30200 民法Ⅲ	2年	4			
	[3]	K30300 民法Ⅳ	2年	4			
	[1]	K30400 民法Ⅴ	2年	4			
	[3]	K30500 商法Ⅰ	2年	4			
	[2]	K30600 商法Ⅱ	2年	4			
	[4]	K30700 商法Ⅲ	2年	4			
	[1]	K30800 刑法Ⅱ	2年	4			
	[3]	K30900 行政法Ⅰ	2年	4			
	[1]	K31000 行政法Ⅱ	2年	4			
	[1]	K31200 国際私法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
	[3]	K31400 知的財産権法	2年	4			
	[4]	K31500 税法	2年	4			
	[1]	K31600 民事訴訟法	2年	4			
	[2]	K31700 刑事訴訟法	2年	4			
	※	K318S0 法哲学	2年	4			
	[1]	L20100 政治学原論	2年	4			
	[3]	L30100 行政学	2年	4			
	[4]	L30200 国際政治学	2年	4			
社会学、経済学(国際経済を含む。)	[1]	OL20200 経済学原論	2年	4	8	8	
	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4			
	[4]	L31400 財政学	2年	4			
	[2]	L31500 経済政策	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	[2]	OT23700 社会科・公民科教育法Ⅰ	2年	2		4	4
	[3]	OT20800 社会科・公民科教育法Ⅱ	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	高1種	32	32

## 【 法学部 政治経済学科 】

## 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史・ 外国史	[1]	OK32200 日本史概論	2年	4	12	12	
	[4]	OK32300 東洋史概論	2年	4			
	[2]	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	[2]	L30300 政治思想史	2年	4			
	[4]	L30400 日本政治史	2年	4			
	[1]	L30500 西洋政治史	2年	4			
	[3]	L30600 東洋政治史	2年	4			
	[2]	L30700 外交史	2年	4			
	[4]	L31300 経済学説史	2年	4			
	[2]	R30500 日本経済史	2年	4			
	[4]	R30600 西洋経済史	2年	4			
	[4]	OT22000 地誌学概論	2年	4			
地理学(地 誌を含む。)	[3]	OT22200 人文地理学概論	2年	4	12	12	
	[2]	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
	[4]	OL20100 政治学原論	1年	4			
法 律 学、 政 治 学	[3]	L30100 行政学	2年	4	4	4	
	[4]	L30200 國際政治学	2年	4			
	[2]	K20100 憲法	1年	4			
	[4]	K20200 民法 I	2年	4			
	[1]	K30100 民法 II	2年	4			
	[2]	K30200 民法 III	2年	4			
	[3]	K30300 民法 IV	2年	4			
	[1]	K30400 民法 V	2年	4			
	[3]	K30900 行政法 I	2年	4			
	[1]	K31000 行政法 II	2年	4			
	[4]	K31100 國際法	2年	4			
	[1]	K31200 国際私法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
	[3]	K31400 知的財産権法	2年	4			
社会学、 経済学	[1]	OL20200 経済学原論	1年	4	4	4	
	[4]	L31400 財政学	2年	4			
	[1]	R31700 租税論	2年	4			
	[1]	R31800 金融論	2年	4			
	[2]	L31500 経済政策	2年	4			
	[3]	L31600 社会政策	2年	4			
	[3]	R32200 労働経済論	2年	4			
哲学、倫理 学、宗教学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
各教科の指導 法(情報機器及 び教材の活用 を含む。)	[4]	OT23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2	中2種:8 中1種:8	中2種:8 中1種:8	
	[1]	OT20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
	[2]	OT23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2			
	[3]	OT20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得してください) (P. 12 参照)				計	中2種	4 4	4 4
					中1種	4 4	4 4



【 法学部 政治経済学科 】

高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日 本 史	①	OK32200 日本史概論	2年	4		4	4
	④	L30400 日本政治史	2年	4			
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
外 国 史	④	OK32300 東洋史概論	2年	4		8	8
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	②	L30300 政治思想史	2年	4			
	①	L30500 西洋政治史	2年	4			
	③	L30600 東洋政治史	2年	4			
	②	L30700 外交史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
人文地理学 ・ 自然地理学	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4		8	8
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
地 誌	④	OT22000 地誌学概論	2年	4		4	4
各教科の指導 法(情報機器及 び教材の活用 を含む。)	④	OT23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2		4	4
	①	OT20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	高1種	28	28

## 【 法学部 政治経済学科 】

## 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)	[1]	OL20100 政治学原論	1年	4	8	8	
	[4]	OL30200 國際政治学	2年	4			
	[3]	L30800 地方自治論	2年	4			
	[2]	K20100 憲法	1年	4			
	[4]	K20200 民法 I	2年	4			
	[1]	K30100 民法 II	2年	4			
	[2]	K30200 民法 III	2年	4			
	[3]	K30300 民法 IV	2年	4			
	[1]	K30400 民法 V	2年	4			
	[3]	K30900 行政法 I	2年	4			
	[1]	K31000 行政法 II	2年	4			
	[4]	K31100 国際法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
社会学、経済学(国際経済を含む。)	[1]	OL20200 経済学原論	1年	4	8	8	
	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4			
	[4]	L31300 経済学説史	2年	4			
	[4]	L31400 財政学	2年	4			
	[1]	R31700 租税論	2年	4			
	[1]	R31800 金融論	2年	4			
	[2]	L31500 経済政策	2年	4			
	[3]	L31600 社会政策	2年	4			
	[3]	R32200 労働経済論	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	[2]	OT23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2		4	4
	[3]	OT20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	高1種	2 4	2 4



【 文理学部 文学専攻(国文学) 】

中学校・高等学校 国語科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	[4]	OM20300 国語学概論	1年	4		1 2	1 2
	[2]	OM31400 国語音声学	2年	4			
	[3]	OM31900 文章表現法	2年	4			
	[4]	M30300 国文法	2年	4			
	[1]	M30400 国語学講義	2年	4			
	※	M401S0 国語学演習 I	3年	2			
国文学（国文学史を中心とする。）	※	M402S0 国語学演習 II	3年	2		1 2	1 2
	[1]	OM20200 国文学概論	1年	4			
	[2]	OM30100 国文学史 I	2年	4			
	[3]	OM30200 国文学史 II	2年	4			
	[3]	M20100 国文学基礎講義	1年	4			
	[1]	M30500 国文学講義 I (上代)	2年	4			
	※	M306S0 国文学講義 II (中古)	2年	4			
	[4]	M30700 国文学講義 III (中世)	2年	4			
	[2]	M30800 国文学講義 IV (近世)	2年	4			
	[2]	M30900 国文学講義 V (近代)	2年	4			
	[3]	M31000 国文学講義 VI (現代)	2年	4			
	※	M311S0 国文学特殊講義 I	2年	4			
	※	M312S0 国文学特殊講義 II	2年	4			
	※	M404S0 国文学演習 I	3年	2			
	※	M405S0 国文学演習 II	3年	2			
	※	M406S0 国文学演習 III	3年	2			
漢文学	[1]	OM31500 漢文学 I	2年	4		4	4
	[3]	M31600 漢文学 II	2年	2			
書道（書写を中心とする。）	[3]	T22400 漢字書法(注)	2年	2	1科目 選択必修	2 (中学校のみ必修 かつ算入可)	2 (中学校のみ必修 かつ算入可)
	[4]	T22500 かな書法(注)	2年	2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	[4]	OT23500 国語科教育法 I	2年	2	中1種のみ 必修	中2種：4 中1種：8 高1種：4	中2種：4 中1種：8 高1種：4
	[1]	OT20400 国語科教育法 II	2年	2			
	[2]	T30100 国語科教育法 III	2年	2			
	[3]	T30200 国語科教育法 IV	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に注意！（「大学が独自に設定する科目」を修得してください）(P. 12 参照)				計	中2種	3 4	3 4
					中1種	3 8	3 8
					高1種	3 2	3 2

(注)「漢字書法」と「かな書法」の単位は、高1種の「教科及び教科の指導法に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」に算入できません。高1種取得には、「漢字書法」と「かな書法」を含めずに59単位（「教科及び教科の指導法に関する科目」と「教育の基礎的理解に関する科目等」の合計単位数）を修得してください。

## 【 文理学部 文学専攻(英文学) 】

## 中学校・高等学校 英語科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
英 語 学	①	ON30700 英語学概説	2年	4		4	4
	①	N20200 英文法	1年	4			
	③	N30300 英語史	2年	4			
	②	N30600 英語音声学	2年	4			
英 語 文 学	③	ON20400 英語文学概説	1年	4		4	4
	②	N20100 イギリス文学史 I	1年	4			
	④	N30100 イギリス文学史 II	2年	4			
	④	N30200 アメリカ文学史	2年	4			
	※	N308S0 西洋古典	2年	4			
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	④	N30900 スピーチコミュニケーション I	2年	2	1科目 選択必修	2	2
	③	N31000 スピーチコミュニケーション II	2年	2			
	①	N30400 英作文 I	2年	2			
	②	N30500 英作文 II	2年	2			
異文化理解	②	ON31700 異文化間コミュニケーション概論	2年	2		2	2
	①	N31500 英米事情 I	2年	2			
	③	N31600 英米事情 II	2年	2			
各教科の指 導法(情報機 器及び教材 の活用を含 む。)	④	OT23800 英語科教育法 I	2年	2		中2種：8 中1種：8 高1種：8	中2種：8 中1種：8 高1種：8
	①	OT21000 英語科教育法 II	2年	2			
	②	OT30300 英語科教育法 III	2年	2			
	③	OT30400 英語科教育法 IV	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	中2種	20	20
					中1種	28	28
					高1種	28	28



【 文理学部 哲学専攻 】

中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第 1 (初めての 免許状取得)	別表第 4 (他教科 免許状取得)
日本史・ 外 国 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4	1科目 選択必修	1 2	1 2
	④	○Q30300 東洋史概説	2年	4			
	②	○Q30400 西洋史概説	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	①	○T21800 地理学概論	2年	4	8	8	8
	④	○T21900 地誌学	2年	4			
法律学、 政 治 学	①	T22600 法学通論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	④	T22800 政治学概論	2年	4			
	②	K31300 労働法	2年	4			
	②	S30200 商法	2年	4			
社会学、経済学	②	○R20300 経済学概論	2年	4		4	4
哲学、倫理 学、宗教学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	④	P30400 宗教学概論	2年	4			
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
	③	P20100 哲学基礎講読	1年	4			
	①	P30100 宗教学基礎講読	2年	4			
	②	P30200 倫理学基礎講読	2年	4			
	②	P20200 西洋思想史 I	1年	4			
	④	P30600 西洋思想史 II	2年	4			
	③	P20300 東洋思想史 I	1年	4			
	②	P30700 東洋思想史 II	2年	4			
	③	P30800 日本思想史 I	2年	4			
	①	P31000 哲学特殊講義	2年	4			
	※	P312S0 倫理学特殊講義	2年	4			
	④	P31300 科学哲学	2年	4			
	※	P401S0 哲学演習 I	3年	2			
	※	P402S0 哲学演習 II	3年	2			
各教科の指導 法(情報機器及 び教材の活用 を含む。)	④	○T23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2	中2種：8 中1種：8	中2種：8 中1種：8	中2種：8 中1種：8
	①	○T20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
	②	○T23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2			
	③	○T20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意！（「大学が独自に設定する科目」を修得 してください）(P. 12 参照)				計	中2種	4 0	4 0
					中1種	4 0	4 0

## 【 文理学部 哲学専攻 】 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）	④	OK31100 国際法	2年	4		8	8
	①	OT22600 法学通論	2年	4			
	④	T22800 政治学概論	2年	4			
社会学、経済学（国際経済を含む。）	②	OR20300 経済学概論	2年	4		8	8
	④	OR31100 国際経済論	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	④	P30400 宗教学概論	2年	4			
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
	③	P20100 哲学基礎講読	1年	4			
	①	P30100 宗教学基礎講読	2年	4			
	②	P30200 倫理学基礎講読	2年	4			
	②	P20200 西洋思想史 I	1年	4			
	④	P30600 西洋思想史 II	2年	4			
	③	P20300 東洋思想史 I	1年	4			
	②	P30700 東洋思想史 II	2年	4			
	③	P30800 日本思想史 I	2年	4			
	①	P31000 哲学特殊講義	2年	4			
	※	P312S0 倫理学特殊講義	2年	4			
	④	P31300 科学哲学	2年	4			
	※	P401S0 哲学演習 I	3年	2			
	※	P402S0 哲学演習 II	3年	2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	②	OT23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2		4	4
	③	OT20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意！（「大学が独自に設定する科目」を修得して下さい）（P. 12 参照）				計	高 1 種	2 4	2 4



【 文理学部 史学専攻 】

中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位			
						別表第 1 (初めての 免許状取得)	別表第 4 (他教科 免許状取得)		
日本史・ 外史	②	Q20100 日本史入門	1年	4	1科目 選択必修	1 2	1 2		
	①	Q30200 日本史概説	2年	4					
	※	Q202S0 東洋史入門	2年	4	1科目 選択必修				
	④	Q30300 東洋史概説	2年	4					
	③	Q20300 西洋史入門	1年	4	1科目 選択必修				
	②	Q30400 西洋史概説	2年	4					
	③	Q30100 史学概論	2年	4					
	④	Q20400 考古学入門	1年	4					
	①	Q30500 考古学概説	2年	4					
	②	Q30800 日本史特講 I	2年	4					
	④	Q30900 日本史特講 II	2年	4					
	①	Q31000 東洋史特講 I	2年	4					
	③	Q31100 東洋史特講 II	2年	4					
	④	Q31200 西洋史特講 I	2年	4					
	※	Q313S0 西洋史特講 II	2年	4					
	※	Q401S0 日本史演習 I	3年	2					
	※	Q402S0 日本史演習 II	3年	2					
	※	Q403S0 東洋史演習 I	3年	2					
	※	Q404S0 東洋史演習 II	3年	2					
	※	Q405S0 西洋史演習 I	3年	2					
	※	Q406S0 西洋史演習 II	3年	2					
地理学 (地 誌を含む。)	①	OT21800 地理学概論	2年	4	8	8	8		
	④	OT21900 地誌学	2年	4					
法律学、 政治学	①	T22600 法学通論	2年	4	1科目 選択必修	4	4		
	④	T22800 政治学概論	2年	4					
	②	S30200 商法	2年	4					
	②	K31300 労働法	2年	4					
社会学、経済学	②	OR20300 経済学概論	2年	4	4	4	4		
哲学、倫理 学、宗教学	①	P30300 哲学概論	2年	4					
	④	P30400 宗教学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4		
	③	P30500 倫理学概論	2年	4					
各教科の指導 法(情報機器及 び教材の活用 を含む。)	④	OT23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2	中2種：8 中1種：8	中2種：8 中1種：8	中2種：8 中1種：8		
	①	OT20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2					
	②	OT23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2					
	③	OT20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2					
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	中2種	4 0	4 0		
					中1種	4 0	4 0		

## 【 文理学部 史学専攻 】

## 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第 1 (初めての 免許状取得)	別表第 4 (他教科 免許状取得)
日 本 史	②	Q20100 日本史入門	1年	4	1科目 選択必修	4	4
	①	Q30200 日本史概説	2年	4			
	③	Q30100 史学概論	2年	4			
	④	Q20400 考古学入門	1年	4			
	①	Q30500 考古学概説	2年	4			
	②	Q30600 考古学特講 I	2年	4			
	②	Q30800 日本史特講 I	2年	4			
	④	Q30900 日本史特講 II	2年	4			
	※	Q401S0 日本史演習 I	3年	2			
	※	Q402S0 日本史演習 II	3年	2			
	③	Q31700 古文書学	2年	4			
外 国 史	※	Q202S0 東洋史入門	2年	4	1科目 選択必修	8	8
	④	Q30300 東洋史概説	2年	4			
	③	Q20300 西洋史入門	1年	4			
	②	Q30400 西洋史概説	2年	4			
	①	Q31000 東洋史特講 I	2年	4			
	③	Q31100 東洋史特講 II	2年	4			
	④	Q31200 西洋史特講 I	2年	4			
	※	Q313S0 西洋史特講 II	2年	4			
	※	Q403S0 東洋史演習 I	3年	2			
	※	Q404S0 東洋史演習 II	3年	2			
	※	Q405S0 西洋史演習 I	3年	2			
	※	Q406S0 西洋史演習 II	3年	2			
人 文 地 球 学 ・ 自 然 地 球 学	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4		8	8
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
	①	T21800 地理学概論	2年	4			
地 誌	④	OT21900 地誌学	2年	4		4	4
各教科の指導 法（情報機器 及び教材の活 用を含む。）	④	OT23600 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2		4	4
	①	OT20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意！（「大学が独自に設定する科目」を修得 してください）（P. 12 参照）				計	高 1 種	2 8	2 8



【 経済学部 経済学科 】 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 单 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史・ 外 国 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4		8	8
	③	○R32800 外国史概説	2年	4			
	④	R30100 経済学史	2年	4			
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	④	○T21900 地誌学	2年	4		12	12
	③	○T22200 人文地理学概論	2年	4			
	②	○T22300 自然地理学概論	2年	4			
	①	R31400 経済開発論	2年	4			
	①	R32600 経済地理学	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	①	○T22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4		4	4
	②	K31300 労働法	2年	4			
	②	S30200 商法	2年	4			
社会学、 経済学	②	○R20300 経済学概論	1年	4		4	4
	①	R20100 経済原論	1年	4			
	④	R30300 価格理論	2年	4			
	②	R30700 経済政策総論	2年	4			
	③	R30800 農業経済論	2年	4			
	①	R31000 日本経済論	2年	4			
	④	R31100 国際経済論	2年	4			
	②	R312S0 アメリカ経済論	2年	4			
	④	R313S0 中国経済論	2年	4			
	④	R31500 財政学総論	2年	4			
	①	R31700 租税論	2年	4			
	①	R31800 金融論	2年	4			
	④	R31900 貨幣経済論	2年	4			
	③	R32100 社会政策論	2年	4			
	③	R32200 労働経済論	2年	4			
	③	S31200 国際金融論	2年	4			
哲学、倫理 学、宗教学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
各教科の指 導法(情報機器及 び教材の活用 を含む。)	④	○T23600 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2年	2		中2種:8	中2種:8
	①	○T20600 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2年	2			
	②	○T23700 社会科・公民科教育法Ⅰ	2年	2		中1種:8	中1種:8
	③	○T20800 社会科・公民科教育法Ⅱ	2年	2			
「教育の基礎的理 解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	中2種	40	40
					中1種	40	40

## 【 経済学部 経済学科 】

## 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日 本 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4		4	4
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
外 国 史	③	○R32800 外国史概説	2年	4		4	4
	④	R30100 経済学史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
人文地理学 ・ 自然地理学	③	○T22200 人文地理学概論	2年	4		8	8
	②	○T22300 自然地理学概論	2年	4			
	①	R31400 経済開発論	2年	4			
	①	R32600 経済地理学	2年	4			
地 誌	④	○T21900 地誌学	2年	4		4	4
各教科の指導 法(情報機器及 び教材の活 用を含む。)	④	○T23600 社会科・地理歴史科教育法Ⅰ	2年	2		4	4
	①	○T20600 社会科・地理歴史科教育法Ⅱ	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	高1種	2 4	2 4



【 経済学部 経済学科 】

高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）	①	OT22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4		8	8
	④	OR32700 国際政治論	2年	4			
	②	K31300 労働法	2年	4			
	②	S30200 商法	2年	4			
社会学、経済学（国際経済を含む。）	②	OR20300 経済学概論	1年	4		8	8
	④	OR31100 国際経済論	2年	4			
	③	R30800 農業経済論	2年	4			
	②	R312S0 アメリカ経済論	2年	4			
	④	R313S0 中国経済論	2年	4			
	④	R31500 財政学総論	2年	4			
	③	R31600 地方財政論	2年	4			
	③	R32100 社会政策論	2年	4			
	③	R32200 労働経済論	2年	4			
	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
哲学、倫理学、宗教学、心理学	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	②	OT23700 社会科・公民科教育法 I	2年	2		4	4
	③	OT20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意！（「大学が独自に設定する科目」を修得して下さい）（P. 12 参照）				計	高1種	24	24

## 【 商学部 商業学科 】 高等学校 商業科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
商 業 の 関 係 科 目	[2]	OS20100 商学総論	1年	4	4	4	4
	[3]	S30500 マーケティング	2年	4			
	[3]	S30900 広告論	2年	4			
	※	S317S0 市場調査論	2年	4			
	[2]	S32000 観光事業論	2年	4			
	[3]	S32100 商業史	2年	4			
	[2]	S20200 経営学	1年	4			
	[2]	S20300 簿記論 I	1年	4			
	[2]	S32700 中小企業論	2年	4			
	[1]	S32800 会計学	2年	4			
職 業 指 導	[2]	OT22900 職業指導	2年	4		4	4
各教科の指導 法(情報機器及 び教材の活用 を含む。)	[4]	OT23900 商業科教育法 I	2年	2		4	4
	[1]	OT21200 商業科教育法 II	2年	2			
「教育の基礎的理解に関する科目等」との合計に 注意! (「大学が独自に設定する科目」を修得 してください) (P. 12 参照)				計	高1種	2 4	2 4



## – 2 教員免許状取得における所要資格について【旧法適用者】

### 1 初めての免許状取得の場合【別表第1】

別表第1を根拠として免許状を取得するケースを説明します。

別表第1に定める所要資格は、次の条件1と条件2の両方を充足することにより、別表第1を根拠法令として取得希望の免許状申請が可能となります。

#### ＜別表第1＞

所要資格 取得希望の 免許状の学校種	基礎資格 条件1	法定最低修得単位数 条件2									合計
		教科に 関する 科 目	教職に 関する 科 目	教科又は 教 職 に 関 す る 科 目	小計	6 6 条の 6					
						日本国 憲 法	体 育	外 国 語 コ ミ ュ ニ ケ シ ジ ョ ン	情 報 機 器 の 操 作		
中学校	2種	短期大学卒業資格を得るか、大学で短期大学卒業資格（後述の「2学年修了条件」参照）と同等の資格を得る	10	21	4 (注)	35	2	2	2	2	43
	1種	大学卒業資格を得る	20	31	8 (注)	59	2	2	2	2	67
高等学校	1種	大学卒業資格を得る	20	23	16 (注)	59	2	2	2	2	67

※条件2の各区分の開設科目は、P.56 「V-2 単位修得について（教職コース授業科目一覧）」を参照してください。

また、取得希望の教科によっては、本学通信教育部における開設科目の所定単位の関係から、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

(注) 「教科又は教職に関する科目」は、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の法定最低修得単位数を超過して修得した単位が充当されます。

## 2 他教科の免許状取得の場合【別表第4】

別表第4を根拠として免許状を取得するケースを説明します。

別表第4に定める所要資格は、次の条件1と条件2の両方を充足することにより、別表第4を根拠法令として取得希望の免許状申請が可能となります。

### ＜別表第4＞

所要資格 取得希望の 免許状の種類		基礎資格 条件1	法定最低修得単位数 条件2		
教科に 関する 科 目	教職に 関する 科 目 (注2)		合計		
中学校	2種	取得希望免許状に対して同等 もしくは上級の学校種の免許 状をすでに所持している	10	3 (注1)	13
	1種		20	8	28
高等学校	1種		20	4	24

条件2の各区分の開設科目は、P.56「V-2 単位修得について（教職コース授業科目一覧）」を参照してください。

(注1) 本学では、開設科目の所定単位の関係から、3単位ではなく4単位の修得が必要となります。

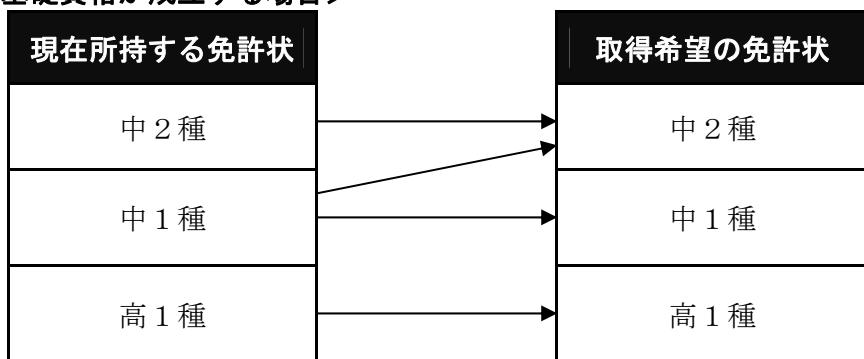
(注2) 「教職に関する科目」は「各教科の指導法」の科目のみ修得。

**条件2**について：取得希望の教科によっては、本学通信教育部における開設科目の所定単位の関係から、法定最低修得単位数を超過する単位を修得しなければならない場合があります。

## ① 基礎資格

現在所持する免許状と取得希望の免許状との関係が、下表に示す関係にある場合のみ別表第4を根拠法令とする基礎資格が成立します。

### ＜基礎資格が成立する場合＞



次表に示す関係にある場合は、「別表第4」による他教科の免許状取得はできませんので該当する根拠法令により免許状を取得してください。

### ＜基礎資格が成立しない場合＞

現在所持する免許状	取得希望の免許状	該当する根拠法令
中2種	中1種	各自で所轄の教育委員会に確認
中1種	高1種	免許法第5条別表第1
高1種	中1種	免許法第5条別表第1

## ② 法定最低修得単位と本学通信教育部での必要単位

法定最低修得単位の内訳は、前掲の＜別表第4＞に掲げたとおりです。

### 【免許状の取得にあたり有効な科目・単位を出身大学等で修得している場合】

不足する科目・単位を本学通信教育部で修得すること。有効な科目・単位の確認は、出身大学等へ問い合わせてください。

### 【免許状の取得にあたり有効な科目・単位を出身大学等で修得していない場合】

必要科目・単位をすべて本学通信教育部で修得すること。

本学通信教育部における具体的な授業科目は、後掲の P.56 「V-2 単位修得について」にて確認してください。

また、「教職に関する科目」については、取得希望免許状の教科に該当する「教科の指導法」の修得が必要となります。本学通信教育部では「教科の指導法」に該当する科目として各教科の「教科教育法」を開設しています。修得が必要な科目・単位は、P.62 「各教科の指導法 単位修得科目組み合わせ一覧」を確認してください。

## –2 必要修得科目の確認について【旧法適用者】

### 1 免許状取得の不足単位の確認ガイド

ここでは、取得を希望する免許状を決定した方に下記のガイドの確認項目に沿って、**本学で修得が必要な科目及び必要単位を確認していきます。**

#### 初めての免許状取得の場合

※自分が「旧法」又は「新法」のどちらに該当するか、P.4の表で確認してください。

##### 確認項目

本学への  
入学形態

【教職生】  
国内大学卒業者

【1学年入学生】

【2, 3学年編入学生】  
専門学校修了者、大学退学者  
短期大学卒業者

条件1  
基礎資格を得る

基礎資格  
を確認

基礎資格を有する

大卒者：学士の資格を有している

免許状の学校種に応じて「学士」の  
学位を取得する

基礎資格については、前掲P.8「① 基礎資格について」を参照してください。

条件2  
法定最低修得単位数を修める

出身大学  
等での単  
位が活用  
できるか  
を確認

出身大学等で修得単位を確認する

「学力に関する証明書」の発行を依頼

発行の際は、取得を希望する免許状と同一学校種・教科の証明書を依頼  
(必ず「旧法」で証明書の発行を行うこと)。

不足する区分・単位数を確認する

「学力に関する証明書」を元に不足する区分や不足する単位数の指導を所轄の都道府県教育委員会から受ける。

後掲P.56「単位修得について」を参照し、修得が必要な科目を確認する

学部・学科又は専攻ごとに必要科目及び単位数が異なります。

- 1 「教免規則第66条の6に定める科目」
- 2 「教科に関する科目」
- 3 「教職に関する科目」
- 4 「教科又は教職に関する科目」等に留意して修得する科目を決定する。

履修科目を決定し、単位修得方法等を確認の上、学修計画を検討する

※ 教育実習が必要な学生は、後掲「VII 教育実習について」「VIII 教職実践演習について」を参照。  
介護等の体験が必要な学生は、後掲「VI 介護等の体験について」参照。

## 他教科の免許状取得の場合

### 確認項目

条件1

基礎資格  
を確認

取得希望免許状に対して、同等もしくは上級の学校種の免許状  
をすでに所持している

※前掲 P.8 「① 基礎資格について」を参照。

条件2

法定最低修得単位数を修める

出身大学  
等での単  
位が活用  
できるか  
を確認

出身大学に取得を希望する教科の  
免許状の課程認定がない場合

出身大学に取得を希望する教科の  
免許状の課程認定がある場合



出身大学等で修得単位を確認する

「学力に関する証明書」の発行を依頼  
発行の際は、取得を希望する免許状と  
同一学校種・教科の証明書を依頼（必  
ず「旧法」（平成10年改正法）で証明書  
の発行を行うこと）。

※後掲『2「学力に関する証明書』を参照

不足する区分・単位数を確認する

「学力に関する証明書」を元に不足する区  
分や不足する単位数の指導を所轄の都道府  
県教育委員会から受ける。

本学で必  
要な単位  
と科目を  
確認

後掲 P.56 「単位修得について」を参照し、修得が必要な科目を確認する

学部・学科又は専攻ごとに必要科目及び単位数が異なります。

- 1 「教科に関する科目」
- 2 「教職に関する科目」等に留意して修得する科目を決定する。

履修科目を決定し、単位修得方法等を確認の上、学修計画を検討する

## 2 「学力に関する証明書」について

この証明書では、各区分で免許法上の定められた最低単位数（法定最低修得単位数）及び各区分の内容を充足するために必要な「科目」が記載されています。出身大学等が発行した「学力に関する証明書」を本学通信教育部の様式を参考にして修得単位を確認してください。

<p>( 1 )</p> <p><u>教免規則第66条の6に定める科目</u></p> <p>詳細は後掲（1）を参照。</p>	<p style="text-align: right;">通証 第 **** 号</p> <p><b>学力に関する証明書</b></p> <p>学 生 番 号: ***** 氏 名: ●● ●● 生 年 月 日: 平成**年**月**日</p> <p>中学校1種 英語科 (別表第1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>単位修得年月日 平成**年 *月 1日</td> <td>入学・編入学・卒業・修了・退学の別、学位 日本大学通信教育部 文理学部 文学専攻（英文学）3年 編入学</td> </tr> <tr> <td>令和 *年 *月**日</td> <td>日本大学通信教育部 同上 在学中</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目</th> </tr> <tr> <th>科</th> <th>日</th> <th>単位</th> <th>科</th> <th>日</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>国</td> <td>4</td> <td>外 国 语</td> <td>英 语</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>体</td> <td>育</td> <td>-</td> <td>情 報 機 器</td> <td>の 操 作</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">教 科 に 関 す る 科 目</td> </tr> <tr> <td>英</td> <td>語</td> <td>英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解</td> <td>4 4 4 2</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">小 計 14</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">教 職 に 関 す る 科 目</td> </tr> <tr> <td>教職の意義等に関する科目</td> <td>教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分の確認等を含む。） 進路選択に関する各種の機会の提供等</td> <td>2</td> <td>教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法（英語） 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 生徒指導の実践及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</td> <td>6 2 2 2 2 2 2</td> </tr> <tr> <td>教育の基礎理論に関する科目</td> <td>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心の発達（健やかな心の育成のための教育、児童及び生徒の心の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経済的事項</td> <td>2</td> <td>第五欄 教職実習 第六欄 教職実践演習 選 択 小 計</td> <td>5 2 - 31</td> </tr> <tr> <td colspan="4">教科又は教職に関する科目</td> <td>そ の 他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>科 日 単位</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="4">上記の全ての単位を修得した年度 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除く)</td> <td>令和 ** 年</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td></td> <td>49 単位</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">上記の事項を証明する。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">令和 *年 *月**日 日本大学通信教育部長</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">■ ■ ■</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">取扱者印</td> </tr> </tbody> </table>	単位修得年月日 平成**年 *月 1日	入学・編入学・卒業・修了・退学の別、学位 日本大学通信教育部 文理学部 文学専攻（英文学）3年 編入学	令和 *年 *月**日	日本大学通信教育部 同上 在学中	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目				科	日	単位	科	日	単位	日本	国	4	外 国 语	英 语	-	体	育	-	情 報 機 器	の 操 作	-	教 科 に 関 す る 科 目						英	語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	4 4 4 2	小 計 14		教 職 に 関 す る 科 目						教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分の確認等を含む。） 進路選択に関する各種の機会の提供等	2	教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法（英語） 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 生徒指導の実践及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	6 2 2 2 2 2 2	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心の発達（健やかな心の育成のための教育、児童及び生徒の心の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経済的事項	2	第五欄 教職実習 第六欄 教職実践演習 選 択 小 計	5 2 - 31	教科又は教職に関する科目				そ の 他					科 日 単位					-	備考						上記の全ての単位を修得した年度 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除く)				令和 ** 年	合 計						49 単位	上記の事項を証明する。						令和 *年 *月**日 日本大学通信教育部長				■ ■ ■						取扱者印	
単位修得年月日 平成**年 *月 1日	入学・編入学・卒業・修了・退学の別、学位 日本大学通信教育部 文理学部 文学専攻（英文学）3年 編入学																																																																																																									
令和 *年 *月**日	日本大学通信教育部 同上 在学中																																																																																																									
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目																																																																																																										
科	日	単位	科	日	単位																																																																																																					
日本	国	4	外 国 语	英 语	-																																																																																																					
体	育	-	情 報 機 器	の 操 作	-																																																																																																					
教 科 に 関 す る 科 目																																																																																																										
英	語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解	4 4 4 2	小 計 14																																																																																																						
教 職 に 関 す る 科 目																																																																																																										
教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割 教員の職務内容（研修、服務及び身分の確認等を含む。） 進路選択に関する各種の機会の提供等	2	教育課程及び指導法に関する科目 教育課程の意義及び編成の方法 各教科の指導法（英語） 道徳の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 生徒指導の理論及び方法 生徒指導の実践及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	6 2 2 2 2 2 2																																																																																																						
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 幼児、児童及び生徒の心の発達（健やかな心の育成のための教育、児童及び生徒の心の発達及び学習の過程を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経済的事項	2	第五欄 教職実習 第六欄 教職実践演習 選 択 小 計	5 2 - 31																																																																																																						
教科又は教職に関する科目				そ の 他																																																																																																						
				科 日 単位																																																																																																						
				-																																																																																																						
備考																																																																																																										
上記の全ての単位を修得した年度 (教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を除く)				令和 ** 年	合 計																																																																																																					
					49 単位																																																																																																					
上記の事項を証明する。																																																																																																										
令和 *年 *月**日 日本大学通信教育部長				■ ■ ■																																																																																																						
				取扱者印																																																																																																						

「学力に関する証明書」の発行を依頼する場合、取得を希望する免許状と同一学校種（中学校1種や高等学校1種）の同一教科（英語科や社会科など）の証明書を依頼してください。同一学校種や同一教科の証明書が発行できない場合には、発行が可能な「学力に関する証明書」の発行を依頼してください。

## (1) 教免規則第66条の6に定める科目【66条の6】(P. 58)

学校種や教科に関わらず全ての免許状において、必要となる区分です。

「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「情報機器の操作」4つの区分それぞれ2単位以上の単位が必要となりますので、不足単位を確認してください。

### 注意！

＜編入学時に認定された認定単位の取扱いについて＞

編入学生は、入学時に出身大学等で修得した単位を卒業所定単位の一部として認定しています。この**認定単位は免許状申請には使用できません**。出身大学で修得した単位を免許申請に使用する場合は、出身大学から学力に関する証明書の発行を受けてください。

## (2) 教科に関する科目 (P. 64~81)

各科目区分の内容を単位充足した上で、さらに法定最低修得単位数を充足する必要があります。

### 【出身大学等においての修得単位が、各区分の内容を充足していない場合】

備考欄等に記載がある場合には、法定最低修得単位を充足している場合でも免許状が取得できません。

本学通信教育部において区分の内容を充足するための科目を修得する必要があります。区分の内容を充足するための科目は、各区分の「必修科目」及び「選択必修科目」が該当しますので、必ず修得してください。

学部・学科又は専攻によって必要科目が異なりますので、十分に注意してください。

## (3) 教職に関する科目 (P. 60, 61)

各科目区分の内容を単位充足した上で、さらに法定最低修得単位数を充足する必要があります。

「各教科の指導法」については、取得を希望する免許状によって、修得する科目が異なりますので、「教科の指導法」を確認してください。

出身大学等で「教職に関する科目」の一部を修得している場合には、修得した科目がどの区分に該当するかを確認し、不足する区分の科目を修得してください。出身大学等で修得した単位が該当する区分は、「学力に関する証明書」に修得した区分の単位数が記載されますので、不足する単位数及び区分を確認の上、必要単位を修得してください。

## (4) 教科又は教職に関する科目【又は科目】

「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の両方で教員免許状取得に必要な単位数を各区分で充足した上で、さらに修得しなければならない単位です。本学では、「又は科目」としての科目を開設していませんので、「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」から修得する必要があります。

## (5) その他注意事項

＜平成30年以前の「旧免許法課程（平成10年改正法）・旧々免許法課程（昭和63年改正法）」で修得した単位を申請に使用する場合＞

令和元年度より「新免許法課程（平成29年改正法）」が適用されます。

現行の「新免許法課程」以前の「旧免許法課程」や「旧々免許法課程」の条件で免許状の所要資格を充足させて免許状申請する場合や、一部条件に当てはまり不足単位を「旧免許法課程」で修得して免許状申請をする場合には、**旧免許法課程若しくは旧々免許法課程の学力に関する証明書で不足単位を確認の上、履修してください。**

### 3 法定最低修得単位数と必要単位数の計算方法

法定最低修得単位数とは、教員免許状取得において最低限必要な単位数です。詳細な内訳はP. 46を参照してください。

例：法学部法律学科の学生が、中1種社会科（P. 64）と高1種地理歴史科（P. 65）の免許状を別表第1で取得する場合

免許状の種類		教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目		本学における必要単位数	
		法定	本学	法定	本学	法定	本学	法定	本学
中1種 社会科		20	44	31	31	8	解説へ	59	1
高1種 地理歴史科		20	24	23	25	16	解説へ	59	2

「教科又は教職に関する科目」についての説明はP. 46の（注）参照

#### 中1種 解説

「教科に関する科目」 44単位（本学） - 20単位（法定） = 24単位超過

「教職に関する科目」 31単位（本学） - 31単位（法定） = 0単位

「教科又は教職に関する科目」 24単位（本学） > 8単位（法定）

44単位 + 31単位 = 75単位… 1 となり、「単位数合計」の法定単位59単位を超過するため、不足単位はありません。

#### 高1種 解説

「教科に関する科目」 24単位（本学） - 20単位（法定） = 4単位超過

「教職に関する科目」 25単位（本学） - 23単位（法定） = 2単位超過

「教科又は教職に関する科目」 4単位 + 2単位 = 6単位（本学） < 16単位（法定）

24単位 + 25単位 = 49単位… 2 となり、「単位数合計」の法定単位59単位から10単位不足するため、「教科又は教職に関する科目」を10単位修得する必要があります。

#### 出身大学の単位を使用する場合

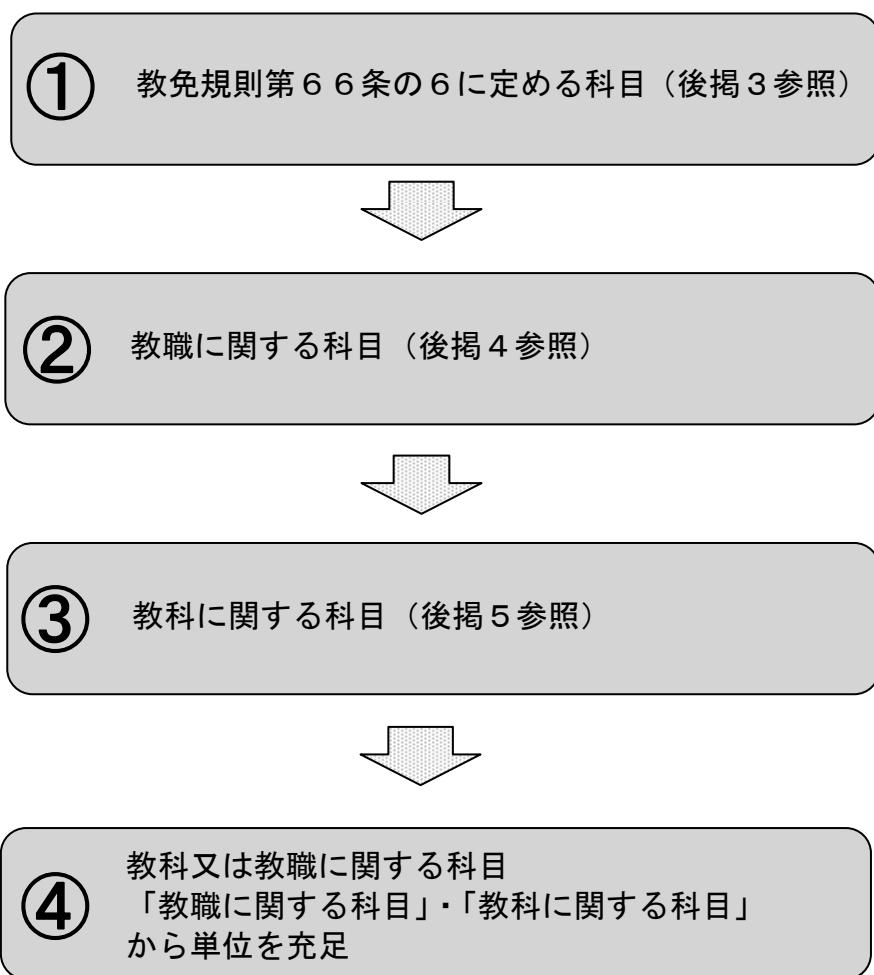
出身大学で修得した単位を免許申請に使用する場合も考え方は同様です。上記の表の「本学における必要単位数」に出身大学で修得した単位数を当てはめて、本学で修得が必要な単位数を計算します。

また、単位数だけではなく、「教免規則による区分」の一般的包括的内容を全て含めて単位修得が必要です。本学では一般的包括的内容を含む科目は必修科目又は選択必修科目となっています。出身大学で修得した単位を使用する場合は、修得した単位が一般的包括的内容を含んでいるか、併せて確認が必要です。

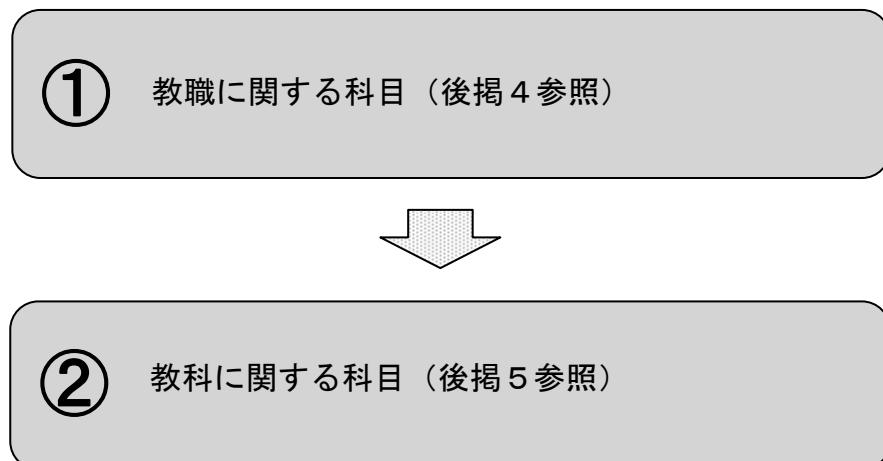
## – 2 単位修得について（教職コース授業科目一覧）【旧法適用者】

### 1 教職コース科目の確認の流れ

- ① 初めて教員免許状を取得する場合（別表第1）



- ② 所持する免許状と同じ学校種で、かつ、他教科の免許状を取得する場合（別表第4）



## 2 表の見方

- ① 後掲の表は、各学部・学科・専攻で取得できる免許状に対応する科目を掲載しています。
- ② 「試験時間割」は、科目修得試験の時間割を記載しています。例：[1]は1時限目  
※印は、スクリーリング開講時のみ履修できる科目を示しています。
- ③ 「本学の科目コード・開講科目」で、○印が付された科目は、必修科目です。  
「備考」欄で}印が付された科目は選択必修科目です。  
「教職に関する科目」の下記科目は科目修得試験の実施はなく、履修登録の必要はありません。  
「教育実習事前・事後指導」、「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「教職実践演習（中・高）」
- ④ 「教免規則による区分の」各区分ごとに定められた単位数を修得する必要があります。修得しなければならない単位数は、「本学での必要単位」を参照してください。
- ⑤ 本学通信教育部では、「教科又は教職に関する科目（又は科目）」の区分に該当する独立した科目は開設していません。よって、「又は科目」は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」の法定最低修得単位数（P. 46, 47）を超過した単位を「又は科目」の単位に充てています。
- ⑥ 編入学生・教職生・科目履修生が取得希望教科の一部不足分を修得する場合は、各自の単位修得状況により異なりますので、出身大学等の修得単位と照合して確認の上、履修科目を決定してください。

教免規則において、各区分の内容を満たす科目を修得することが定められており、本学通信教育部では、必修科目や選択必修科目を修得することで各区分を満たすことになります。

したがって、必修科目や選択必修科目で定められた科目の単位修得がない場合、学力に関する証明書において、区分を充足していない旨（「一般的包括的内容を含まず」等）が表記されます。

### 3 教免規則第66条の6に定める科目（全学科共通）

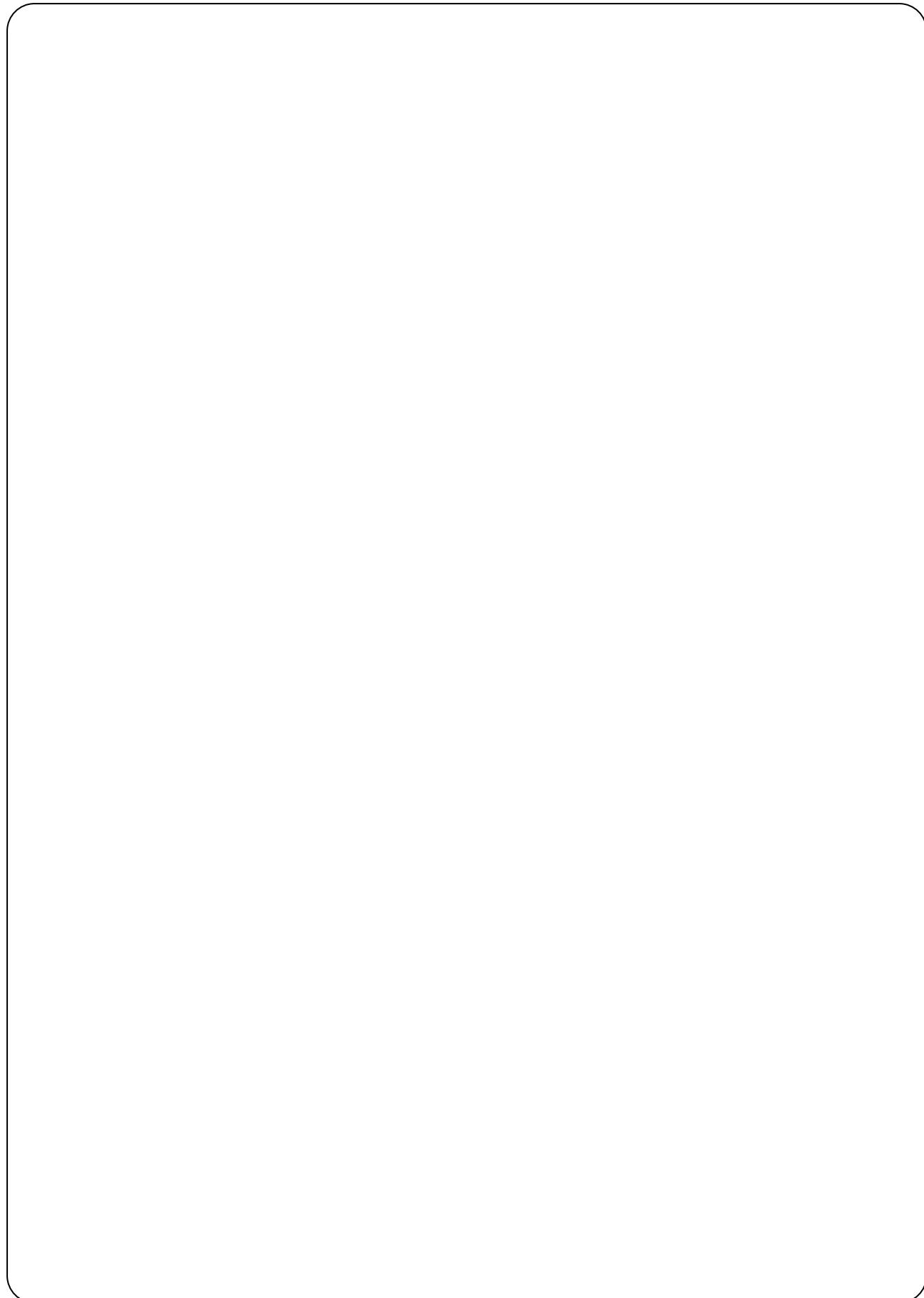
（○印の付された科目は必修科目です。）

教免規則による区分	試験時間割	本学の開講科目・科目コード	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本国憲法	②	○ B11500 法学(日本国憲法2単位を含む)	1年	4		4	不要
体 育	④	H10100 保健体育講義 I	1年	1	2科目 選 択 必 修	2	不要
	②	H10200 保健体育講義 II	1年	1			
	※	J101S0 体育実技 I	1年	1			
	※	J102S0 体育実技 II	1年	1			
外国語コミュニケーション	①	○ C10100 英語 I	1年	2		2	不要
情報機器の操作	③	○ R32300 情報概論	2年	4		4	不要

編入学時に単位認定された科目・単位は、教員免許状申請用の「学力に関する証明書」には記載されません。

なお、教免規則による区分の「日本国憲法」を充足するための科目は、上表のとおり「B11500 法学（日本国憲法2単位を含む）」であり、「K20100 憲法」ではありませんので注意してください。

*MEMO*



## 4 教職に関する科目

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分			試験時間割	本学の科目コード・開講科目		配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
第二欄	教職の意義等に 関する科目	別表第1 (初めての 免許状取得)		別表第4 (他教科 免許状取得)						
第二欄	教職の意義等に 関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職の意義及び教員の役割</li> <li>教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）</li> <li>進路選択に資する各種の機会の提供等</li> </ul>		①	○T10100 現代教職論	2年	2		2	不要
第三欄	教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項</li> </ul>		③	○T10200 教育原論	2年	2		2	不要
第四欄	教育課程及び指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程の意義及び編成の方法</li> <li>各教科の指導法</li> <li>道徳の指導法</li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）</li> </ul>		②	○T10500 発達と学習	2年	2		2	不要
				②	T20100 教育の社会学	2年	2	1科目選択必修	2	不要
				②	T20200 教育制度論	2年	2			
				④	T20300 国語科教育法 I	2年	2	修得科目は後掲「①各教科の指導法修得科目組み合わせ一覧」を参照	中2種：4 中1種：6 高1種：4	中2種：4 中1種：8 高1種：4
				①	T20400 国語科教育法 II	2年	2			
				②	T30100 国語科教育法 III	2年	2			
				③	T30200 国語科教育法 IV	2年	2			
				④	T20500 社会科・地理歴史科教育法 I	2年	2			
				①	T20600 社会科・地理歴史科教育法 II	2年	2			
				②	T20700 社会科・公民科教育法 I	2年	2			
				③	T20800 社会科・公民科教育法 II	2年	2			
				④	T20900 英語科教育法 I	2年	2			
				①	T21000 英語科教育法 II	2年	2			
				②	T30300 英語科教育法 III	2年	2			
				③	T30400 英語科教育法 IV	2年	2			
				④	T21100 商業科教育法 I	2年	2			
				①	T21200 商業科教育法 II	2年	2			
				①	T21300 道徳教育の理論と方法	2年	2	中学校のみ必修	2	不要
				①	T23400 特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2年	2	1科目選択必修	2	不要
				①	T21500 特別活動論	2年	2			不要
				③	○T21700 教育の方法・技術論	2年	2		2	不要

教免規則による区分			試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	本学での必要単位		
第 四 欄	進路指導、教育相談及び 生徒指導、教育相談等に 関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談（カウンセリング）に関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法</li> <li>進路指導の理論及び方法</li> </ul>					別表第1 (初めての 免許取得)	別表第4 (他教科 免許の取得)	
		④	OT30500 生徒指導・進路指導論	2年	2	2	不要		
		④	OT30600 教育相談	2年	2	2	不要		
第五欄	教育実習		科目修得試験実施なし	OT402S0 教育実習事前・事後指導	4年	1	1	不要	
				OT403S0 教育実習 I	4年	4	高1種のみを 取得する場 合は「教育実 習 II」	4 2	不要
				OT404S0 教育実習 II	4年	2		不要	
第六欄	教職実践演習			OT405S0 教職実践演習 (中・高)	4年	2	2	不要	
「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)					中2種 中1種 高1種	29 31 25	4 8 4		

#### 【参考資料】<教育実習受講資格>

科目区分	充足単位数等	1学年入学生	編入学生
総合教育科目	5科目20単位以上	「法学（日本国憲法2単位を含む）」を含めて修得すること。	不 要
教科に関する科目	5科目以上	実習希望教科の「教科に関する科目」を本学通信教育部において単位修得すること。	
教職に関する科目	5科目以上	必修①：「現代教職論」、「教育の方法・技術論」	
		必修②：「各教科教育法」（※教科教育法は、実習希望教科の教科教育法を1科目以上修得すること）	
		上記3科目を含めた5科目以上を本学通信教育部において単位修得すること。	

※ 本学通信教育部にて教育実習を受講する場合、上表の単位を充足する必要があります。  
(後掲 P. 98 「VII 教育実習受講資格要件」を確認してください。)

## ① 別表第1（初めての免許状取得の場合）

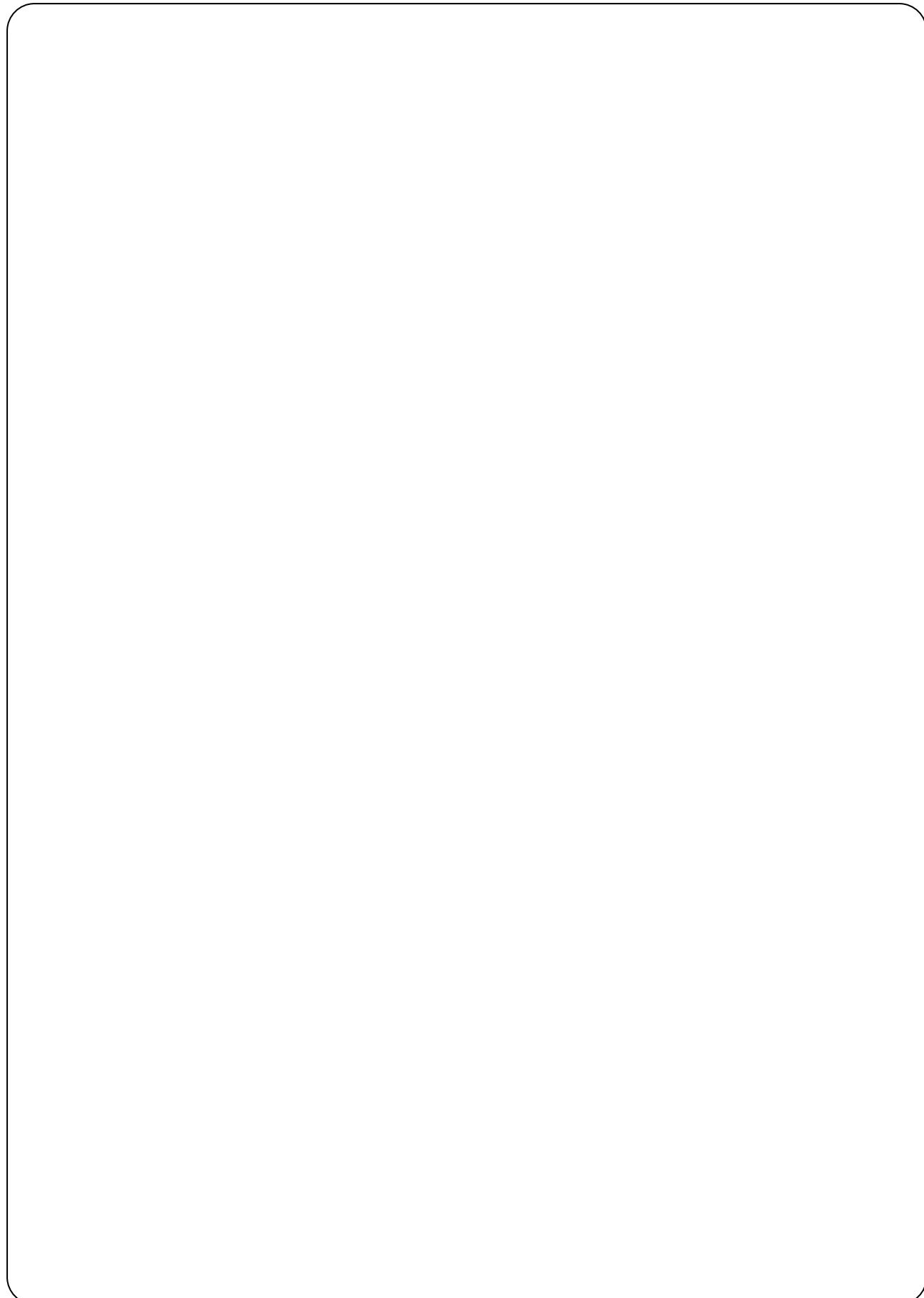
取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目			合計単位数
国語科	中2種	国語科教育法I, 国語科教育法II		4
	中1種	国語科教育法I, 国語科教育法II, 国語科教育法III		6
	高1種	国語科教育法I, 国語科教育法II		4
英語科	中2種	英語科教育法I, 英語科教育法II		4
	中1種	英語科教育法I, 英語科教育法II, 英語科教育法III		6
	高1種	英語科教育法I, 英語科教育法II		4
社会科	中2種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・公民科教育法I		4
	中1種	必修 社会科・地理歴史科教育法I 社会科・公民科教育法I	選択必修 社会科・地理歴史科教育法II 社会科・公民科教育法II	6
		} 1科目選択必修		
地理歴史科	高1種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II		4
公民科	高1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II		4
商業科	高1種	商業科教育法I, 商業科教育法II		4

中1種・高1種を同時取得の場合は合計単位数が最も多い教科に合わせて単位修得してください。

## ② 別表第4（他教科の免許状取得の場合）

取得希望の免許状の教科	本学通信教育部で修得すべき科目			合計単位数
国語科	中2種	国語科教育法I, 国語科教育法II		4
	中1種	国語科教育法I, 国語科教育法II, 国語科教育法III, 国語科教育法IV		8
	高1種	国語科教育法I, 国語科教育法II		4
英語科	中2種	英語科教育法I, 英語科教育法II		4
	中1種	英語科教育法I, 英語科教育法II, 英語科教育法III, 英語科教育法IV		8
	高1種	英語科教育法I, 英語科教育法II		4
社会科	中2種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・公民科教育法I		4
	中1種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II 社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II		8
地理歴史科	高1種	社会科・地理歴史科教育法I, 社会科・地理歴史科教育法II		4
公民科	高1種	社会科・公民科教育法I, 社会科・公民科教育法II		4
商業科	高1種	商業科教育法I, 商業科教育法II		4

*MEMO*



## 5 教科に関する科目

## 【 法学部 法律学科 】 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	①	OK32200 日本史概論	2年	4	1 2	1 2	
	④	OK32300 東洋史概論	2年	4			
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	②	K31900 日本法制史	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	④	OT22000 地誌学概論	2年	4	1 2	1 2	
	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4			
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	②	OK20100 憲法	1年	4	1 2	1 2	
	④	OK20200 民法 I	1年	4			
	④	OK20300 刑法 I	1年	4			
	①	K30100 民法 II	2年	4			
	②	K30200 民法 III	2年	4			
	③	K30300 民法 IV	2年	4			
	①	K30400 民法 V	2年	4			
	③	K30500 商法 I	2年	4			
	②	K30600 商法 II	2年	4			
	④	K30700 商法 III	2年	4			
	①	K30800 刑法 II	2年	4			
	③	K30900 行政法 I	2年	4			
	①	K31000 行政法 II	2年	4			
	④	K31100 國際法	2年	4			
	①	K31200 國際私法	2年	4			
	②	K31300 労働法	2年	4			
	③	K31400 知的財産権法	2年	4			
	④	K31500 税法	2年	4			
	①	K31600 民事訴訟法	2年	4			
	②	K31700 刑事訴訟法	2年	4			
	※	K318S0 法哲学	2年	4			
	①	L20100 政治学原論	2年	4			
	③	L30100 行政学	2年	4			
社 会 学、 経 済 学	①	OL20200 経済学原論	2年	4	4	4	
	④	L31400 財政学	2年	4			
	②	L31500 経済政策	2年	4			
哲 学、倫 理 学、宗 教 学	①	P30300 哲学概論	2年	4	4	4	
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	中2種	4 4	4 4
					中1種	4 4	4 4

## 【 法学部 法律学科 】

## 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史	①	OK32200 日本史概論	2年	4		4	4
	②	K31900 日本法制史	2年	4			
	④	L30400 日本政治史	2年	4			
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
外国史	④	OK32300 東洋史概論	2年	4		8	8
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	①	L30500 西洋政治史	2年	4			
	③	L30600 東洋政治史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
人文地理学 及び 自然地理学	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4		8	8
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4			
地誌	④	OT22000 地誌学概論	2年	4		4	4
「教職に関する科目」との合計に注意! 「又は科目」を修得してください) (P.46 参照)			計	高1種		24	24

## 【 法学部 法律学科 】

## 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)	[4]	OK31100 国際法	2年	4		16	16
	[2]	OK20100 憲法	1年	4			
	[4]	OK20200 民法 I	1年	4			
	[4]	OK20300 刑法 I	1年	4			
	[1]	K30100 民法 II	2年	4			
	[2]	K30200 民法 III	2年	4			
	[3]	K30300 民法 IV	2年	4			
	[1]	K30400 民法 V	2年	4			
	[3]	K30500 商法 I	2年	4			
	[2]	K30600 商法 II	2年	4			
	[4]	K30700 商法 III	2年	4			
	[1]	K30800 刑法 II	2年	4			
	[3]	K30900 行政法 I	2年	4			
	[1]	K31000 行政法 II	2年	4			
	[1]	K31200 国際私法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
	[3]	K31400 知的財産権法	2年	4			
	[4]	K31500 税法	2年	4			
	[1]	K31600 民事訴訟法	2年	4			
	[2]	K31700 刑事訴訟法	2年	4			
	※	K318S0 法哲学	2年	4			
	[1]	L20100 政治学原論	2年	4			
	[3]	L30100 行政学	2年	4			
	[4]	L30200 国際政治学	2年	4			
社会学、経済学(国際経済を含む。)	[1]	OL20200 経済学原論	2年	4		8	8
	[4]	OR31100 国際経済論	2年	4			
	[4]	L31400 財政学	2年	4			
	[2]	L31500 経済政策	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意 (「又は科目」を修得してください (P. 46 参照)				計	高 1 種	2 8	2 8

## 【 法学部 政治経済学科 】

## 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	①	OK32200 日本史概論	2年	4	12	12	
	④	OK32300 東洋史概論	2年	4			
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4			
	②	L30300 政治思想史	2年	4			
	④	L30400 日本政治史	2年	4			
	①	L30500 西洋政治史	2年	4			
	③	L30600 東洋政治史	2年	4			
	②	L30700 外交史	2年	4			
	④	L31300 経済学説史	2年	4			
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
	地理学（地誌を含む。）	④ OT22000 地誌学概論	2年	4		12	12
		③ OT22200 人文地理学概論	2年	4			
		② OT22300 自然地理学概論	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	①	OL20100 政治学原論	1年	4	4	4	
	③	L30100 行政学	2年	4			
	④	L30200 國際政治学	2年	4			
	②	K20100 憲法	1年	4			
	④	K20200 民法 I	2年	4			
	①	K30100 民法 II	2年	4			
	②	K30200 民法 III	2年	4			
	③	K30300 民法 IV	2年	4			
	①	K30400 民法 V	2年	4			
	③	K30900 行政法 I	2年	4			
	①	K31000 行政法 II	2年	4			
	④	K31100 國際法	2年	4			
	①	K31200 國際私法	2年	4			
	②	K31300 労働法	2年	4			
	③	K31400 知的財産権法	2年	4			
社 会 学、 經 濟 学	①	OL20200 経済学原論	1年	4	4	4	
	④	L31400 財政学	2年	4			
	①	R31700 租税論	2年	4			
	①	R31800 金融論	2年	4			
	②	L31500 経済政策	2年	4			
	③	L31600 社会政策	2年	4			
	③	R32200 労働経済論	2年	4			
哲 学、倫 理 学、宗 教 学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください） (P. 46 参照)				計	中2種	3 6	3 6
					中1種	3 6	3 6



## 【 法学部 政治経済学科 】

## 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	本学での必要単位	
					備考	別表第1 (初めての 免許状取得)
日 本 史	①	OK32200 日本史概論	2年	4		4
	④	L30400 日本政治史	2年	4		
	②	R30500 日本経済史	2年	4		
外 国 史	④	OK32300 東洋史概論	2年	4		8
	②	OK32400 西洋史概論	2年	4		
	②	L30300 政治思想史	2年	4		
	①	L30500 西洋政治史	2年	4		
	③	L30600 東洋政治史	2年	4		
	②	L30700 外交史	2年	4		
	④	R30600 西洋経済史	2年	4		
人文地理学 及び 自然地理学	③	OT22200 人文地理学概論	2年	4		8
	②	OT22300 自然地理学概論	2年	4		
地 誌	④	OT22000 地誌学概論	2年	4		4
「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)			計	高1種	24	24



## 【 法学部 政治経済学科 】

高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)	[1]	OL20100 政治学原論	1年	4	8	8	
	[4]	OL30200 國際政治学	2年	4			
	[3]	L30100 行政学	2年	4			
	[3]	L30800 地方自治論	2年	4			
	[2]	K20100 憲法	1年	4			
	[4]	K20200 民法 I	2年	4			
	[1]	K30100 民法 II	2年	4			
	[2]	K30200 民法 III	2年	4			
	[3]	K30300 民法 IV	2年	4			
	[1]	K30400 民法 V	2年	4			
	[3]	K30900 行政法 I	2年	4			
	[1]	K31000 行政法 II	2年	4			
	[4]	K31100 国際法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
社会学、経済学(国際経済を含む。)	[1]	OL20200 経済学原論	1年	4	8	8	
	[4]	OR31100 國際經濟論	2年	4			
	[4]	L31300 経済学説史	2年	4			
	[4]	L31400 財政学	2年	4			
	[1]	R31700 租税論	2年	4			
	[1]	R31800 金融論	2年	4			
	[2]	L31500 経済政策	2年	4			
	[3]	L31600 社会政策	2年	4			
	[3]	R32200 労働経済論	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	高1種	20	20

## 【 文理学部 文学専攻(国文学) 】

## 中学校・高等学校 国語科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位			
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)		
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	④	OM20300 国語学概論	1年	4		1 2	1 2		
	②	OM31400 国語音声学	2年	4					
	③	OM31900 文章表現法	2年	4					
	④	M30300 国文法	2年	4					
	①	M30400 国語学講義	2年	4					
	※	M401S0 国語学演習 I	3年	2					
国文学（国文学史を中心とする。）	※	M402S0 国語学演習 II	3年	2		1 2	1 2		
	①	OM20200 国文学概論	1年	4					
	②	OM30100 国文学史 I	2年	4					
	③	OM30200 国文学史 II	2年	4					
	③	M20100 国文学基礎講義	1年	4					
	①	M30500 国文学講義 I (上代)	2年	4					
	※	M306S0 国文学講義 II (中古)	2年	4					
	④	M30700 国文学講義 III (中世)	2年	4					
	②	M30800 国文学講義 IV (近世)	2年	4					
	②	M30900 国文学講義 V (近代)	2年	4					
	③	M31000 国文学講義 VI (現代)	2年	4					
	※	M311S0 国文学特殊講義 I	2年	4					
	※	M312S0 国文学特殊講義 II	2年	4					
	※	M404S0 国文学演習 I	3年	2					
	※	M405S0 国文学演習 II	3年	2					
	※	M406S0 国文学演習 III	3年	2					
漢文学	①	OM31500 漢文学 I	2年	4		4	4		
	③	M31600 漢文学 II	2年	2					
書道（書写を中心とする。）	③	T22400 漢字書法(注)	2年	2	1科目 選択必修	2 (中学校のみ必修 かつ算入可)	2 (中学校のみ必修 かつ算入可)		
	④	T22500 かな書法(注)	2年	2					
「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください） (P. 46 参照)			計	中2種		3 0	3 0		
				中1種					
				高1種		2 8	2 8		

(注)「漢字書法」と「かな書法」の単位は、高1種の「教科に関する科目」及び「又は科目」に算入できません。高1種取得には、「漢字書法」と「かな書法」を含めずに59単位（「教科に関する科目」と「教職に関する科目」の合計単位数）を修得してください。

## 【 文理学部 文学専攻(英文学) 】

## 中学校・高等学校 英語科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位		
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
英 語 学	[1]	○N30700 英語学概説	2年	4		4	4	
	[1]	N20200 英文法	1年	4				
	[3]	N30300 英語史	2年	4				
	[2]	N30600 英語音声学	2年	4				
英 米 文 学	[3]	○N20300 英米文学概説	1年	4		4	4	
	[2]	N20100 イギリス文学史 I	1年	4				
	[4]	N30100 イギリス文学史 II	2年	4				
	[4]	N30200 アメリカ文学史	2年	4				
	※	N308S0 西洋古典	2年	4				
英 語 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン	[4]	N30900 スピーチコミュニケーション I	2年	2	1科目 選択必修	2	2	
	[3]	N31000 スピーチコミュニケーション II	2年	2				
	[1]	N30400 英作文 I	2年	2				
	[2]	N30500 英作文 II	2年	2				
異文化理解	[2]	○N31700 異文化間コミュニケーション概論	2年	2		2	2	
	[1]	N31500 英米事情 I	2年	2				
	[3]	N31600 英米事情 II	2年	2				
「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	中 2 種	1 2	1 2	
					中 1 種	2 0	2 0	
					高 1 種	2 0	2 0	



## 【 文理学部 哲学専攻 】

## 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第 1 (初めての 免許状取得)	別表第 4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4	1科目 選択必修	1 2	1 2
	④	○Q30300 東洋史概説	2年	4			
	②	○Q30400 西洋史概説	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	①	○T21800 地理学概論	2年	4	1科目 選択必修	8	8
	④	○T21900 地誌学	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	①	T22600 法学通論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	④	T22800 政治学概論	2年	4			
	②	K31300 労働法	2年	4			
	②	S30200 商法	2年	4			
社会学、経済学	②	○R20300 経済学概論	2年	4		4	4
哲 学、倫 理 学、宗 教 学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	④	P30400 宗教学概論	2年	4			
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
	③	P20100 哲学基礎講読	1年	4			
	①	P30100 宗教学基礎講読	2年	4			
	②	P30200 倫理学基礎講読	2年	4			
	②	P20200 西洋思想史 I	1年	4			
	④	P30600 西洋思想史 II	2年	4			
	③	P20300 東洋思想史 I	1年	4			
	②	P30700 東洋思想史 II	2年	4			
	③	P30800 日本思想史 I	2年	4			
	①	P31000 哲学特殊講義	2年	4			
	※	P312S0 倫理学特殊講義	2年	4			
	④	P31300 科学哲学	2年	4			
	※	P401S0 哲学演習 I	3年	2			
	※	P402S0 哲学演習 II	3年	2			
「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください） (P. 46 参照)				計	中 2 種	3 2	3 2
					中 1 種	3 2	3 2



## 【 文理学部 哲学専攻 】 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）	④	OK31100 国際法	2年	4		8	8
	①	OT22600 法学通論	2年	4			
	④	T22800 政治学概論	2年	4			
社会学、経済学（国際経済を含む。）	②	OR20300 経済学概論	2年	4		8	8
	④	OR31100 国際経済論	2年	4			
哲学、倫理学、宗教学、心理学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目選択必修	4	4
	④	P30400 宗教学概論	2年	4			
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
	③	P20100 哲学基礎講読	1年	4			
	①	P30100 宗教学基礎講読	2年	4			
	②	P30200 倫理学基礎講読	2年	4			
	②	P20200 西洋思想史 I	1年	4			
	④	P30600 西洋思想史 II	2年	4			
	③	P20300 東洋思想史 I	1年	4			
	②	P30700 東洋思想史 II	2年	4			
	③	P30800 日本思想史 I	2年	4			
	①	P31000 哲学特殊講義	2年	4			
	※	P312S0 倫理学特殊講義	2年	4			
	④	P31300 科学哲学	2年	4			
	※	P401S0 哲学演習 I	3年	2			
	※	P402S0 哲学演習 II	3年	2			
「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)			←	計	高1種	20	20



## 【 文理学部 史学専攻 】 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	[2]	Q20100 日本史入門	1年	4	1科目 選択必修	1 2	1 2
	[1]	Q30200 日本史概説	2年	4			
	※	Q202S0 東洋史入門	2年	4			
	[4]	Q30300 東洋史概説	2年	4			
	[3]	Q20300 西洋史入門	1年	4			
	[2]	Q30400 西洋史概説	2年	4			
	[3]	Q30100 史学概論	2年	4			
	[4]	Q20400 考古学入門	1年	4			
	[1]	Q30500 考古学概説	2年	4			
	[2]	Q30800 日本史特講 I	2年	4			
	[4]	Q30900 日本史特講 II	2年	4			
	[1]	Q31000 東洋史特講 I	2年	4			
	[3]	Q31100 東洋史特講 II	2年	4			
	[4]	Q31200 西洋史特講 I	2年	4			
	※	Q313S0 西洋史特講 II	2年	4			
	※	Q401S0 日本史演習 I	3年	2			
	※	Q402S0 日本史演習 II	3年	2			
	※	Q403S0 東洋史演習 I	3年	2			
	※	Q404S0 東洋史演習 II	3年	2			
	※	Q405S0 西洋史演習 I	3年	2			
	※	Q406S0 西洋史演習 II	3年	2			
地理学（地 誌を含む。）	[1]	OT21800 地理学概論	2年	4	1科目 選択必修	8	8
	[4]	OT21900 地誌学	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	[1]	T22600 法学通論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	[4]	T22800 政治学概論	2年	4			
	[2]	S30200 商法	2年	4			
	[2]	K31300 労働法	2年	4			
社会学、経済学	[2]	OR20300 経済学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
哲 学、倫 理 学、宗 教 学	[1]	P30300 哲学概論	2年	4			
	[4]	P30400 宗教学概論	2年	4			
	[3]	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	中2種	3 2	3 2
					中1種	3 2	3 2

## 【 文理学部 史学専攻 】

## 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位			
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)		
日本史	2	Q20100 日本史入門	1年	4	1科目選択必修	4	4		
	1	Q30200 日本史概説	2年	4					
	3	Q30100 史学概論	2年	4					
	4	Q20400 考古学入門	1年	4					
	1	Q30500 考古学概説	2年	4					
	2	Q30600 考古学特講 I	2年	4					
	2	Q30800 日本史特講 I	2年	4					
	4	Q30900 日本史特講 II	2年	4					
	※	Q401S0 日本史演習 I	3年	2					
	※	Q402S0 日本史演習 II	3年	2					
	3	Q31700 古文書学	2年	4					
外国史	※	Q202S0 東洋史入門	2年	4	1科目選択必修	8	8		
	4	Q30300 東洋史概説	2年	4					
	3	Q20300 西洋史入門	1年	4					
	2	Q30400 西洋史概説	2年	4					
	1	Q31000 東洋史特講 I	2年	4	1科目選択必修				
	3	Q31100 東洋史特講 II	2年	4					
	4	Q31200 西洋史特講 I	2年	4					
	※	Q313S0 西洋史特講 II	2年	4					
	※	Q315S0 東洋史特講 III	2年	4					
	※	Q316S0 西洋史特講 III	2年	4					
	※	Q403S0 東洋史演習 I	3年	2					
	※	Q404S0 東洋史演習 II	3年	2					
	※	Q405S0 西洋史演習 I	3年	2					
	※	Q406S0 西洋史演習 II	3年	2					
人文地理学 及び 自然地理学	3	OT22200 人文地理学概論	2年	4		8	8		
	2	OT22300 自然地理学概論	2年	4					
	1	T21800 地理学概論	2年	4					
地誌	4	OT21900 地誌学	2年	4		4	4		
「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	高1種	24	24		



計

高1種

24

24

## 【 経済学部 経済学科 】 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	1	○Q30200 日本史概説	2年	4		8	8
	3	○R32800 外国史概説	2年	4			
	4	R30100 経済学史	2年	4			
	2	R30500 日本経済史	2年	4			
	4	R30600 西洋経済史	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	4	○T21900 地誌学	2年	4		12	12
	3	○T22200 人文地理学概論	2年	4			
	2	○T22300 自然地理学概論	2年	4			
	1	R31400 経済開発論	2年	4			
	1	R32600 経済地理学	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	1	○T22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4		4	4
	2	K31300 労働法	2年	4			
	2	S30200 商法	2年	4			
社会学、 経済学	2	○R20300 経済学概論	1年	4		4	4
	1	R20100 経済原論	1年	4			
	4	R30300 價格理論	2年	4			
	2	R30700 経済政策総論	2年	4			
	3	R30800 農業経済論	2年	4			
	1	R31000 日本経済論	2年	4			
	4	R31100 国際経済論	2年	4			
	2	R312S0 アメリカ経済論	2年	4			
	4	R313S0 中国経済論	2年	4			
	4	R31500 財政学総論	2年	4			
	1	R31700 租税論	2年	4			
	1	R31800 金融論	2年	4			
	4	R31900 貨幣経済論	2年	4			
	3	R32100 社会政策論	2年	4			
	3	R32200 労働経済論	2年	4			
	3	S31200 国際金融論	2年	4			
哲 学、倫 理 学、宗 教 学	1	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	3	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	中2種	32	32
					中1種	32	32

## 【 経済学部 経済学科 】 高等学校 地理歴史科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備 考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日 本 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4		4	4
	②	R30500 日本経済史	2年	4			
外 国 史	③	○R32800 外国史概説	2年	4		4	4
	④	R30100 経済学史	2年	4			
	④	R30600 西洋経済史	2年	4			
人文地理学 及び 自然地理学	③	○T22200 人文地理学概論	2年	4		8	8
	②	○T22300 自然地理学概論	2年	4			
	①	R31400 経済開発論	2年	4			
	①	R32600 経済地理学	2年	4			
地 誌	④	○T21900 地誌学	2年	4		4	4
「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				◀	計	高1種	20
							20

## 【 経済学部 経済学科 】 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位		
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)	
法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）	①	OT22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4		8	8	
	④	OR32700 国際政治論	2年	4				
	②	K31300 労働法	2年	4				
	②	S30200 商法	2年	4				
社会学、経済学（国際経済を含む。）	②	OR20300 経済学概論	1年	4		8	8	
	④	OR31100 国際経済論	2年	4				
	③	R30800 農業経済論	2年	4				
	②	R312S0 アメリカ経済論	2年	4				
	④	R313S0 中国経済論	2年	4				
	④	R31500 財政学総論	2年	4				
	③	R31600 地方財政論	2年	4				
	③	R32100 社会政策論	2年	4				
	③	R32200 労働経済論	2年	4				
哲学、倫理学、宗教学、心理学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目選択必修	4	4	
	③	P30500 倫理学概論	2年	4				
「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください） (P. 46 参照)				←	計	高1種	20	20

## 【 商学部 商業学科 】

## 中学校 社会科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
日本史及び 外 国 史	①	○Q30200 日本史概説	2年	4		8	8
	③	○S33300 外国史	2年	4			
地理学（地 誌を含む。）	④	○T22100 地理学概論（地誌を含む）	2年	4		4	4
	①	S32200 経済地理	2年	4			
法 律 学、 政 治 学	①	○T22700 法律学概論（国際法を含む）	2年	4		4	4
	④	K31500 税法	2年	4			
	②	S30200 商法	2年	4			
社 会 学、 経 済 学	①	○R20100 経済原論	2年	4		4	4
	①	R31800 金融論	2年	4			
	④	S30400 貿易論	2年	4			
	③	S30600 保険総論	2年	4			
	①	S30700 交通論	2年	4			
	①	S31000 商業政策	2年	4			
	③	S31200 国際金融論	2年	4			
哲学、倫理 学、宗教学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意！ (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	中2種	2 4	2 4
					中1種	2 4	2 4



## 【 商学部 商業学科 】

## 高等学校 公民科

○印の付された科目は必修科目です。

教免規則による区分	試験時間割	本学の科目コード・開講科目	配当学年	所定単位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）	④	OS33200 国際政治学概論	2年	4		8	8
	①	OT22700 法律学概論(国際法を含む)	2年	4			
	④	K31500 税法	2年	4			
	②	S30200 商法	2年	4			
社会学、経済学（国際経済を含む。）	①	OR20100 経済原論	2年	4		8	8
	④	OR31100 国際経済論	2年	4			
	①	R31800 金融論	2年	4			
	①	S30700 交通論	2年	4			
	③	S31200 国際金融論	2年	4			
哲学、倫理学、 宗教学、心理学	①	P30300 哲学概論	2年	4	1科目 選択必修	4	4
	③	P30500 倫理学概論	2年	4			
	②	T23000 心理学概論(注)	2年	4			
「教職に関する科目」との合計に注意！ （「又は科目」を修得してください） (P. 46 参照)			←	計	高1種	20	20

(注) 心理学概論は、高等学校公民科のみに開設された科目であり、この科目の単位を中学校社会科に算入することはできません。

## 【 商学部 商業学科 】

## 高等学校 商業科

○印の付された科目は必修科目です。

教 免 規 則 による区分	試 験 時 間 割	本学の科目コード・開講科目	配 当 学 年	所 定 単 位	備考	本学での必要単位	
						別表第1 (初めての 免許状取得)	別表第4 (他教科 免許状取得)
商 業 の 関 係 科 目	[2]	OS20100 商学総論	1年	4	4	4	4
	[4]	S30300 商品学	2年	4			
	[3]	S30500 マーケティング	2年	4			
	[3]	S30900 広告論	2年	4			
	[2]	S32000 観光事業論	2年	4			
	[3]	S32100 商業史	2年	4			
	[2]	S20200 経営学	1年	4			
	[2]	S20300 簿記論 I	1年	4			
	[2]	S32700 中小企業論	2年	4			
	[1]	S32800 会計学	2年	4			
職 業 指 導	[2]	OT22900 職業指導	2年	4		4	4
「教職に関する科目」との合計に注意! (「又は科目」を修得してください) (P. 46 参照)				計	高1種	20	20



## 介護等の体験について (中学校の教員免許状取得希望者のみ)

### 1 介護等の体験とは

免許法により、小学校・中学校の免許状を初めて取得する場合には、「介護等の体験」(以下介護等体験)が課され、社会福祉施設及び特別支援学校で7日間以上の介護等体験が必要となります。

この法改正の趣旨は、教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面小学校及び中学校の教諭の免許状取得希望者に「介護等体験」を課すこととされています。

#### ① 介護等体験受け入れ先

東京都又は居住（帰省先も可）している都道府県の社会福祉施設及び特別支援学校  
所管：「社会福祉施設」は、各都道府県の社会福祉協議会  
「特別支援学校」は、各都道府県の教育委員会

##### （1）社会福祉施設の具体例

養護老人ホーム、児童養護施設、更生施設、知的障害者更生施設及び精神障がい者生活訓練施設等

##### （2）特別支援学校の具体例（障がい種別）

視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由及び病弱等

##### 【体験受け入れについて】

ア) 介護等体験受け入れ先（体験地）は、本学通信教育部所在地の東京都、学生の現住所及び帰省先のある都道府県のいずれかになります。

イ) 都道府県によっては、その『都道府県内所在の大学に通学する者のみを介護等体験の受入対象者とする』場合があります。その場合には、本学通信教育部所在地の東京都内の社会福祉施設及び特別支援学校が受け入れ先の対象となりますので、遠隔地在住者は、各自で宿泊施設の確保が必要となります。

ウ) 特別支援学校での体験が行えない、神奈川県と大阪府は、下記から選択し体験することになります。

① 社会福祉施設で連続した7日間の体験を行う。

② 大学の所在地である東京都にて2日間特別支援学校の体験を行う。

#### ② 介護等体験期間及び具体的な内容

	社会福祉施設	特別支援学校
期間	原則 連続 5 日間	原則 連続 2 日間
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設利用者の介護及び介助</li> <li>社会福祉施設が行う行事の手伝い</li> <li>その他社会福祉施設が用意した活動への参加</li> <li>1日概ね7～8時間。変則的な場合もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校通学者の教育補助</li> <li>オリエンテーション・マラソン大会等行事の参加</li> <li>その他特別支援学校が用意した活動への参加</li> <li>1日の実施時間は学校により異なる</li> </ul>

※具体的な体験期日や手続方法は、事前指導時にお知らせいたします。

## 2 受講要件等について

### ① 受講対象者

- (1) 中学校の免許状を初めて取得する者（「別表第1」適用）。
- (2) 正科生のみ（科目履修生は不可）  
対象学年の指定はありませんが、2・3年で体験を行うのが望ましいです。
- (3) 介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険（※）に加入している者。  
※介護等体験の保険の加入手続は大学が行います。
- (4) 伝染の恐れのある病気にかかっていない者。
- (5) 介護等体験を行う上で妨げとなる精神障がいのない者。

### ② 免除者

- (1) 取得希望の免許状の学校種が高1種のみの者。
- (2) すでに小学校・中学校いずれかの免許状（1種・2種）を所持している者。  
ただし、当該小学校・中学校免許状を取得した根拠法令は「別表第1」でなければならず、それ以外の規定で取得の場合は、所轄の教育委員会に確認してください。
- (3) 介護等体験に関する専門知識および技術を有する者として文部科学省令で定められる者。  
(平成9年文部科学省令第40号第3条第1項)
  - ・ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者。
  - ・ 保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者。
  - ・ 保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者。
  - ・ 保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者。
  - ・ 免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者。
  - ・ 理学療法士および作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者。
  - ・ 理学療法士および作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者。
  - ・ 社会福祉士および介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者。
  - ・ 社会福祉士および介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者。
  - ・ 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者。
- (4) 身体上の障がいにより介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定められる者  
(平成9年文部科学省令第40号第3条第2項)。
  - ・ 身体障がい者福祉法第4条に規定する身体障がい者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障がい者手帳に、障がいの程度が1級から6級である者として記載されている者。

### ③ 体験に係る学籍について

「介護等体験」の受け入れは、4月1日～3月31日を一つの年度として実施されます。

#### 【10月入学生（後期入学生）への注意事項】

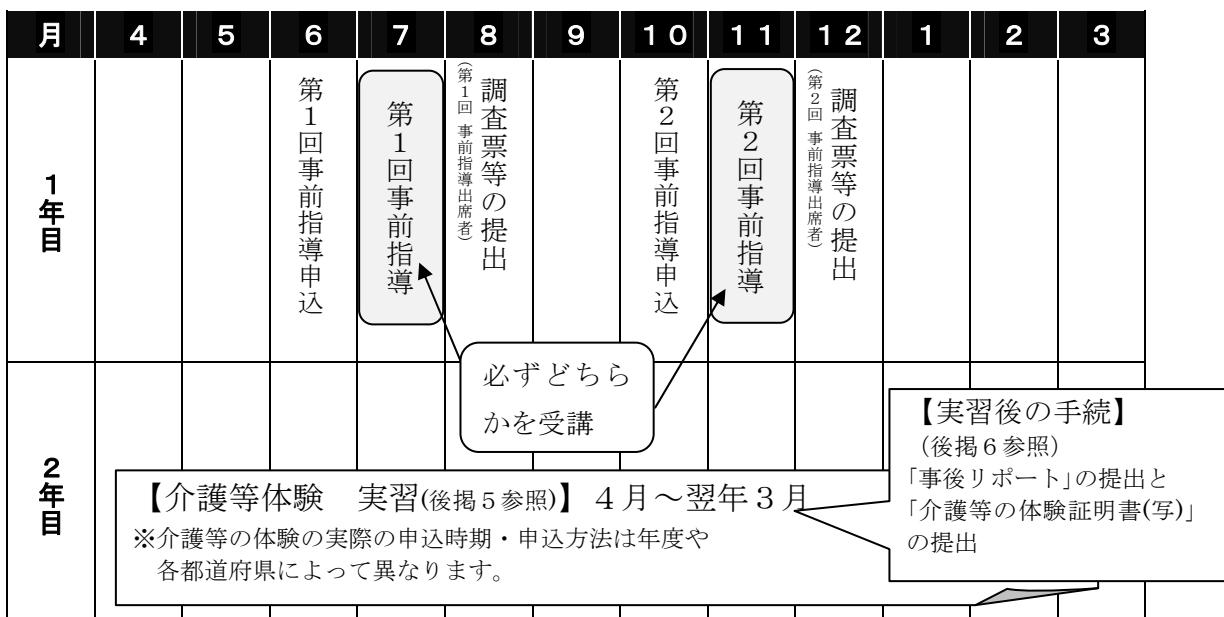
受入時期が、10月1日以降になる場合もあります。

その際、10月1日から翌年9月30日を一つの年度とする「10月入学生（後期入学生）」は、次年度の「年度授業料」の納入が必要となります。

### 3 受講手続について

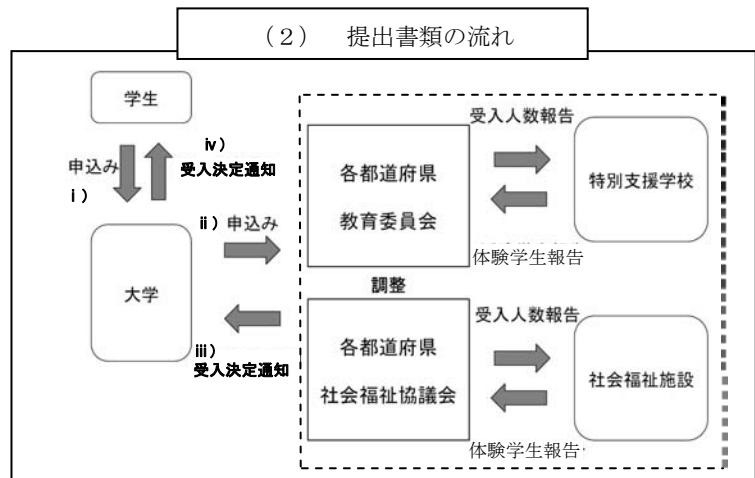
#### ① 受講手続

受講希望者は、本学で実施の「介護等体験事前指導」（後掲4参照）の受講から始まります。その参加者に対して、事前指導受講後、個別に具体的な事務手続書類を送付し、手続が始まります。 **介護等体験は2年間かかるのが通例です。**



#### ② 手続書類

- (1) 本学への提出書類(事前指導後)
  - ア) 介護等体験調査票
  - イ) 事前指導終了後リポート
- (2) 特別支援学校（教育委員会）  
社会福祉施設（社会福祉協議会）  
への提出書類（右図参照）



i) 大学が、各都道府県教育委員会・社会福祉協議会からの実施要綱に沿って、申込手続時期前に、各学生へ関係書類を送付。

※学生本人から直接申込みはできない。

※都道府県により、手続方法が異なるため、体験希望の都道府県によっては、この時期に書類を送付しない場合があります。各都道府県の手続は、後掲P.86, 87を参照してください。

ii) 各学生からの申込を都道府県ごとに取りまとめ、大学が教育委員会・社会福祉協議会に申込む。

iii) 教育委員会・社会福祉協議会が介護等体験先及び期間を決定し、大学に通知。

iv) 大学が各学生へ介護等体験先・期間等を通知（受入決定通知）。

### ③ 介護等体験の費用

介護等体験費: 16,000円 (予定)

※体験年度により、体験費が変更となる場合があります。

※上記「介護等体験費」より、介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険の加入手続きを大学が行います。

その他の費用: 健康診断料、細菌検査料

その他必要な費用 (体験にかかる交通費、体験期間中の昼食代等)

### ④ 一覧表の見方

次ページに各都道府県別「介護等体験」申込時期一覧を参考資料として掲載しました。

介護等体験を行うにあたり確認をしてください。

※体験年度により、表中の内容が変更となる場合があります。

各都道府県の申込手続を行う目安の時期をお知らせしています。

申込み書類は、事前指導後の課題等を提出した方のみに大学より送付します。

※都道府県により、学生自身が記入する申込書類がない地域もあります。

都道府県により事前に希望する期日・地域等の候補を聴取するところがあります。

地域	都道府県	体験先	大学への申込時期		申込時に行う「希望聴取事項」	② 大学→学生 決定通知送付時期
			① 学生→大学			
北海道	北海道	特別	申込不要(大学が直接申込み)		聴取なし	6月 上旬
		社会	4月 上旬		期日(週単位)施設の種類、地域	希望期日により異なる
東北	青森	特別	3月 下旬		教育委員会から指定された 学校、希望月 から選択	5月 下旬
		社会	4月 下旬		期日(週単位)施設の種類、地域 を選択	6月 下旬

【都道府県】: 希望地は東京都又は居住・帰省先の都道府県となります。

【体験先】

- ・【特別】: 特別支援学校です。
- ・【社会】: 社会福祉施設です。

施設及び学校の体験日の通知を大学から学生へ送付する目安の時期です。

## ⑤ 各都道府県別「介護等体験」申込時期一覧（参考）

地域	都道府県	体験先	① 学生→大学		② 大学→学生 決定通知送付時期
			大学への申込時期	申込時に行う「希望聴取事項」	
北海道	北海道	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	6月 上旬
		社会	4月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域	希望期日により異なる
東北	青森	特別	3月 下旬	教育委員会から指定された学校.希望月から選択	5月 下旬
		社会	4月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	6月 下旬
東北	岩手	特別	1月 下旬	希望月.希望学校を選択	希望期日により異なる
		社会	1月 下旬	希望月を選択	希望期日により異なる
東北	宮城	特別	4月 中旬	特別支援学校の「受入計画」から学校.期日を選択	前期:5月 下旬 後期:9月 下旬
		社会	2月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	希望期日により異なる
東北	秋田	特別	4月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から学校.期日を選択	6月 下旬
		社会	4月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	6月 下旬
東北	山形	特別	3月 下旬	地域[福島・村山・最北・庄内].期日(週単位)を選択	7月 上旬
		社会	5月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	7月 上旬
東北	福島	特別	2月 下旬	地域を選択	前期:4月 下旬 後期:10月 上旬
		社会	2月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	7月 上旬
関東	茨城	特別	3月 上旬	1学校.期日(前期又は後期)を選択	前期:6月 上旬 後期:10月 上旬
		社会	3月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	希望期日により異なる
関東	栃木	特別	2月 中旬	希望月を選択	希望期日により異なる
		社会	2月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	6月 下旬
関東	群馬	特別	2月 下旬	希望月を選択	5月 下旬
		社会	2月 下旬	期日(週単位).地域を選択	6月 下旬
関東	埼玉	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	4月 下旬
		社会	前年度12月 下旬	体験不可能期日(週単位).施設の種類.地域を選択	4月 下旬
関東	千葉	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	8月 中旬
		社会	3月 下旬	体験不可能期日(週単位).施設の種類.地域を選択	6月 上旬
関東	東京	特別	3月 下旬	教育委員会から指定された学校から選択	6月 下旬
		社会	3月 下旬	体験不可能期日(週単位)の指定	6月 下旬
関東	神奈川	特別	実施なし		
		社会	4月 上旬	体験不可能期日(週単位)を10週まで指定	7月 上旬
中部	新潟	特別	3月 上旬	受入を希望する学校ごとに期間を申請	学校により異なる
		社会	前年度12月 下旬	指定された期日.施設を選択	5月 下旬
中部	富山	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	5月 中旬
		社会	3月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	6月 中旬
中部	石川	特別	4月 中旬	学校.期日(月単位)を申請	7月 上旬
		社会	4月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	7月 上旬
中部	福井	特別	5月 中旬	地域.時期(11月又は2月)を選択	学校により異なる
		社会	5月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	7月 中旬
中部	山梨	特別	4月 中旬	教育委員会から指定された学校から選択	7月 中旬
		社会	4月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域を選択	7月 中旬
中部	長野	特別	4月 中旬	地域[北信・東信・中信・南信].時期(月単位)を選択	7月 上旬
		社会	4月 中旬	期日(2週程度).施設の種類.地域を選択	7月 下旬
中部	岐阜	特別	5月 中旬	特別支援学校の「受入計画」から学校.期日を選択	7月 中旬
		社会	4月 中旬	体験不可能期日の指定(大学で指定)	7月 中旬
中部	静岡	特別	2月 中旬	希望地域.期日(月単位)のみ選択	学校により異なる
		社会	2月 中旬	期日(週単位).地域を選択	希望期日により異なる
中部	愛知	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	7月 中旬
		社会	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	7月 中旬

地域	都道府県	体験先	① 学生→大学		② 大学→学生 決定通知送付時期
			大学への申込時期	申込時に行う「希望聴取事項」	
近畿	三重	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	7月 中旬
		社会	5月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	7月 中旬
	滋賀	特別	4月 下旬	聴取なし	8月 中旬
		社会	3月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	希望期日により異なる
	京都	特別	2月 上旬	期日(前期又は後期) を選択	希望期日により異なる
		社会	2月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	希望期日により異なる
	大阪	特別		実施なし	
		社会	前年度 10月 上旬(前期) 6月 中旬(後期)	期日(週単位) を選択	前期: 3月 下旬 後期: 9月 中旬
	兵庫	特別	前年度12月 下旬	地域.学校 のみ選択	4月 下旬
		社会	前年度12月 下旬	期日(週単位).地域 を選択	4月 下旬
	奈良	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	6月 上旬
		社会	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	6月 上旬
	和歌山	特別	4月 下旬	学校 のみ選択	学校により異なる
		社会	4月 下旬	期日(週単位).地域 を選択	7月 中旬
中国	鳥取	特別	4月 上旬	希望地域.期日(月単位) のみ申請	7月 下旬
		社会	4月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	7月 下旬
	島根	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	6月 中旬
		社会	3月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	5月 下旬
	岡山	特別	4月 上旬	学校.期日(月単位) を選択	5月 下旬
		社会	4月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	7月 上旬
	広島	特別	3月 中旬	体験不可能期日(週単位) の指定	7月 上旬
		社会	3月 中旬	体験不可能期日(週単位) の指定	7月 上旬
	山口	特別	5月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から 学校.期日 を選択	学校により異なる
		社会	5月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	6月 下旬
四国	徳島	特別	4月 下旬	不可能な期間 を申請	希望期日により異なる
		社会	4月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	希望期日により異なる
	香川	特別	1月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から 学校.期日 を選択	4月 下旬
		社会	1月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	4月 下旬
	愛媛	特別	3月 上旬	学校.期日(月単位) を申請	6月 上旬
		社会	3月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	6月 上旬
	高知	特別	4月 下旬	特別支援学校の「受入計画」から 学校.期日 を選択	6月 下旬
		社会	4月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	7月 上旬
	福岡	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	学校により異なる
		社会	3月 中旬	期日(月単位).地域 を選択	7月 上旬
九州	佐賀	特別	4月 中旬	希望地域.期日(月単位).不可能な期間 を申請	希望期日により異なる
		社会	4月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	7月 中旬
	長崎	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	6月 中旬
		社会	4月 下旬	社会福祉施設の「受入計画」から 期日.施設 を選択	6月 下旬
	熊本	特別	4月 下旬	学校.期日(学期単位) を選択	6月 下旬
		社会	4月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	6月 下旬
	大分	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	7月 中旬
		社会	3月 下旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	7月 中旬
	宮崎	特別	3月 中旬	学校.期日 を選択	6月 上旬
		社会	3月 中旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	6月 上旬
	鹿児島	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	希望期日により異なる
		社会	4月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	希望期日により異なる
	沖縄	特別	申込不要(大学が直接申込み)	聴取なし	学校により異なる
		社会	4月 上旬	期日(週単位).施設の種類.地域 を選択	6月 上旬

## 4 事前指導について

介護等体験の事前指導は、年2回実施しています。（下表参照）

介護等体験の趣旨を十分に理解し、体験施設の方針・規則に従い、目的を持って積極的に障がい者や高齢者と接するよう心掛けてもらうために実施します。

体験希望者は、**介護等体験の希望前年度に事前指導を必ず受講しなければなりません。**

受講していない場合は、介護等体験ができません。

### 【令和2年度の事前指導実施予定（令和3年度体験希望者）】

① 実施予定日	第1回：令和2年 7月12日（日） 第2回：令和2年11月 8日（日）
② 申込時期	第1回：6月上旬～6月中旬 第2回：10月上旬～10月中旬 申込期間や手続き等の詳細は、ポータルサイト等でお知らせしますので、 その要領に従って受講手続を行ってください。
③ 場所	日本大学通信教育部校舎（市ヶ谷キャンパス）
④ 時間	9：00～15：00（予定）
⑤ その他	翌年度に体験を希望する場合には、上記日程のうちのどちらかに出席が必要となります。 なお、事前指導受講の年度に介護等体験へ派遣することはできませんので、 注意してください。

## 5 介護等体験の受講について

日本大学から介護等体験者として派遣を行います。体験者は、大学の代表として派遣されていることを自覚してください。

また、介護等体験に臨むにあたり下記の心構えを踏まえておいてください。

- 1) 教師になるという強い目的意識を基に介護等体験中に何を学ぶのか、何をすべきか、いつも課題を持つこと。
- 2) 「言葉遣い」、「礼儀作法」、「勤務態度」、「服装」等に注意を払うこと。
- 3) 教員になるために教わる立場であることを自覚し、特別支援学校及び社会福祉施設の職員や指導職員への報告・連絡・相談は必ず行うこと。言われたことは、忘れずにメモを取ること。

### ① 体験に際しての注意事項（必読）

#### (1) 服装について

社会人にふさわしい服装をするように心掛けてください。

「受入先の意向」と「学生の意識」との違いからトラブルが生じるケースがあります。

ラフな格好は、体験施設職員のやる気を削ぐことになるので避けてください。

一般的には、体験施設の職員に会う時は極力フォーマルで、施設内では動きやすい服装に着替えることになります。

#### (2) 身だしなみ

清潔感のある身だしなみが重要です。

不精ひげや作業に支障のある長い爪、髪をまとめること、アクセサリーを外す、濃い化粧、香りの強い香水などにも注意が必要です。

## ② 介護等体験の受講への心構え

免許取得希望者は、地域の小学校、中学校をはじめすべての教諭が通常学級に在籍する障がいのある子どもたちや、軽度発達障がいといわれる子どもたちと向かい合っていくようになります。その意味では、介護等体験は非常に重要な機会です。免許取得希望者にとっては体験学習の場ですが、その場所を利用する方たちにとって毎日が貴重な機会です。利用されている方の大切な時間を使って体験の機会が与えられているということを忘れずに、真剣に取り組んでください。

### （1）教育実習との違い

介護等体験の内容は、法律にも「障がい者、高齢者等に対する介護と介助」に加えて「これらの者との交流」とあります。介護と介助だけでなく寄宿舎や学校で障がい児の話し相手や散歩の付き添い、行事補助を通しての交流等、あるいは掃除や洗濯など、様々な活動があります。

### （2）学生の責務

- ア) 介護等体験で知り得たプライバシー等に関する個人情報を他に漏らさないこと。
- イ) 介護等体験で接した方々の尊厳を傷つけないこと。
- ウ) 本学通信教育部及び介護等体験先の指導に誠実に従うこと。
- エ) 実習時の服装や態度には十分注意し、体験先に迷惑をかけないこと。

### ③ 介護等体験の内容（1日のスケジュール例）

#### （1）社会福祉施設

- 8:30～ 朝礼
- 9:30～ 迎え入れ
- 10:30～ 集団体操
- 11:00～ 調理補助
- 12:00～ 昼食
- 13:00～ 午後のプログラム
- 15:00～ レクリエーション
- 16:30～ 送迎・総括

#### （2）特別支援学校

- 8:30～ 朝礼
- 8:45～ オリエンテーション
- 9:15～ 授業参加
- 14:10～ 講和
- 15:00～ 生徒下校・見送り
- 16:30～ 反省会・総括

### ④ 介護等体験期間の変更・辞退

受入先に多大な迷惑がかかりますので、受入が決定した後の期間変更はできません。また、やむ得ず、辞退する場合は、早急に教務課まで連絡してください。介護等体験にあたっては、予定を調整するなどして万全の体制で臨んでください。

### ⑤ 介護等体験の再受講について

体験前又は体験期間中に、提出書類の不備やオリエンテーション不参加、実習中の態度等に問題があった場合、体験先から受け入れを取り止められることがあります。

上記の様に、取り止めの連絡があり、中止になった場合、本学通信教育部で介護等体験を再度受講することはできません。

## 6 介護等体験の受講後について

### ① 介護等体験証明書について

体験終了後「介護等体験証明書」が発行されます。都道府県によって発行方法が異なります。

証明書の原本は、教員免許状申請の際に提出書類として必要です。紛失した場合、再発行はされませんので、十分注意して保管してください。

### ② 大学への手続き

以下の書類の提出をもって、介護等体験は終了となります。

介護等体験証明書（写し）	大学から送付する「証明書」様式に社会福祉施設及び特別支援学校から校長印等をいただき、写しを提出してください。 ※受入先の様式による場合もあります。
事後リポート	大学の様式を用いて、7日間すべての体験終了後に、提出してください。

## 1 教育実習とは

教育実習とは、将来教職に就く方のために教育職員免許状施行規則第6条に基づき、大学の専門課程や教職課程で学んできた知識の実践化を検証、実習生として学校教育の全体を総合的に認識する機会です。そのため教員免許状の取得を目指す学生にとっては欠かすことができません。

また、教育実習は実習受入校並びに所轄の教育委員会の理解と協力により受け入れていただくものです。日本大学通信教育部では、教育実習受講資格を満たした者に対し、教育実習生として派遣します。

なお、対象者は以下の①②③の充足者です。

- ① 教育実習受講時の学年が4学年である者。
- ② 教員免許状の取得見込みが確実で教職に就く意思がある者。
- ③ 教育実習条件の受講資格を充足又は充足見込みである者。

## 2 教育実習の心構え

実習生は、日本大学の代表として派遣されることを自覚してください。

また、実習にあたり下記の心構えを踏まえて臨んでください。

- ① 教師になるという強い目的意識を基に教育実習中に何を学ぶのか、何をすべきか、いつも課題を持つこと。
- ② 「言葉遣い」、「礼儀作法」、「勤務態度」、「服装」等に注意を払うこと。
- ③ 教育実習生は、生徒にとって教師である。自己の言行が大きな影響を与えることを自覚すること。
- ④ 教員になるために教わる立場であることを自覚し、校長先生や指導教諭への報告・連絡・相談は必ず行うこと。言われたことは、忘れずにメモを取ること。

## 3 教育実習受講の流れ

本学で教育実習派遣を行うにあたり、希望者は以下の①～⑦が必要となります。

- ① 教育実習受入校の選定及び内諾(後掲5参照)
- ② 教育実習受講資格要件の充足(後掲6参照)
- ③ 教育実習申込手続(後掲7参照)
- ④ 実習受講までの事務手続の概略(後掲7参照)
- ⑤ 「教育実習事前・事後指導」の出席(後掲8参照)
- ⑥ 教育実習(後掲10参照)
- ⑦ 教職実践演習①(事後指導含む)の出席(後掲8及びVIII参照)
- ⑧ 教育実習結果発表(後掲11参照)

## 4 教育実習【概略図】

- ・教育実習受講資格の詳細は、P. 98を参照してください。
- ・教育実習受講資格充足時期の詳細は、P. 100を参照してください。

前期生 (4月入学)	2学年					3学年														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
一般校 (春期)				実習希望校へ各自で連絡 を取り、内諾を得る。									教育実習申込開始 (ポータルサイト)		受講許可通知送付					
一般校 (秋期)				内諾は実習希望時期の1年前を目標に得るのが一般的です。 入学した学年によっては、入学して間もなく内諾を得ることになります。 教育実習受講資格の充足時期に留意し、履修計画を立てて下さい。																
後期生 (10月入学)	2学年					3学年														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					

前期生 (4月入学)	2学年					3学年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東京都公立校				東京都公立校は、教育実習受講資格充足時期の関係上、3・4学年から入学した前期生は、入学から3年目に教育実習となりますので留意が必要です。		東京都教育実習申込開始 (ポータルサイト)				受講許可通知送付		実習校決定・通知送付			
指定校				豊山女子高等学 校教育実習申込開始 (ポータルサイト)		実習生選抜面接		豊山女子高等学校ガイダンス				指定校教育実習申込開始 (ポータルサイト)		実習生選抜通知送付	
後期生 (10月入学)	3学年					4学年									
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

4学年													4学年												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月								
教育実習事前指導	教育実習	教育実習事後指導①	教育実習成績反映					教育実習演習②	教育実習演習成績反映																
教育実習申込開始 (ポータルサイト)		教育実習事前指導			教育実習	教育実習事後指導		教育実習成績反映												教育実習演習②	教育実習演習成績反映				
3学年									4学年																
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月								
教育実習事前指導	教育実習	教育実習事後指導①	教育実習成績反映					教育実習演習②	教育実習演習成績反映																
教育実習事前指導	教育実習	教育実習事後指導①	教育実習成績反映					教育実習演習②	教育実習演習成績反映																
4学年									4学年																
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月								

## 5 教育実習受入校（実習校）の選定及び内諾について

### ① 教育実習の時期・期間

実習の時期・期間は取得希望の免許状の種類により異なります。

取得希望の免許状の種類	受講科目	単位	春期教育実習の時期・期間	秋期教育実習の時期・期間
中2種・中1種免許状 (中学校のみの場合)	教育実習 I	4	4月20日～7月20日の 3週間又は4週間（中学校）	9月1日～11月30日の 3週間又は4週間（中学校）
中1種・高1種免許状を 同時に取得希望の場合				
高1種免許状 (高等学校のみの場合)	教育実習 II	2	4月20日～7月20日の 2週間以上（高等学校）	9月1日～11月30日の 2週間以上（高等学校）

#### ア 実習日程について

具体的な実施日程等の詳細については、実習校の指示に従うことになります。例えば、中1種免許状取得希望者の実習期間は3週間又は4週間ですが、実習期間の選定は実習校が決定しますので、学生が実習期間を選択することはできません。

#### イ 中1種・高1種を同時に取得希望の場合について

3週間又は4週間の教育実習の内諾を得られれば、中学校、高等学校のどちらで受講しても構いません。

### ② 実習校の確保について

本学通信教育部では、教育実習受入校（実習校）を「一般校」、「東京都公立校」、「指定校」の3種に大別しています。

**本学での教育実習は、学生本人が実習校を自己開拓し確保してください。**  
本学通信教育部では、指定校以外の受入先となる学校の紹介や斡旋を行うことはできません。

実習校の確保について後掲の「④実習校の種類」にある「実習先の確保」を確認ください。

### ③ 教育実習を行うことができない場合

#### （1）教育実習を認めない学校

- ・自身の勤務する学校（実習助手・事務職・講師等を含む）
- ・通信制の学校
- ・高等専門学校
- ・特別支援学校
- ・インターナショナル・スクール
- ・その他本学通信教育部が不適当とみなした学校

## (2) 教育実習を必要としない場合

- ・免許法第6条別表第4(他教科の免許状を取得する場合)を根拠法令として免許を取得する場合。
- ・教員としての実務経験があり、経験年数で必要な教育実習の単位をすべて補える場合(必ず、所轄の教育委員会に確認してください)。

## (3) 教育実習の再受講について

教育実習を受講した結果、不合格又は途中辞退となった場合には、今後、本学通信教育部において教育実習を再度受講することはできません。

## ④ 実習校の種類

### (1) 一般校

【一般校とは】		実習時期	春期	秋期
全国の中学校及び高等学校を指します。				
※「東京都公立校(中学・高等学校)」及び「指定校」となっている日本大学付属高等学校を除く。				
一般校での教育実習の受講条件	実習先の確保	教育実習受入校(実習校)は、自己開拓が必要です。 (1)各自で受入先(全国の中・高等学校)を選定。 (2)希望する教育実習時期(春期・秋期)を検討。 (3)実習校の自己開拓は、希望時期の1年前くらいから活動。 (4)一般的には、まず学生自身の出身校(母校)にあたる。 事情があり、母校以外の実習校を検討する場合は近隣の学校に教育実習の依頼をする。 ※教育委員会への手続きが必要な場合があります。 都道府県市町村により異なりますので、各自が受入校又は各都道府県等に確認してください。		
	大学へ手続	春期 実習を行う前の12月中旬～1月中旬にポータルサイトに掲載される教育実習手続を行ってください。 申込締切後、2月に教育実習受講資格審査を行います。		
		秋期 実習を行う年の4月中旬～5月上旬にポータルサイトに掲載される教育実習手続を行ってください。 申込締切後、5月に教育実習受講資格審査を行います。		
	注意事項	内諾を得た後、P.98 受講資格を該当時期までに充足できない場合は受講ができないので、実習校に迷惑のかからないように注意してください。		

## (2) 東京都公立校

【東京都公立校とは】		実習時期	春期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都内の都・市・区・町・村立中学校</li> <li>・東京都内の都・区立の高等学校</li> </ul>			
<p><b>実習先の確保</b></p> <p>東京都公立校の場合、大学が手続きを行います。 (学生個人が教育実習派遣手続を行うことはできません。)</p> <p>ただし、高等学校で教育実習希望の場合、学生個人が実習校から受入の内諾を得ておく必要があります（下記の手続(1)までに）。</p>			
東京都公立校での教育実習の受講条件	<b>大学へ手続</b>	<p>(1) 実習を行う前年の6月上旬に公立校教育実習手続を行ってください。 申込期間や手続方法の詳細については、ポータルサイト等でお知らせいたします。</p> <p>(2) 同年度の12月上旬に実習校受け入れの可否が決定。 東京都の受入枠に限りがあり、実習先が決まらない場合があります。受入先がない場合、時期的に他の教育実習校を確保することが困難であることを了承の上、お申込みください。</p>	
	<b>注意事項</b>	<p>公立校は、「指定校」、「一般校」と、教育実習受講条件充足時期が異なります。</p> <p>① 【充足時期】（詳細は、後掲6「②受講資格の充足時期」参照） 前年昼間スクーリング（前期）結果までを含めて条件を充足しなければなりませんので注意してください（夏期スクーリングの結果は含みません）。</p> <p>② 【3学年編入学・教職生前期生（4月生）の場合】 1年目の第2回科目修得試験の結果を含めただけでは受講資格を充足することができません。（東京都公立校で実習希望の場合は、<u>最短でも入学から3年目の教育実習</u>となります。特に、母校が東京都公立校の方は注意してください。）</p> <p>教育委員会による選考があるため、必ず実習を受講できる保証はありません。</p>	

### (3) 指定校

【指定校とは】		実習時期	春期															
<p>以下の日本大学付属校を指します。</p> <p>日本大学高等学校・中学校 [神奈川県横浜市]      日本大学第二高等学校・中学校 [東京都杉並区]      日本大学豊山高等学校・中学校（男子校） [東京都文京区]      日本大学豊山女子高等学校・中学校（女子校） [東京都板橋区]</p> <p>指定校が出身校（母校）にあたる場合は一般校として手続きしてください。</p>																		
指定校での教育実習の受講条件	実習教科	<table border="1"> <tr> <td>国語科</td><td>(中学校・高等学校)</td> <td>【注意事項】</td> </tr> <tr> <td>英語科</td><td>(中学校・高等学校)</td><td>①募集は若干名です。</td> </tr> <tr> <td>社会科</td><td>(中学校)</td><td>実施年度によっては募集のない教科があります。[特に社会科・地理歴史科・公民科]</td> </tr> <tr> <td>地理歴史科</td><td>(高等学校)</td><td>②商業科は行っておりません。</td> </tr> <tr> <td>公民科</td><td>(高等学校)</td><td></td> </tr> </table>	国語科	(中学校・高等学校)	【注意事項】	英語科	(中学校・高等学校)	①募集は若干名です。	社会科	(中学校)	実施年度によっては募集のない教科があります。[特に社会科・地理歴史科・公民科]	地理歴史科	(高等学校)	②商業科は行っておりません。	公民科	(高等学校)		
	国語科	(中学校・高等学校)	【注意事項】															
	英語科	(中学校・高等学校)	①募集は若干名です。															
	社会科	(中学校)	実施年度によっては募集のない教科があります。[特に社会科・地理歴史科・公民科]															
地理歴史科	(高等学校)	②商業科は行っておりません。																
公民科	(高等学校)																	
実習先の確保	<p><b>指定校の場合、大学が手続きを行います。</b>          (学生個人が教育実習派遣手続を行うことはできません。)</p> <p><b>【日本大学豊山女子高等学校・中学校教育実習希望の場合】</b>          教育実習の前年実施される「ガイダンス」への出席が必要となります。          対象学生は女性のみです。</p>																	
大学へ手続	豊山女子	<p>(1) 実習を行う前年度の4月上～中旬に豊山女子高等学校・中学校教育実習ガイダンス希望手続で申込み。成績審査を行い、ガイダンス参加者の選考を行う。          ↓          (2) ガイダンス（例年5月に実施）に参加。豊山女子高等学校・中学校で行います。          ↓          (3) ガイダンス参加者が豊山女子の受入可能人数を超えない場合は、派遣者決定。受入人数を超える場合は、事前に行った成績審査の結果を踏まえて派遣者を決定する。</p>																
大学へ手続	豊山女子以外	<p>(1) 実習を行う前年度の12月中旬～1月中旬に指定校教育実習手続を行ってください。          ↓          (2) 3月上旬～中旬頃に成績審査を行い、3月下旬に教育実習派遣者を決定する。</p>																
<p>申込期間や手続き等の詳細は、ポータルサイト等でお知らせしますので、その要領に従って受講手続を行ってください。</p>																		
注意事項	<p>指定校は、募集人数が若干名で、年度によっては募集のない教科があります。          【不許可になった場合】          不許可になった時点で、その年の春期教育実習受講のために他の教育実習校を確保することは、時期的に困難です。「一般校」の秋期教育実習も視野に入れて、指定校の申込みをしてください。          面接等の選考を行った上で派遣者を決定するため、教育実習を必ず受講できる保証はありません。</p>																	

## ⑤ 教育実習校への受入依頼

### (1) 教育実習依頼

ア 実習を依頼する立場であることを忘れてはならない。

教育実習校に依頼するに当たり、実習校は教育実習生の受入れについて法令上義務ではなく、あくまでも好意的に教員養成に協力をしていただいているということを認識し、実習を依頼する立場であることを忘れてはならない。

イ 依頼する時は、電話だけでなく学校を訪問すること。

実習校から内諾を得るには電話などで済ませることなく、その学校を直接訪問して、丁寧に依頼すること。また、事前に担当者とアポイントメントを取ってから、服装・身だしなみに十分注意して訪問すること。

### (2) 実習校訪問の際のポイント

前掲「2 教育実習の心構え」を踏まえて臨んでください。

## 6 教育実習受講資格要件等

### ① 受講資格

教員志望の意思が明確で、資質・能力に優れ、心身ともに健康な者であること。かつ、本学通信教育部において以下の受講資格を充足した者に対して教育実習を認めています。教育実習校から内諾を得ていても受講資格を充足していない場合は、教育実習ができません。なお、本学通信教育部以外で修得した単位は充足単位数に含むことはできません。

#### ＜教育実習受講資格（新法適用者）＞

科目区分	充足単位数等	1学年入学生	編入学生
総合教育科目	5科目20単位以上	「法学（日本国憲法2単位を含む）」を含めて修得すること。	不 要
教科及び教科の指導法に関する科目	6科目以上	必修①：「各教科教育法」（※教科教育法は、実習希望教科の教科教育法を1科目修得すること） 実習希望教科の「教科及び教科の指導法に関する科目（各教科教育法を除く）」を単位修得すること。	
教育の基礎的理解に関する科目等	5科目10単位以上	必修②：「現代教職論」、「教育の方法・技術論」、「教育課程論」 上記「必修②」3科目を含めた5科目10単位以上を単位修得すること。	

#### ＜教育実習受講資格（旧法適用者）＞

科目区分	充足単位数等	1学年入学生	編入学生
総合教育科目	5科目20単位以上	「法学（日本国憲法2単位を含む）」を含めて修得すること。	不 要
教科に関する科目	5科目以上	実習希望教科の「教科に関する科目」を単位修得すること。	
教職に関する科目	5科目以上	必修①：「現代教職論」、「教育の方法・技術論」 必修②：「各教科教育法」（※教科教育法は、実習希望教科の教科教育法を1科目以上修得すること） 上記3科目を含めた5科目以上を単位修得すること。	

## 【注意事項】

### （1）修得単位としてのカウント

所定単位を完成させた科目に限ります。

（例）科目修得試験は合格しているが、リポートは不合格である科目はカウントしない。

### （2）出身大学での修得単位

出身大学等で、取得希望教科について有効な科目・単位があったとしても、本学で教育実習を受講するには、受講資格充足のため、出身大学等で修得した科目と重複する科目を修得しなければならない場合があります。

### （3）以前の学籍から新たに編入学又は再入学した場合

以前本学通信教育部に在籍していた期間に受講資格を満たしている場合でも、再度編入学又は再入学した場合、新たな条件を課すことになります。該当者は事前に教務課教職係までお問い合わせください。

### （4）「教科及び教科の指導法に関する科目（新法適用者）、教科に関する科目（旧法適用者）」について注意

複数教科の免許取得を希望する学生は、教育実習を行う教科の6科目（新法適用者）又は5科目（旧法適用者）を修得しなければなりません。

下記で示す事例では条件を満たしません。

（例）経済学部経済学科の学生が中学校で「社会科」の実習を行う場合（新法適用者）

6科目の内訳	中学校社会のみに開設された科目 2科目	→	教育実習不許可 各実習希望教科の充足科目数とみなさないため
	高校地理歴史のみに開設された科目 2科目		
	高校公民のみに開設された科目 2科目		

（例）経済学部経済学科の学生が中学校で「社会科」の実習を行う場合（旧法適用者）

5科目の内訳	中学校社会のみに開設された科目 2科目	→	教育実習不許可 各実習希望教科の充足科目数とみなさないため
	高校地理歴史のみに開設された科目 2科目		
	高校公民のみに開設された科目 1科目		

## ② 受講資格の充足時期

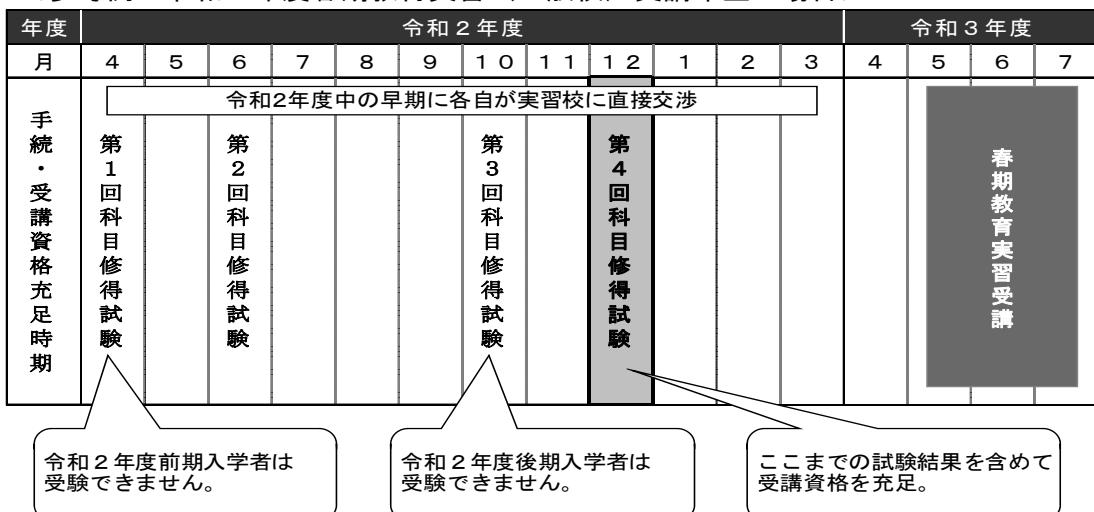
教育実習を受講するためには、次の時期までに受講資格を充足してください。

教育実習校の種類 <sup>※1</sup>	教育実習受講時期 <sup>※2</sup>	受講資格充足時期	
一般校	春 期	科目修得試験	実習を受講する前年の第4回科目修得試験結果まで
		スクーリング	実習を受講する前年の昼間スクーリング（後期）の結果まで
	秋 期	科目修得試験	実習を受講する当該年の第1回科目修得試験結果まで
		スクーリング	実習を受講する当該年の東京スクーリング（4月期）の結果まで
東京都公立校	春 期	科目修得試験	実習を受講する前年の第2回科目修得試験結果まで
		スクーリング	実習を受講する前年の昼間スクーリング（前期）結果まで
指定校	春 期	科目修得試験	実習を受講する前年の第4回科目修得試験結果まで
		スクーリング	実習を受講する前年の昼間スクーリング（後期）の結果まで

※1 前掲5「④実習校の種類」参照

※2 前掲5「①教育実習の時期・期間」参照

＜参考例：令和3年度春期教育実習（一般校）受講希望の場合＞



注：令和2年度後期入学者は、令和3年度春期教育実習を受講できません。

## 7 受講手続

### ポータルサイトにて教育実習申込み

大学への教育実習の手続きは、下表の手続時期にポータルサイトに申込時期や手続方法が掲載されますので、その要領に従い手続きをしてください。

実習校種別	受講時期	ポータルサイト掲載（予定）	手続時期
一般校	春期	実習前年 12月中旬	前年12月中旬～1月中旬
	秋期	実習年 4月中旬	4月中旬～5月上旬
東京都公立校	春期	実習前年 5月下旬	前年6月上旬
指定校	豊山女子	実習前年 3月下旬	前年4月上旬～中旬
	豊山女子以外	実習前年 12月中旬	前年12月中旬～1月中旬

## 8 教育実習 事前指導・事後指導

本学での科目は「教育実習事前・事後指導」となります。

教育実習事前・事後指導(1単位)は、教育実習と密接に関連したものであり、「事前指導」と「事後指導」の両方を受講し、合格することで単位修得ができます。教育実習と教育実習事前・事後指導の双方を必ず同一年度に受講しなければなりません。

土曜日及び日曜日に実施しますが、居住地・勤労の有無を問わず、必ず受講しなければなりません。

教育実習の時期	事前指導	教育実習	事後指導
春期 (一般校、東京都公立校、指定校)	4月 (土曜・日曜開催)	4月20日～ 7月20日	7月 (土曜・日曜開催)
秋期(一般校)	7月 (土曜・日曜開催)	9月1日～ 11月30日	12月 (土曜・日曜開催)

※教育実習事前・事後指導の詳細は教育実習許可者に個別に通知します。

## 9 教育実習費

教育実習費：25,000円

※教育実習費の納入時期については、別途お知らせします。

※後掲「VII 教職実践演習について」受講時には別途受講料納入が必要です。

※別途実習校への教育実習実施に伴う費用が生じる場合があります(目安10,000～25,000円程度)。

※教育実習費は、改定される場合があります。

※上記「教育実習費」から、教育実習に伴い想定される事故等に対応した保険の加入手続きを大学が行います。

## 10 教育実習

教育実習本番ではどのようなことをするのか、また何を評価されるのか。さらに教育実習生の1日の流れを記載しています。教育実習前には、改めて確認をしてから臨んでください。

### ① 教育実習事前準備

- (1) 周りの環境や通勤経路を調べておく。
- (2) 自己紹介の練習。実習校のガイダンスで聞かれることがある。
- (3) 学習指導案の作成方法を再確認した上で作成する。
- (4) 模擬授業の練習を行う。
- (5) 健康管理(規則正しい生活)
- (6) 備品の準備
- (7) 服装・身だしなみ(極力フォーマル)
- (8) 実習校との授業の打ち合わせ
- (9) 実習を行う教科の知識の修得に努める。

## ② 教育実習生の1日の流れ

- (1) 早めの登校
- (2) 登校指導・週番活動、朝練指導、校舎の見回り、学級日誌の確認 等
- (3) 朝の打ち合わせ（全体打ち合わせ・学年打ち合わせ） 等
- (4) 朝の学活、帰りの学活、ロングホームルーム 等
- (5) 授業：見学・参加・実習
- (6) 放課後の仕事
  - 下校指導、校内の見回り、学級日誌の点検、生徒の相談、クラブ指導
  - 教職員会議、教科会議等の参加
  - 学習指導案の作成、予習・復習、実習日誌の整理
  - 翌日の準備、実習生同士の反省会 等

## ③ 実習生の勤務について

- (1) 勤務については、校長、教頭、指導教諭に従うこと。
- (2) 定められた出勤時間より早めに、余裕をもって出勤すること。
- (3) 病気や事故で欠勤する場合は、欠勤届を指導教諭経由で校長に提出すること。  
(急な場合は、電話で連絡。無断欠勤はしないこと)
- (4) 遅刻・早退の場合は(3)に準じる。
- (5) 勤務時間以後に残る場合には、その理由を指導教諭に告げ、承諾を得ること。
- (6) わからないことは自分で判断せず指導教諭の指導を仰ぐこと。

## ④ 実習生の教育実習評価について

教育実習の評価は以下の点が評価されます。

- (1) 授業態度：基礎学力、教材研究、授業展開の仕方、指導方法 等
- (2) 生徒指導：生徒の理解、教科外指導（クラブ・行事）、個別・集団指導 等
- (3) 勤務態度：仕事への熱意や関心、基本的なマナー・言葉遣い、欠席・遅刻・早退・事務的な能力 等

# 1.1 教育実習結果発表

下記の日程で通知を郵送します。

教育実習時期	科目名	時期
春期	「教育実習」及び 「教育実習事前・事後指導」	実習年の9月下旬発表予定
秋期	「教育実習」及び 「教育実習事前・事後指導」	実習年の翌年1月下旬発表予定

## 教職実践演習について

### 1 教職実践演習とは

教職実践演習は、「教職課程の最終確認」の機会として設定されています。教職課程で修得すべき“教師として必要な資質・能力”である「教師としての使命感・責任意識」、「対人関係能力や生徒指導の能力」、「教科指導力」、「集団指導（学級経営）力」が知識のみではなく“使える力”となっているか演習と講義を組み合わせた形式で授業を行います。特に、教師として諸問題に取り組む姿勢、問題解決能力を養い総合的に教師としての資質を高めることを授業の目標として実施します。

本学では教職実践演習を「教職実践演習①」及び「教職実践演習②」の2回に分けて開講します。内容は下記のとおりです。

講 座 名	内 容
教職実践演習①	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育実習を終えての反省・評価を通して、「学校教育」を深く理解する。</li> <li>「教科指導」レベルでの振り返りを行ない、自身の課題、改善すべき点を理解する。</li> </ul>
教職実践演習②	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリキュラム構成方法と「教育評価」の観点について理解し方法を修得することで、適切な学習指導計画を組み立てられるようにする。</li> <li>実際の教壇経験を経て、はじめて実感できる「教職課程」の学び（教育学）についてフィードバックを行い、自らの力量形成と向上のための課題を見出す。</li> </ul>

※なお、履修カルテの事前作成が必須となります。（P. 106 以降を参照）

### 2 受講要件について

#### ① 受講対象者

- 教職実践演習②の対象者は、教職課程の最後に行う科目となるため、教育実習を含めた全ての教職課程の科目（介護等体験含む）を修得している4年生後期以降の学生に限ります。  
なお、教育実習と同様に卒業に必要なスクーリング単位には算入できません。

#### ② 受講不要な者

- 平成20年教育職員免許法施行規則改正前の旧々法課程適用者で、既に「教職に関する科目」の第5欄「総合演習」に該当する科目を本学もしくは出身大学で修得済みである者。

### 3 受講手続について

#### ① 開講時期

##### (1) 教職実践演習①

教育実習終了後に2日間開講（土曜日及び日曜日）する。

教育実習事後指導と併せて実施するため、春期教育実習生の場合は8月、秋期教育実習生の場合は12月に必ず受講すること。

##### (2) 教職実践演習②

8月及び12月に開講（土曜日及び日曜日）する。原則として、教職課程全ての科目を修得後（介護等体験含む）に受講すること。

※いずれの科目もスクーリングのみの開講となり、在宅学習はできません。

入学時期	実習時期	教職実践演習① (教育実習後に実施、教育実習事後指導を含む)	教職実践演習②
4月入学生	春期教育実習	7月下旬（予定）	当年度12月中旬（予定）
	秋期教育実習	12月上旬（予定）	当年度12月中旬（予定）
10月入学生	秋期教育実習	12月上旬（予定）	翌年度8月中旬（予定）
	春期教育実習	7月下旬（予定）	当年度8月中旬（予定）

#### ② 受講手続方法

##### (1) 教職実践演習①

教育実習の手続きの際に、通知いたします。

##### (2) 教職実践演習②

受講手続についてはポータルサイト等に案内しますので、内容を確認の上、要領に従い申込手続を行ってください。

開講時期	申込時期
12月中旬	10月上～中旬
8月中旬	6月上～中旬

### ③ 教職実践演習②受講資格の充足時期

教職実践演習②の受講にあたっては、原則として以下の時期までに、教員免許状取得に必要なすべての科目の修得及び教育実習等（介護等体験を含む）が受講済である必要があります。

開講時期	単位修得方式	時期
12月中旬	科目修得試験	受講年の第4回科目修得試験結果まで
	スクーリング	受講年の昼間スクーリング（後期）の結果まで
	リポート	受講翌月の1月中旬頃の提出期日の結果まで
8月中旬	科目修得試験	受講年の第2回科目修得試験結果まで
	スクーリング	受講年の夏期スクーリング結果まで
	リポート	受講年の7月中旬頃の提出期日の結果まで

※ 上記充足時期については、年度により変更となる場合があります。申込時に改めてご案内しますので、必ず確認してください。

### ④ 開講場所

日本大学通信教育部校舎（市ヶ谷キャンパス）

### ⑤ 受講料（教職実践演習②の受講料として）

10,000円

### ⑥ 授業方法

講義形式、ワークショップ形式、グループワーク、模擬授業、ロールプレイ等

#### 4 履修カルテについて

履修カルテは、皆さんが教員になるための修学上の記録とするものです。教職課程を学び始めるとともにポータルサイトから入手し、自らの学修成果を記録してください。「教育実習事前・事後指導」「教職実践演習（中・高）」において回収・チェックを行いますので、大切に取り扱ってください。

以下に履修カルテのサンプルを掲載しますので、参照してください。

### 履修カルテ(プロフィール)

履修登録用紙									日本大学
学年	学部	学科	学年	学部	学科	取得免許	進路	教職希望	有・無
学年	学部	学科	学年	学部	学科	取得免許	進路	教職希望	有・無
学年	学部	学科	学年	学部	学科	取得免許	進路	教職希望	有・無

ふりがな 氏名			免 許 取 得 予 定 科 目	小・中・高	写真 (3cm×4cm)	学内での活動(サークル等)
	学科					
帰 省 先	姓	[〒 - ]	都道府県			
	TEL					
現 住 所	姓	[〒 - ]	都道府県			学外での活動(ボランティア、アルバイト等)
	TEL		PC address			
	Mobile		Mobile address			
① 住 所 変 更	姓	[〒 - ]	都道府県			
	TEL		PC address			
	Mobile		Mobile address			
② 住 所 変 更	姓	[〒 - ]	都道府県			
	TEL		PC address			
	Mobile		Mobile address			
推薦書 取得 等の ための 基礎 情報	学歴・職歴(高等学校等卒業以降)					
	年	月				
	生年月日	(西暦 )年 月 日生		※採用予定期 (4月1日)の年齢	歳	
※ 自 己 分 析	責任感	S・A・B・C・D		指導性	S・A・B・C・D	
	主体性	S・A・B・C・D		慎重さ	S・A・B・C・D	
	協調性	S・A・B・C・D		共感力	S・A・B・C・D	
自己 PR						

※については、3年次終了時に記入する。

日本大学教職課程 履修カルテ① <教職関連科目の履修状況と評価>

#### 1. 教職関連科目の履修・単位取得状況

**記入上の注意** 1) 本紙に記載の教職員連科科目は、「各教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理...

2. 教職に関するボランティア経験

（記入用紙）

3. 介護等体験・教育実習についての記録

（記入用紙）

4. どのような教師でありたいかについて、現段階の考え方を記述しなさい。

（記入用紙）

記入上の注意 1) 2と3については、記入する経験がある場合にのみ記入すること。 2) 4は、後期の結果が出た段階で記入すること(一年に一度のみ記入)。

## 日本大学 教職課程 履修力ルテ②<資質能力の評価>

教師に必要な資質能力に関する評価シート

学生番号: \_\_\_\_\_ 氏名: \_\_\_\_\_

必要な資質能力の指標		評価			
能 力	指 標	1年次	2年次	3年次	4年次
学校教育についての理解	教職の意義・使命感	教職の意義(教員の職務内容や役割、責務等)について理解し、またそれが深まっていますか			
	教育の理念・歴史・思想の理解	教育についての歴史的・思想的な理解をし、またそれが深まっていますか			
	学校教育の社会的・制度的・経営的理	学校教育の社会的・制度的・経営的理に必要な基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか			
子どもについての理解	心理・発達論に基づく理解	子ども理解に必要な、心理学の基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか			
	学習集団の形成	学級経営や授業などに必要な、学習集団に関する基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか			
	子どもの状況に応じた対応	いじめ、不登校、特別支援教育などの現状を知り、その対応についての方法を理解していますか			
教科・教育課程に関する基礎知識	情報機器の操作と活用	情報機器の操作(PCの操作、文書作成など)に加え、その活用に関する理解をし、またそれが深まっていますか			
	学習指導法	授業の方法、技術に関する基礎理論を理解し、またそれが深まっていますか			
	教科書・学習指導要領	教科書や学習指導要領の内容・指導の留意点を理解し、またそれが深まっていますか			
	教科・科目の理解	教科・科目に関する知識・理解は深まっていますか			
	道徳教育・特別活動	道徳教育(中学校のみ)・特別活動の指導法、内容に関する理解をし、またそれが深まっていますか			
	総合的な学習の時間	総合的な学習の時間の意義、その指導法と内容に関する理解をし、またそれが深まっていますか			
教育実践	授業構想力	教材研究を生かした授業を構想し、子どもの反応を想定した指導案を作成することができますか			
	教材開発力	教科書等にある題材や単元等に応じた教材・資料を開発・作成することができますか			
	授業展開力	子どもの反応を生かして授業を展開することができますか			
	表現技術力	板書や発問、的確な話し方など、授業をおこなうまでの基本的な表現の技術を身につけていますか			

他者との協力	役割の遂行	集団の中で自発的に役割を見つけたり、行動したりすることができますか			
	他者との連携・協力	集団の中で他者と協力して課題に取り組むことができますか			
	保護者・地域との連携・協力	保護者や地域との連携・協力の意義を理解し、またそれが深まっていますか			
コミュニケーション	社会人としての基本	挨拶、服装のほか、社会人として必要なマナーが身についていますか			
	公平・受容的態度	他者(子どもを含む)の意見や声を真摯に受け止め、公平で受容的な態度で接することができますか			
	子どもに対する態度	子どもに、親しみを持った態度で接することができますか			
	発達段階に対応したコミュニケーション	相手(子どもを含む)の発達段階を考慮して、適切に接することができますか			
課題探求	課題の認識と探究心	自己の課題を認識し、その解決に向けて学び続ける姿勢を持っていますか			
	教育時事への関心	学校教育の新たな課題に関心を持ち、それぞれの課題に対して自分なりの意見を持っていますか			

**記入にあたっての諸注意**

- 1) このファイルは、4年間、あなたが教員になるための努力の軌跡となるものです。4年次後期に履修する「教職実践演習」において、これを資料の一つとして振り返ることができます。教務課等担当部署の指示に従い、指定された時期に記入すること。
- 2) 授業で学ぶ内容もありますが、必ずしも大学の授業だけでこれらのすべての項目に記入できるとは限りません。教育実習や介護等体験などのほか、自ら学校支援ボランティアなどに登録して、できるだけ継続的に学校現場と関わる姿勢が必要です。
- 3) 該当年に履修・体験できていないこともあります。下記の通り記入して、空欄にはしないよう注意してください。  
評価は、以下の通り段階でおこないます。なお、学習や経験を重ねることで前年度につけた評価を下げたいと感じた場合は、修正して構いませんが、その場合は二重線で消すとともに、「いつ修正したか」がわかるように修正すること。  
1「学習・経験していない」  
2「大いに不足している」  
3「やや不足している」  
4「できている」

自由記述欄: 他の欄に書ききれない場合に、ここに書いてください。

## 必要単位修得後の手続きについて

### 1 修得単位の確認

単位修得状況及び本手引を参照し、不足単位のないよう注意してください。

### 2 免許状の申請について

自身の申請方法がどちらか確認した上で、お読みください

	一括申請	個人申請
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信教育部を3月に卒業する者</li> <li>根拠法令が免許法第5条別表第1の適用である者。</li> </ul>	左記以外の者 (9月卒業者、大学中途退学者、免許法第5条別表第1以外の根拠法令による申請者及び科目履修生)
大学への手続き	3月卒業者…卒業手続き（前年度12月頃） 及び一括申請手続（当該年度8月）	
概要	<p>東京都教育委員会へ教員免許状一括申請の手続を大学が行います。</p> <p>3月卒業と同時に免許状が授与されます。</p>	<p>教育委員会によって異なりますが、一般的な手続きは以下のとおりです。</p> <p>①申請方法・申請時期の確認 住民票がある都道府県の教育委員会に申請方法や必要書類を確認。（各都道府県教育委員会のホームページ申請に関する情報が掲載されています。） ※現職教員は勤務地の都道府県教育委員会に確認。 ※個人申請ができない期間の設定がありますので注意。</p> <p>②必要書類の入手 ・教育委員会から指示された必要書類を用意 ・大学が発行する主な書類 「学力に関する証明書」、「卒業証明書」</p> <p>③必要書類の提出（申請手続） 必要書類を準備し、書類の提出と手数料の納入を行ってください。</p> <p>④免許状の受理 免許状を申請してから受理するまでの期間は、都道府県によって異なりますが、発行までに約1か月程度の期間を要します。</p>

※ 退学手続きをする場合は、手続き後に不足単位が発覚する等のトラブルのないよう、教員免許状の取得が確実になった時点で退学手続きを行ってください。

### 3 【個人申請】修得単位を合わせて免許状申請する場合の注意事項

#### ① 「出身大学等での修得単位」と「本学での修得単位」の場合

出身大学で取得した学力に関する証明書と本学通信教育部で取得した学力に関する証明書2通を所轄の教育委員会へ提出。

#### ② 本学通信教育部に複数の学籍（正科生・科目履修生）所持者の場合

証明書は、学籍ごとの発行となります。したがって、それぞれの学生番号で証明書を請求してください。また、「学力に関する証明書」は、学校種（中学校1種及び2種、高校1種）及び教科（社会科、地理歴史科等）ごとの発行となりますので請求時に注意してください。

### 4 教員採用決定後の手続きについて

各国公私立学校の教員採用試験等で、教員としての採用が決まりましたら、巻末の「教員採用情報（採用先）の届出」用紙にご記入の上、教務課まで提出してください。

記入いただいた内容は、教員を目指す在学生とO B・O Gの情報交換の場の構築等の資料として利用する予定です。

また、記入いただいた個人情報は、上記の目的にのみ利用し、厳正に管理します。

# 司書教諭コースについて

## 1 「司書教諭」とは

学校図書館法は、すべての小・中・高等学校に学校図書館の設置を義務付けています。この学校図書館で、専門的職務を遂行するために配置が義務付けられているのが、司書教諭と呼ばれる専門職員です。司書教諭の資格は文部科学省から交付される「司書教諭講習修了証書」によって証明され、修了証明書の効力は教員免許状の所持によって有効となります。

つまり、司書教諭とは、いわゆる公共図書館での業務にあたる図書館司書と異なり、あくまで教員免許状の取得が必要な資格です。

## 2 司書教諭資格取得の所要資格

以下の2つの条件が必要です。

- ①小・中・高等学校又は特別支援学校のいずれかの教員免許状を所持すること。（ただし、教員免許状の種類は、普通免許状又は特別免許状であること）
- ②以下に掲げられた5科目10単位すべてを本学通信教育部において修得すること。

### ＜司書教諭資格取得に必要な科目＞

講習規程に定める科目	本学通信教育部での開講科目			単位数	配当学年
	試験時間割	科目コード	科目名		
学校経営と学校図書館	1	U20100	学校経営と学校図書館	2	2年
学校図書館メディアの構成	2	U20200	学校図書館メディアの構成	2	2年
学習指導と学校図書館	3	U20300	学習指導と学校図書館	2	2年
読書と豊かな人間性	4	U20400	読書と豊かな人間性	2	2年
情報メディアの活用	1	U20500	情報メディアの活用	2	2年
合計単位数				10	

※上表の科目は、卒業所定単位に算入することができます。

## 3 司書教諭コース受講対象者

上記2から、司書教諭コースの受講対象者は、教員免許状を取得している又は在籍期間中に教員免許状が取得見込の方となります。

### ＜学部・専攻部門について＞

司書教諭コースを受講するにあたっては、特に所属する学部・専攻部門の制限はありません。

## 司書教諭講習修了証書の申請について

### 1 司書教諭講習修了証書とは

「司書教諭講習修了証書」とは、文部科学省が交付する資格を証明するものです。文部科学省が指定する司書教諭講習実施機関（東京都は東京学芸大学）へ本学通信教育部が一括して申請することにより、交付されます。

※個人で直接講習実施機関へ申請することもできます（5～6月頃）。詳細は文部科学省ホームページにて、講習実施機関を確認してください。

### 2 一括申請対象者

- ① 資格取得に必要な全科目（5科目 10 単位）を本学通信教育部で修得済の者。
- ② 教員免許状取得者又は教員免許状取得見込者。

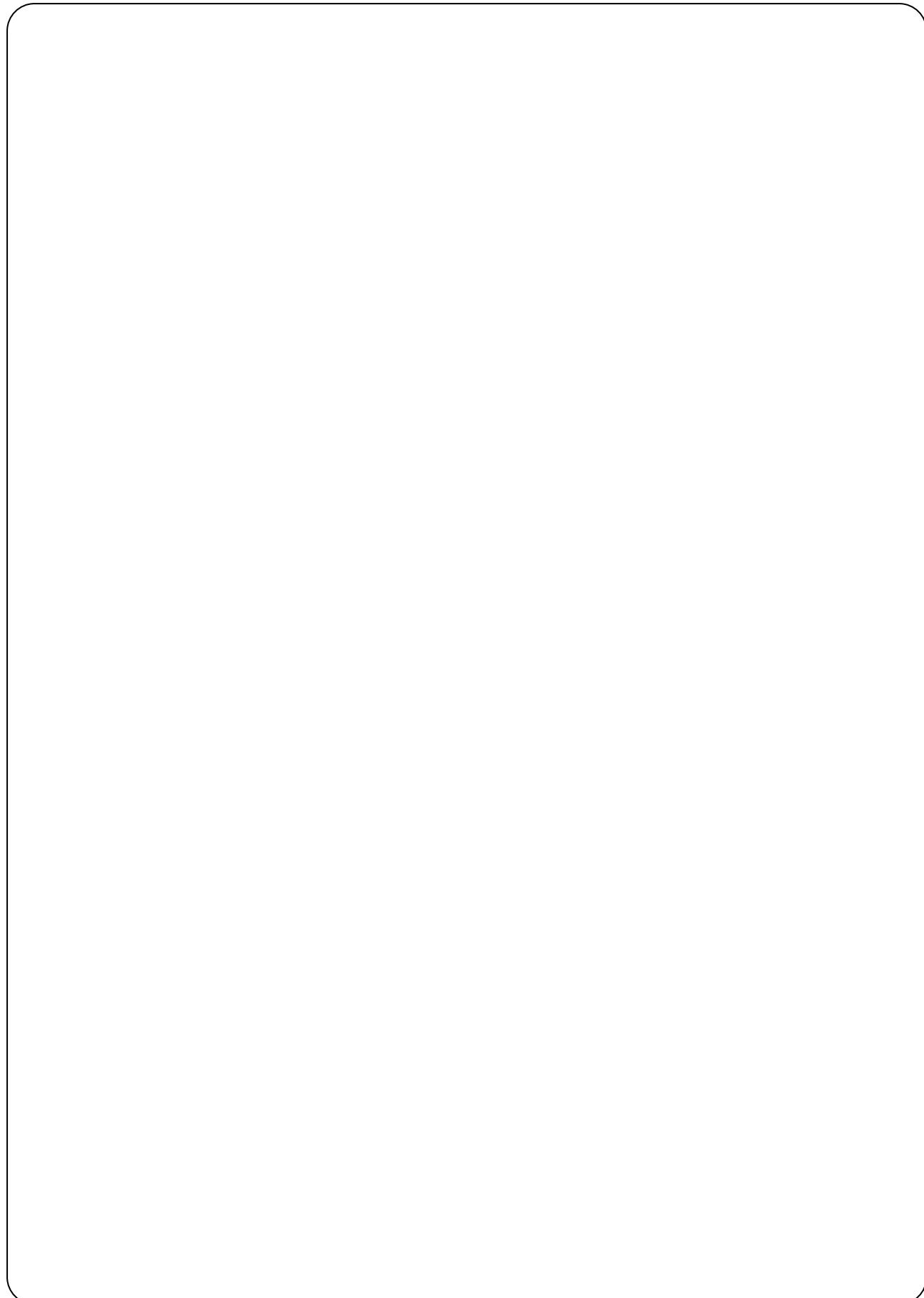
### 3 「司書教諭講習修了証書」一括申請の流れ

手続概要	時期	書類の動き
① 一括申請申込書配布願の提出 (ポータルサイトで2月頃に案内します。)	3月	学生 → 大学
② 「申込書」等の送付	7月	大学 → 学生
③ 「申込書」等、必要書類の提出 ※教員免許状を有する者は、「教育職員免許状授与証明書」の提出が必要になります。	7～8月	学生 → 大学
④ 一括申請手続き	8月	大学 → 講習実施機関
⑤ 「修了証書」の受取	翌2月	講習実施機関 → 大学
⑥ 「修了証書」の交付	翌2～3月	大学 → 学生

### 4 一括申請を希望する場合の単位修得充足時期

配布願提出後の予定	単位修得充足時期
卒業予定	配布願提出年度の昼間スクーリング（後期）結果まで
退学・修了予定	配布願提出年度の3月末まで
在籍予定	配布願提出年の第2回科目修得試験結果まで

*MEMO*



## 1 学芸員とは

学芸員は、博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究、その他これと関連する専門的事項を業務とします。したがって、専門職員として博物館などの業務に携わるためには学芸員の資格が必要となります。

## 2 入学形態について

### ① 履修できるのは正科生のみ

学芸員コースを履修するためには、本学通信教育部の正科生として入学することが必要です。したがって、科目履修生は学芸員コースの履修はできません。

### ② 入学する学部・学科（専攻）について

学芸員コースは、正科生であればどの学部・学科（専攻）に所属していても履修することができ、また卒業所定単位の一部に算入することができます。

ただし、資格取得に必要な履修科目内容の特性から、文理学部史学専攻で履修されることが最も適しています。

## 3 学芸員資格取得の要件

学芸員の資格を取得するためには、次の2つの条件を満たす必要があります。

①大学を卒業して、「学士」の学位を得ること。

②次項に示す〈必修科目〉及び〈選択必修科目〉の15科目36単位すべて本学通信教育部において修得すること。

### ① 「学士」の学位について

学芸員資格取得の条件である「学士」とは、国内の大学を卒業することで得られる学位です。

したがって、本学に入学した時点で、既に大学を卒業して「学士」の資格を取得している場合には、既にこの条件は満たしていますので、本学を卒業する必要はありません。

※海外の大学出身の場合は、本学を卒業する必要があります。本学3年次編入学の条件とは異なりますので、ご注意ください。

### ② 必要な科目の単位修得について

本学で学芸員資格取得を目指す場合には、設定されたすべての科目を本学で修得する必要があります。

したがって、出身大学等で学芸員課程にかかる科目を修得し、本学へ編入学したとしても、単位認定等は行いませんので注意してください。前学籍が本学通信教育部にある方も同様に、現学籍ですべての科目を修得する必要があります。

### ③ 学芸員資格証明書について

学芸員課程の単位修得証明書が必要な場合、教務課で証明書発行の手続きを取ることで取得することができます。

# II

## 学芸員資格取得に必要な科目

博物館法施行規則に定める科目及び本学での開講科目は下表のとおりです。

学芸員資格取得の条件を充足するためには、以下の「必修 11 科目（20 単位）」と「選択必修 4 科目（16 単位）」の、合わせて「15 科目 36 単位」の修得が必要となります。

### 1 必修科目（11 科目 20 単位） 以下のすべての科目の修得が必要です。

試験時間割	科目コード	本学での開講科目	単位数	配当学年	試験時間割	科目コード	本学での開講科目	単位数	配当学年
1	Y20100	生涯学習論	2	2年	3	Y20900	博物館教育論	2	2年
2	Y20300	博物館概論	2	2年	4	Y21000	博物館情報・メディア論	2	2年
4	Y20400	博物館経営論	2	2年		Y301S0	博物館実習 I*	1	3年
3	Y20600	博物館資料論	2	2年		Y302S0	博物館実習 II*	2	3年
1	Y20700	博物館資料保存論	2	2年		Y304S0	博物館実習 III*	1	4年
2	Y20800	博物館展示論	2	2年			合 計	20	—

\* 「博物館実習 I」、「博物館実習 II」及び「博物館実習 III」の不合格判定後の再履修は認めません。

### 2 選択必修科目（4 科目 16 単位） 以下の 8 科目の中から 4 科目の修得が必要です。

試験時間割	科目コード	本学での開講科目	単位数	配当学年	試験時間割	科目コード	本学での開講科目	単位数	配当学年
1	B11200	文化史	4	1年	1	Q30500	考古学概説	4	2年
3	B11400	美術史	4	1年	3	Q31700	古文書学	4	2年
3	B12000	生物学	4	1年	4	Y21200	民俗学	4	2年
4	B12300	科学史	4	1年	2	Y21300	文化人類学	4	2年

\* 「文化史」、「美術史」、「科学史」及び「生物学」は総合教育科目と共通です。

\* 「考古学概説」及び「古文書学」は文理学部史学専攻専門教育科目と共通です。

## 博物館実習について

### 1 博物館実習の内容

博物館実習はⅠ～Ⅲまであり、すべて必修科目です。各実習の大まかな内容は、以下のとおりです。

#### 【博物館実習の種類と内容】

科目名	主な実習内容	実習期間※
博物館実習Ⅰ	学内施設（文理学部学芸員実習室）にて、資料の取扱方法・梱包等の基礎を学ぶ。	3日間
博物館実習Ⅱ	都内近郊の博物館を担当教員の引率のもと訪問し、収蔵室、展示室等の見学を通して、博物館の活動や学芸員の業務について理解する。	3日間
博物館実習Ⅲ	実際の博物館で各実習先が定める実習内容（資料整理・展示作業等の補助）を通して、博物館全般にわたる理念を学び、認識を深め、学芸員としての自覚、使命感を学ぶ。	約1週間 ～10日間

※実習期間は目安です。実習内容によって変更となる場合もあります。

### 2 博物館実習の開講時期と実習費用について

#### 【各実習の開講時期と実習費】

科目名	開講時期（予定）	博物館実習費
博物館実習Ⅰ	8月（夏期スクーリング開講期間中の3日間） 3月（主に金・土・日曜日の3日間）	20,000円
博物館実習Ⅱ	5・6月、11月（主に金・土・日曜日の3日間）	20,000円
博物館実習Ⅲ	各実習先が定める日程（主に7月～10月の一週間程度）	20,000円

- ① 博物館実習Ⅰ及びⅡの開講時期・期間については、各年度の実施計画に基づいて開講しますので、ポータルサイト又は『夏期スクーリングの手引』で詳細を確認してください。
- ② 上記実習費以外に、見学実習における交通費等の実費は、学生各自の自己負担となります。
- ③ Ⅰ～Ⅲの各実習費20,000円には、スクーリング受講料（10,000円）の他に、実習に伴う消耗品費及び保険料等の諸経費負担分（10,000円）を含みます。
- ④ 上記実習のほか、博物館実習Ⅲは事前指導及び事後指導を1月に行いますので必ず参加してください。  
12月上旬にポータルサイトに案内を掲載します。

### 3 博物館実習の受講資格と充足時期

博物館実習Ⅰ～Ⅲを受講するためには、以下の指定科目の単位を受講する実習の時期に合わせて修得しなければなりません。指定科目のうち、下記期限までに一つでも未修得の科目があると各博物館実習を受講することはできませんので注意してください。

科 目 名	指定科目	実習の時期	受講資格を充足するための期限
博物館実習Ⅰ	生涯学習論 博物館概論	春期（3月）	第4回科目修得試験結果まで
	博物館経営論 博物館資料論 の計4科目	夏期（8月）	第1回科目修得試験 東京スクーリング（5月期）結果まで
博物館実習Ⅱ	博物館資料保存論 博物館展示論 博物館情報・メディア論 博物館教育論 博物館実習Ⅰ の計5科目	春期（5・6月）	第1回科目修得試験結果まで (東京スクーリング（4月期）の結果は含まれません。)
		秋期（11月）	夏期スクーリング結果まで
博物館実習Ⅲ	博物館実習Ⅱ		受講時4年生であり、博物館実習Ⅱに合格していること。

※各実習を受講するには、事前に申込みが必要です。

受講手続きについては、後掲のP.119「6 受講手続」とP.120「IV 学芸員資格取得までの流れ」を確認してください。

### 4 博物館実習Ⅲについて

#### ① 館務実習先は、各自で確保する

「博物館実習Ⅲ」における館務実習先については、大学では斡旋しておりません。したがって、館務実習を行う実習先は、各自で探し事前に確保しておかなければなりません。

実習生を募集する日程、申込方法等は館によって異なります。館によっては前年度から募集するところもあるので、興味関心がある博物館のホームページ等情報をよく収集し、申込時期を過ぎてしまうことがないように注意してください。一般的には前年12月～3月に募集を行うところが多いようです。

また、実習の申込みをする前に、必ず実習先候補の博物館を見学してください。

## ② 館務実習先として認められる博物館とは

館務実習は「～博物館」という名称がつけば、どこの博物館でも実習ができるわけではありません。館務実習先としての博物館は、原則として「博物館法」に定める「登録施設」又は「博物館に相当する施設」に限定されますので、実習先確保の際によく確認してください。

また、実習先によっては、募集定員が定められており、選考が行われることもあります。実習先はよく吟味してください。以下の条件を満たしていると、実習先の候補として有力と思われます。

### 【望ましい館務実習先】

- ・現在の居住地から比較的近い博物館である。もしくは博物館の近隣に実家があるなど、定期的に通うことができる。
- ・自身の所属学部学科、専攻に準じた展示内容の博物館である。
- ・上記に該当しなくとも、現在の職業等なにかしらの接点を見出すことのできる博物館である。
- ・「なぜその館で実習を行いたいのか」を具体的かつ簡潔に述べることができる。

なお、下記に該当する博物館等の施設は原則館務実習先として認められないので注意してください。

#### 館務実習先として認められない博物館・施設

- ・国立博物館
- ・大規模な公立博物館
- ・美術館等特殊な専門性が求められる博物館・施設

これらの館は、ホームページ等で実習の受け入れを行っていないことを謳っているか、または受け入れを行っていても募集枠が非常に少ないので、条件を設けていることが多く実習を行うことが困難です。

博物館の展示内容だけを見るのではなく、「どういった実習内容が行えるのか」という点にも着目して実習館を選ぶようにしてください。

## ③ 実習先の受け入れについて

受け入れ先の博物館によっては、「1大学1名」といったように、受け入れ枠を定めているところもあるため、必ずしも希望する博物館で実習を行うことができるとは限りません。大学内で調整を取ることもあるので、希望する実習館が変更になった場合は必ず教務課の学芸員担当までご連絡ください。

## ④ 博物館実習Ⅲの単位認定時期について

「博物館実習Ⅲ」の館務実習の日程は、実習先の博物館によって様々です。しかしながら、大学が「博物館実習Ⅲ」修了後の単位認定を行うのは、1年内で3月のみです。

したがって、各自の館務実習が終了したとしても、すぐには単位認定には至りませんので注意してください。そのため、10月1日から9月30日までを一つの年度とする「10月入学生（後期生）」は9月末までに実習を終えていても次年度の在籍（年度授業料の納入）が必要となります。

## 5 事前指導・事後指導

事前指導は、「博物館実習Ⅲ」受講における事前指導で、博物館の理念や認識を深め、積極的に実習に臨んでもらうため年1回実施しています。資格取得希望者は、博物館実習Ⅲの希望前年度に必ず事前指導を受講してください。

事後指導は、「博物館実習Ⅲ」を受講した学生に対し、実習報告やふり返りを通じて、自身の課題解決や学芸員としての資質を高めることを目標として実施します。

令和2年度事前指導（令和3年度博物館実習Ⅲ受講希望者対象）

時期（予定）	令和3年1月23日（土）午前9時30分～午後5時
場所	日本大学通信教育部校舎（市ヶ谷キャンパス）
備考	ポータルサイトに12月上旬に案内を掲載します。 午前中は実習先の選定について、午後は当該年度に博物館実習Ⅲを受講した学生の実習報告等に参加します。 なお、事前指導を受講した年度に、博物館実習Ⅲを受講することはできないので、注意してください。 また、事前指導受講後の翌年度に博物館実習Ⅲを受講できなかった場合、博物館実習Ⅲを受講する前年度に再度、事前指導を受講する必要があります。

令和2年度事後指導（令和3年度博物館実習Ⅲ受講者対象）

時期（予定）	令和4年1月中旬～下旬
場所	日本大学通信教育部校舎（市ヶ谷キャンパス）
備考	詳細は、「博物館実習Ⅲ」受講者あてに個別に通知します。

## 6 受講手続

大学への各博物館実習の手続きは以下のとおりです。

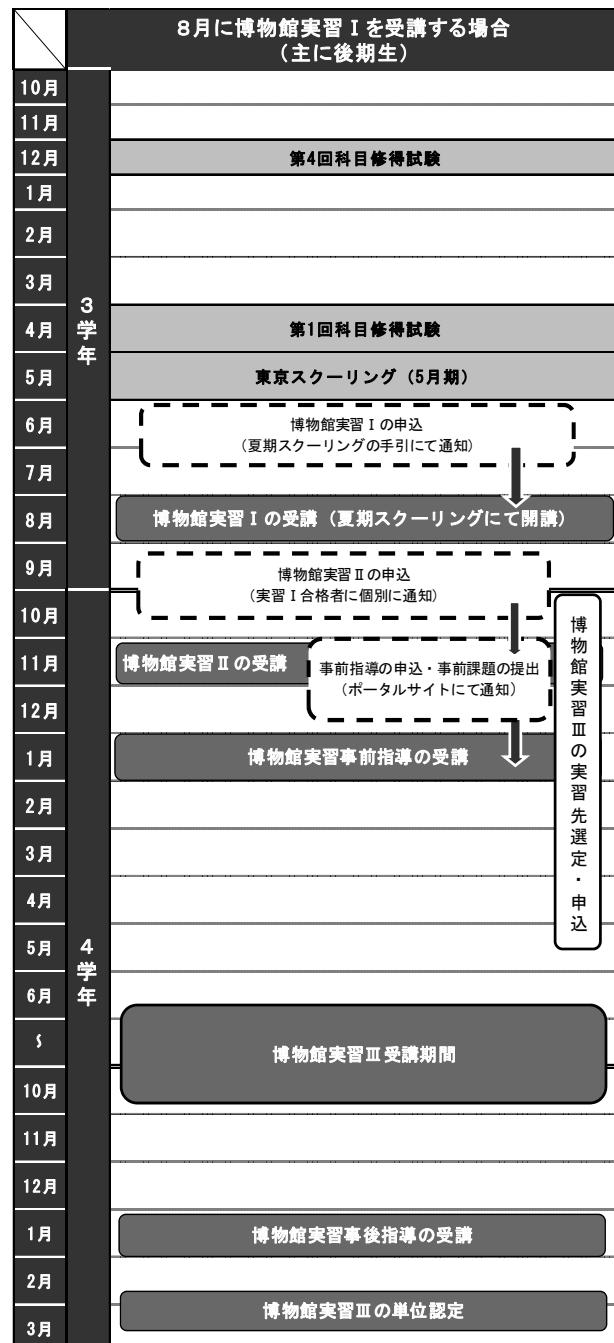
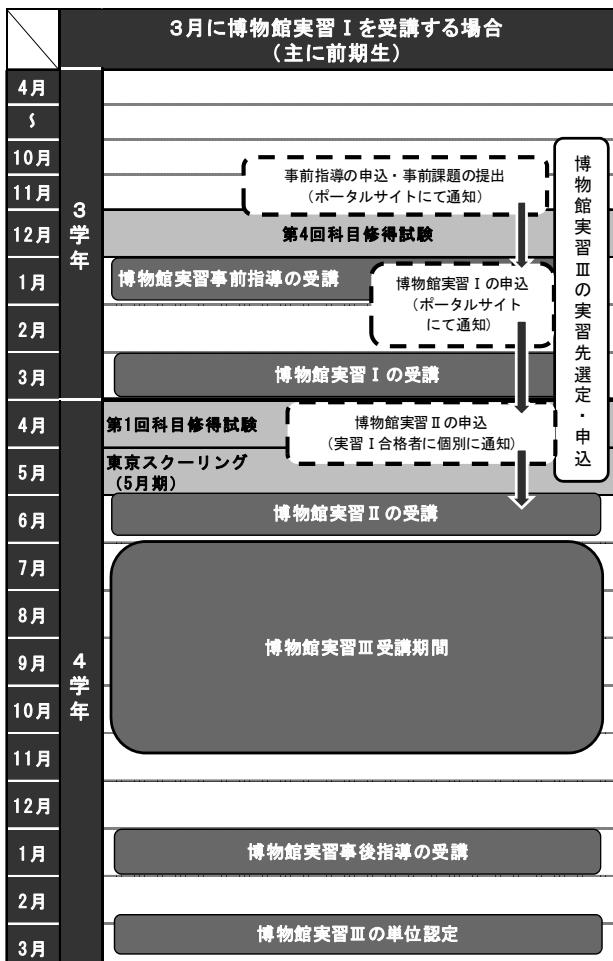
科目名	受講する実習の時期	手続時期（予定）
博物館実習Ⅰ	春期（3月）	1月頃、ポータルサイトにて通知
	夏期（8月）	6月頃、『夏期スクーリングの手引』にて通知
博物館実習Ⅱ	春期（5・6月）	3月の実習Ⅰ終了後、4月頃個別に通知
	秋期（11月）	8月の実習Ⅰ終了後、9月頃個別に通知
博物館実習Ⅲ	【事前指導】 受講前年度の1月 【実習時期】※ 7月～10月 【事後指導】 受講年度の1月	受講前年度の12月頃、ポータルサイトで事前指導の申込みについて通知します。事前指導は、実習Ⅲ受講前年度に受講しなければなりません（実習Ⅲ受講延期した場合は、再度事前指導を受講する必要があります）。 また、申込時に実習希望館について事前課題を課されます。

※博物館実習Ⅲの実習時期、期間は各実習館によって異なります。

## 学芸員資格取得までの流れ

### 学芸員コース履修モデル

各実習における受講条件の内訳は、前掲「III 博物館実習について」に掲げたとおりです。本学通信教育部入学後に2年～2年半で各実習を行うための履修モデルを以下に示すので、履修の参考にしてください。



※後期生の場合、最低2年半以上の在籍が必要となります（博物館実習Ⅲを行う年度の4月に4学年である必要があります）。3年目の年度授業料納入が必要となりますので、注意してください。

## 卷末資料



## コース登録届

学 部 (科目履修生は科目履修生に○をしてください)	_____学部 • 科目履修生
学 科 専 攻	_____学科 _____専攻(_____)
学 生 番 号	.....
氏 名	
コ ー ス 名	<p><input type="checkbox"/> 教職コース ( ) 内に取得希望教科を記入すること          中学2種( 科)          中学1種( 科)          高校1種( 科)( 科)( 科)</p> <p><input type="checkbox"/> 学芸員コース  <input type="checkbox"/> 司書教諭コース</p> <p>希望コースの□にチェックを入れてください。          複数コースの登録も可能です。  <u>ただし科目履修生は「学芸員コース」を履修できません。</u></p>

※提出後、約1週間程度でポータルサイトに反映される予定です。

提出先：〒102-8005  
 東京都千代田区九段南4-8-28  
 日本大学通信教育部 教務課 学籍係

事務局使用欄



併せて提出するもの  
・返信用封筒(角形2号封筒)  
(140円切手貼付・住所・氏名明記)  
※窓口持参の場合は不要

年 月 日

日本大学通信教育部 御中  
(提出先: 教務課)

## 履修カルテ配布願

学生番号								
氏名								



送付先: 〒102-8005  
東京都千代田区九段南4-8-28  
日本大学通信教育部 教務課 学籍係

事務局使用欄



## 教員採用情報（採用先）の届出

※太枠内に記入してください。

提出年月日 令和 年 月 日

学生番号			ふりがな 氏名	
採用年月日	令和 年 月 日 (いつからの勤務か記入してください。)			
採用先	都道府県名 ( )	公立 ( )	教育委員会 学校	
		私立 (学校法人 ( )	学校)	
採用形態	常勤・非常勤（時間給）・その他 その他の採用形態 ( )			
学校種	中学校・高等学校・その他 ( )			
教科				
連絡先	※今後も、連絡が取れる連絡先を記入してください。 電話番号： メールアドレス： 住 所：			

- 教員を目指す在学生とO B・O Gの情報交換の場の構築等の資料として利用する予定です。
- 記入いただいた個人情報は、上記の目的にのみ利用し、厳正に管理します。

### 【提出先】

〒102-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

日本大学通信教育部 教務課 学籍係

(教職課程履修者用)







DISTANCE LEARNING DIVISION, NIHON UNIVERSITY  
〒102-8005 東京都千代田区九段南4-8-28 日本大学通信教育部